令和８年第２回蟹江町議会定例会会議録

招集年月日	令和８年６月16日（火）			
招集の場所	蟹江町役場　議事堂			
開会（開議）	６月16日　午前９時00分宣告（第２日）			
応招議員	１番	武　藤　くるみ	２番	多　田　陽　子
	３番	志　治　市　義	４番	石　原　裕　介
	５番	山　岸　美登利	６番	飯　田　雅　広
	７番	板　倉　浩　幸	８番	水　野　智　見
	９番	三　浦　知　将	10番	吉　田　正　昭
	11番	冨　田　さとみ	12番	伊　藤　俊　一
	13番	安　藤　洋　一	14番	佐　藤　　茂
不応招議員				

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	常勤特別職	町長	横江　淳一	副町長	加藤　正人
	政策推進室	室長	小島　昌己	政策推進課長	丹羽　修治
		ふるさと振興課長	加藤慎太郎		
	総務部	部長	鈴木　孝治	次長兼安心安全課長	森　実央
		総務課長	藤下　真人	税務課長	服部　幸太
	民生部	部長	不破　生美	介護福祉課長	松井智恵子
	産業建設部	部長	肥尾建一郎	土木農政課長	浅井　修
		環境課長	太田　圭介		
	上下水道部	部長	石原　己樹	水道課長	東方　俊樹
	消防本部	消防長	竹内　豊	消防署長	山田　悌司
	教育委員会事務局	教育長	服部　英生	教育部長	舘林　久美
		教育課長	兼岩　英樹	給食センター所長	古賀慎一郎
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局	局長	萩野　み代	書記	荒木　慎介
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 （会議規則第21条）				

日程第１　一般質問

番　号	質　問　者	質　問　事　項
１	志　治　市　義	20年後の町行政の展望と課題について……54
２	水　野　智　見	①企業誘致について問う……64
		②インフラ整備の整え方について問う……69
３	山　岸　美登利	重層的支援体制整備事業の本格実施について……78
４	板　倉　浩　幸	①イラン情勢、その影響について……88
		②蟹江町水道事業、料金改定について……96
５	三　浦　知　将	住民意見の収集と政策反映のあり方について…… 103
６	安　藤　洋　一	電子投票への取り組み状況を問う…… 113
７	飯　田　雅　広	①CO_2を食べる自販機の推進とゼロカーボンシティ宣言の表明について…… 121
		②公立小中学校への自動販売機設置による熱中症対策について…… 126
８	冨　田　さとみ	救急キットと災害時避難行動支援者登録…… 133
９	多　田　陽　子	学校給食について…… 145

○議長　伊藤俊一君

皆さん、おはようございます。

令和８年第２回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただき、誠にありがとうございます。

西尾張シーエーティーヴィ株式会社から、本日及び明日の撮影、放映許可願が出されておりますので、議会傍聴規則第４条の規定により、これを許可いたしました。

議員のタブレット及び理事者の皆さんのお手元に、議事日程と安藤洋一君、板倉浩幸君から提出されました本日の一般質問の際の参考資料を配付しておりますので、お願いをいたします。

議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき、出席議員へのタブレットの持込みを許可しております。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態で使用していただきますようお願いをいたします。

傍聴される皆様にもお願い申し上げます。議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにしていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

議会広報編集委員長から、広報掲載用の写真撮影をしたい旨の申出がありましたので、一般質問される議員の皆さんは、昼の休憩中に本会議場にて写真撮影を行いますので、ご協力をお願いいたします。

一般質問される議員の皆さん、答弁される理事者の皆さんに、議長と議会広報編集委員長からお願いいたします。一般質問を行った後、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局へご提出いただき、広報及び会議録の作成にご協力いただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第１　「一般質問」を行います。

順次発言を許可いたします。

質問１番　志治市義君の質問、「20年後の町行政の展望と課題について」を許可をいたします。

志治市義君、質問席へお着きください。

○３番　志治市義君

３番　新風　志治市義です。

議長のお許しをいただきましたので、通告書の内容に従って、「20年後の町行政の展望と課題について」質問をいたします。

名古屋市生まれのジャーナリスト、河合雅司さんが2017年に著された「未来の年表」を読

んで、私は衝撃を受けました。そこで、河合さんの著した「未来の年表２」や「未来の地図帳」など、この続編を読み、さらに驚いているところです。お読みの方もおられると思いますが、少しだけ紹介しますと、総務省発表の資料によると、2017年現在、国民の70歳以上の割合は、総人口の５分の１。今後、高齢者の人口の割合はますます増加。

農水省の食料・農業・農村白書2017年版によると、2005年に比べて農家数は32％減少、農業従事者の高齢化もさらに顕著に。さらには、自治体の半数が消滅。やがて、３戸に１戸が空き家、高齢者が高齢化、運転手不足で物流がパンク、あらゆる分野で人が不足などなど。

厚労省が、６月３日に日本の人口推移を発表しました。出生数は67万人。これは10年連続過去最少、出生率も過去最低です。１人の女性が一生の間に産む子供の数である合計特殊出生率は、1.14です。愛知県は４万5,515人で、1.22、全国27位であります。

国立社会保障・人口問題研究所が公表した将来推計人口では、この67万人になるのは2040年とされていました。出生数の減少幅は近年と比べて穏やかですが、依然、少子化は進んでいます。

本町もこの影響は免れ得ないと思います。将来のまちづくり、町の発展を推進していくためには、今や必至となっているこの人口減少、少子化、高齢化等の課題を今からしっかり捉え、将来のビジョンを明確に描いて町政を進めていくことが不可欠だと思います。そこで、このことについて質問をしたいと思います。

まず、当町の20年後、2045年の人口をどれほどと想定していますか。年齢の３区分別、増加率も含めてお教えください。

○政策推進課長　丹羽修治君

ご質問のありました20年後の蟹江町の2045年の人口はどれくらいか、また、年齢の３区分別、増加率も含めてお答えさせていただきます。

蟹江町の2045年の推計人口は３万2,886人と予測されており、2025年からおよそ3,900人減り、10％ほど減少すると見通されております。

年齢３区分別人口としましては、15歳未満人口は2045年に3,358人と、770人減り、18％ほどの減少となっております。

15歳以上64歳未満では１万8,331人と、およそ4,500人減少し、減少率は20％ほどとなっております。

また、65歳以上人口は増加し続け、2045年には１万1,197人、およそ1,400人増の14％ほどの増加率と予測されております。

これらの値は、2020年の国勢調査までの実績値による国立社会保障・人口問題研究所の推計値となります。

以上でございます。

○３番　志治市義君

ありがとうございます。

では、今おっしゃられたような20年後の本町の姿を踏まえたとき、行政運営はどのような変化、あるいは影響があると考えていますか。

○副町長　加藤正人君

それでは、私からご答弁を申し上げます。

何しろ20年先の話でございますので、明確にお答えできるような根拠というのはございませんけれども、今後の、先ほどの人口動向や、また、一般的に言われている様々な予測を勘案をいたしますと、１つには、人口減少や人口構成の変化に応じまして、住民ニーズの量が増減をしたり、あるいは、ニーズの内容が変化をすることが想定をされております。

また、役場も含め、各分野における人手不足、人材不足、あるいは、施設やインフラの老朽化、効率の低下は、より過剰になるものも出てくるのではないかというふうに思っております。

さらに、歳入不足など、財政面への影響もあるのかなと思っているところでございます。

以上でございます。

○３番　志治市義君

行政運営には大きな変化、影響があるとお考えですね。

20年後の最も大きな懸念材料は、私は、あらゆる分野での人材不足だと考えます。このことについては、どのようにお考えでしょうか。

○副町長　加藤正人君

では、人材不足についても私からご答弁を申し上げます。

人材不足、人手不足を考えるに当たりましては、１つは、社会全体の労働力の観点、それから、２つ目は、地域活動の担い手の観点、さらに、役場職員の観点という３つの視点があるのかなというふうに思っております。

このうち、社会全体の労働力につきましては、国や県の政策によるところが大きいのかなと思っておりますけれども、女性、高齢者、外国人、そしてＤＸという、これは現在の取組でございますが、その延長線が、しばらくのところ基本になるのかなというふうに思っているところでございます。

ただ、20年後の例えばＤＸの発達というのは、やはり想像を超えているようなところがございまして、一時、ＡＩが発達をすると今の仕事の半分ぐらいなくなるという、そういう議論もありましたけれども、少し予想がつかないところがあるのかなというふうに思っております。

また、外国人につきましては、今後の国としての方針によるところが大きいと思っておりますが、受入れがやはりさらに拡大していく可能性というのはあると思っておりまして、その場合、地域にとりましては、外国人との共生の在り方が一段と大きな課題になってくると

いうふうに捉えているところでございます。

また、役場職員の確保も、やはり徐々に難しくなる可能性があると思っております。女性の採用というのは既に役場についてはかなり進んでおりまして、また、外国人となると、やはりいろんなハードルというのはございます。そう考えると、やはり高齢者のさらなる活用というのが当面の取組なのかなというふうに思っております。

また、いろんな人材獲得競争というのは激しくなると思いますので、雇用条件も含めて、魅力ある職場づくりというのを、これは今からですけれども、続けていかなければいけないなというふうに思っているところでございます。

なおですが、現在、国の第34次地方制度調査会が開催をされておりますけれども、その中で、市町村の事務を軽減する議論がなされております。地方分権の中で、市町村の事務が少し過重になりつつあるという、そういう全国的な問題意識の下での議論というふうに、それを承知をしておりますけれども、こうした議論も参考に、業務の見直しやＤＸの推進などによりまして、職員が増えなくても、やはり対応できるような職場づくりというのも進めていかなければいけないというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○３番　志治市義君

今お話をお伺いする限り、人材不足ということだけ取ってみても、課題は少なくないですね。

実は、20年後は、これに加えて、私は公共施設やインフラ等の老朽化も大きな課題になってくると思います。

では、これらの施設やインフラの維持管理をこれから将来にわたって、どのようにしていこうと考えておられますか。

○副町長　加藤正人君

それでは、公共施設、インフラにつきましてご答弁を申し上げます。

人口減少、さらには、いわゆる都市のスポンジ化と言われていますけれども、空き家や空き地が小規模な単位で散発的に発生をして、都市の密度が低下をするということですけれども、そういうことによりまして、公共施設の維持管理の効率の悪化とか、あるいは１人当たりのコストの増加というのが懸念をされるところでございます。

また、さらに、蟹江町では全体的に公共施設の老朽化が進んでおりまして、施設の更新に際しましては、今後の利用状況等を踏まえて、廃止、縮小、統合等のやはり判断が必要になってくるのかなというふうに考えているところでございます。

そうした中で、現在は、今年度、蟹江保育所の乳児専門施設への改修と、それに合わせたひまわり園の移転、蟹江子育て支援センターの廃止などを進めているというところでございます。

今後は、15歳以下の人口の減少や校舎の老朽化が一段と進むということで、小中学校の在り方が大きな課題になってくるのではないか、抜本的な視点も含めて検討が必要になるというふうに思っているところでございます。

さらに、20年後となりますと、この役場庁舎、中央公民館、あるいは町体育館の在り方も検討課題になってくると捉えているところでございます。

以上でございます。

○３番　志治市義君

今のご答弁で、町が今現在から施設等の維持管理に目を向けて取り組んでおられることを伺いまして、安心しております。しかし、施設の維持管理もやはり課題が多いですね。

私がさらに大きな課題だと思うのは、日本がこれから少子化、高齢化がどんどん進んでいくことです。この影響を町としてどう捉えていますか。

また、この影響を小さくするために、どんな方策を考えておられますか。

○副町長　加藤正人君

なかなか難しいご質問でございますが、第２問での答弁を踏まえまして、行政に対するニーズの変化という点から、まずはお答えをしたいと思っております。

仮に現在と同じ事業を将来も実施をすると仮定をいたしますと、人口規模の先ほど言いました変動に応じまして、子供に関する事業量というのは、子供の数が減るんで、減少をし、高齢者に関する事業量が量としては増大をするというのが、基本的な方向になるのかなというふうに思っております。

ただ、常に新しい住民ニーズや行政ニーズというのは発生をしておりまして、その時々の判断、対応によって結果は大きく変わってくる、左右されるのかなというふうに、そういうふうに思っているところでございます。

そうした中で、特にこれから増える高齢者について申し上げますと、近年やはり高齢者の置かれた状況というのは、非常に多様化しているのかなというふうに思っております。一口に、一くくりに高齢者と言っても、現役を長く継続される方もいらっしゃいますし、地域活動や社会活動で活躍する人、あるいは健康な日常生活を重視をしていこうという人、あるいは介護や介護予防がやっぱり必要な人、様々だと思います。

さらに最近では、独り暮らしの方、あるいは身寄りがなく亡くなる方が増えるなど、やはり様々な新たな状況というのも増えてきてございます。それによって、やはり行政に対するニーズというのは、一段と、量的な問題ではなくて、内容も複雑化しているのかなというふうに思ってございます。

そうした中で、個人的には、高齢者の方が元気で、健康で、元気に活動して暮らすことができる、生涯活躍のまちづくりという方向が非常に重要かなというふうに思っておりますけれども、いずれにしても、やっぱり国全体として、改めて超高齢社会の方向性というのをも

う一度、示していただくような時期にあるのかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○３番　志治市義君

確かにこれは町民だけでなく、日本国民全体で考える必要もあります。

では、この人口減少が今度は町財政に及ぼす影響、これをどのように捉えておられますか。

○総務部長　鈴木孝治君

それでは、質問のございました人口減少が町財政に及ぼす影響についてお答えいたします。

一般的に、人口減少は経済にとってマイナス方向の要素でありますが、経済成長には様々な要因があり、20年後を展望するのは困難であります。

また、税収をはじめ、町財政についても、１つは、今後の経済動向、２つ目は、そのときの税財政制度、そして町の今後の地域づくりの結果等に左右されるものであり、何とも言いづらいのですが、少なくとも財政に余裕のある姿は想像できないのではないかと思っております。

そして、日頃から事業の必要性、有効性、効率性を勘案し、最少の経費で最大の効果を上げる、身の丈に合った財政運営を継続していくことが基本であり、その上で、真に地域の発展や住民福祉の向上につながる事業に積極的に取り組んでいく。めり張りというか、柔軟な財政運営がより重要になると考えております。

○３番　志治市義君

確かに20年後の本町の姿は、なかなかやっぱり捉えにくいと思います。難しい質問への丁寧なご答弁、ありがとうございます。

先ほどの副町長さんのご答弁にもありましたけれども、人口減少や少子化は、義務教育、小中学校にも大きな影響があると私も考えます。そこで、ここからは、本町の将来の教育行政という点に絞って伺います。

まず、現在の児童生徒数と過去の推移を教えてください。

○教育課長　兼岩英樹君

ただいまご質問をいただきました現在の児童生徒数と過去の推移についてお答えさせていただきます。

現在、児童生徒数は、５月１日現在で、小学生1,646名、中学生894名の2,540名となります。

過去からの推移として、５年前は2,791名、10年前は2,875名、15年前は3,062名と、過去に遡り比較すると、減少傾向となってございます。

以上でございます。

○３番　志治市義君

ありがとうございます。

先ほどのご答弁では、20年後の町の人口は10％ほど減少するということでした。これを踏まえると、今、少しずつ減少傾向にあるということですが、20年後の児童生徒数はどれほどになると想定しておられますか。

○教育課長　兼岩英樹君

ただいまご質問のございました、20年後の生徒数を想定しているかということでございます。

先ほどの政策推進課長の答弁にもありました年齢３区分別人口推移の今後の見通しを引用し、現在の児童生徒数と15歳未満人口の割合、約62％を当てはめて算出しますと、2045年の児童生徒数は、2,000人前後まで減少することが推察されます。

以上でございます。

○３番　志治市義君

現在、各学校のクラス数はどのようなルールで決められていますか。

また、そのルールに従うと、20年後のクラス数はどうなると考えられますか。

○教育課長　兼岩英樹君

ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

現在のクラス編制は、県の示す人数で配置されてございます。小学１年生から中学２年生までは１クラス35人とし、中学３年生につきましては、40人編制となります。

今後も県の示す人数でクラス編制を行ってまいりますが、全体の児童生徒数の減少傾向となりますので、普通学級のクラス数は減少となり、特別支援学級のクラス数は、対象となる児童生徒が増加傾向となることから、増加すると推測します。

以上でございます。

○３番　志治市義君

ありがとうございます。

では、今の話で、教育的見地から考えまして、適正なクラス数、あるいは学校の規模については、どう捉えていますか。

○教育課長　兼岩英樹君

ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

学校規模につきましては、単純に児童生徒の多いか、少ないかだけで判断するのではなく、子供たちの教育環境にどのような影響を与えるかという視点が重要であると考えます。

文科省では、集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力を伸ばしていくという特質を踏まえ、小中学校の学校規模、学級数等の標準などを12学級以上18学級以下と設定してございます。

以上でございます。

○３番　志治市義君

私の母校、そして勤務校であった蟹江中学校の本館ですけれども、昭和43年竣工と記憶しています。勤務中は、修繕箇所が幾つか出てきましたが、もともと頑丈な造りであることと、不具合の都度、すぐに町が直してくださり、不自由なく使うことができておりました。改めて町当局には感謝申し上げます。そこでお尋ねです。

町内において、老朽化等で使用がこれから難しくなる校舎や校内施設は、10年後、20年後、それぞれ、どれほどあると把握しておられますか。

○教育課長　兼岩英樹君

ただいまのご質問に対してお答えさせていただきます。

現状の校舎など、築30年を経過している建物は全体の76％を占め、中には、50年以上経過している建物も24％占めております。老朽化が進んでいる状況であることは、認識はしてございます。

そんな中で、当町が策定した「蟹江町公共施設等総合計画別冊」及び「蟹江町学校施設長寿命化計画」を参考にしますと、10年以内に使用できなくなる校舎、教室はございませんが、20年後となると、80年を経過する建物も出てまいり、長寿命化計画の基本的な方針の中で、目標使用年数、改修周期を掲げており、校舎、体育館の目標使用年数を80年としてございます。これに向け、改修工事などには多額の費用を要するため、計画的な対策が必要なところから優先順位を決め、安心・安全な学びの場の提供に努めることが必要と考えております。

以上でございます。

○３番　志治市義君

校舎等の施設老朽化、あるいは、それを維持するための対策等のことを考えますと、確かに頭が痛いですね。

今、学校統廃合の計画や施策が近隣市町でも立てられたり、行われたりということを聞きます。

では、20年後を見据えたとき、本町では、学校の統廃合は選択肢となり得ますでしょうか。なり得る場合、どんな課題があると考えておられますか。

○教育部長　舘林久美君

ご質問いただきました学校の統廃合、また、その課題についてお答えをさせていただきます。

当町におきましても、今後、統廃合の検討はすべきと考えております。検討につきましては、その時期及び該当校の選択は、今後の児童生徒の推移を考えながら進める必要があると思います。そのため、地域住民の皆様へのアンケートを行いながら、今後の児童生徒の減少による小規模の課題などを可視化し、統合についての効果検証を行い、統合に対する地域住

民の理解など、意見交換を行いながら進めることが必要と考えております。

また、統廃合の課題につきましては、校区が広範囲となりますので、通学距離、通学方法の問題や、児童生徒の交友関係、また、地域コミュニティの衰退など、検討課題が多くあると認識しております。

以上でございます。

○３番　志治市義君

どうもありがとうございます。どの問題も課題がとても多く感じます。

近年、例えば小中一貫校、中高一貫校、あるいは義務教育学校といった、学校を統合する形で教育を進める学校が少しずつ出てきています。これらの学校形態のメリットとデメリット、あるいは問題点や課題について、先ほど来、お尋ねした学校規模や統廃合等、様々な教育的見地から、教育長先生にお考えをお聞かせいただけるとうれしいです。

○教育長　服部英生君

それでは、志治議員から質問のありました小中一貫校、義務教育学校についてお答えさせていただきます。

義務教育学校は、小学校と中学校を１つの学校として運営する制度で、校長先生はお一人、教職員組織も１つになります。

メリットは、教職員の連携が取りやすいこと、中１ギャップが少ないこと、一貫した教育方針が取りやすいことなどです。

一方、小中一貫教育校は、小学校と中学校がそれぞれ独立した学校として存在しながら、９年間を見通した教育を連携して行い、学習内容の連続性、系統性を確保できたり、児童生徒の段階的、継続的な支援を行うことができたりします。そして、同じ敷地の場合もあれば、離れた場所にある場合もあります。また、中学校１校に対して、複数の小学校が存在する場合などもあります。教育目標やカリキュラムは、共有しながら連携をします。メリットとしては、既存の小中学校をそのまま活用することができること、地域の実情に合わせて導入しやすいこと、大規模な制度変更が不要であることなどです。

学級数の適正規模化に焦点を当てて考えると、小中一貫校では、校舎は既存のままであるので、１学級当たりの人数はそのままになります。学年が上がるときにクラス替えができるようにしたい、複式学級は避けたいなどの実現をするためには、学校を統合して児童生徒数を一定数以上にしないといけません。義務教育学校の場合も同じです。

志治議員が20年後の想定を質問されておりますが、今後、人口減少や少子化により、複式学級を行わなければならない自治体が多くなってくるだけに、国が１学級の人数基準をさらに引き下げたり、違った形式の学校形態が出てきたりするかもしれません。

蟹江町として、まず学校の適正規模化の解決の見通しを持ち、その先において、単に学校数を減らすのか、現在の学校のようにするのか、小中一貫教育校を目指すのか、義務教育学

校を目指すのか、新しく生まれる学校形態を目指すかなど、検討をすることになるかと思います。

以上です。

○３番　志治市義君

教育長先生のおっしゃるように、確かに20年後の町の姿を正確に思い描くのは、極めて難しいことです。今この時点で私たちが考えるべきは、将来に来るであろうことが出来してから対策を考えるのではなく、事が起こることを予想、予測して様々な方策を立てておき、その都度その都度、考え得る最良の施策を講じていくことが必要ではないかと考えております。

20年後というのは、まだまだ先の話です。しかし、鉄道に例えれば、昔々からおびただしい数の先達が土地を開き、路盤を整備し、レールを敷いた線路の上を先達の機関車に引っ張ってもらって、私は今ここにおります。ならば私は、今まで大切に、安全に運んできてくださった列車を降りておしまいではなく、後に続く本町や人生に大きな希望を抱いて列車に乗り込む人たちのために、さらに土地を開き、レールを敷いて、列車を走らせる責任を持ちたいと考えます。

そんな気持ちがありましたので、20年後の当町の姿について、難しい質問でございましたが、お考えを伺いました。真摯にお答えいただき、感謝します。ご答弁を忘れず、これからも我が蟹江町のために努力をしていきたいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長　伊藤俊一君

以上で、志治市義君の質問を終わります。

ここで、教育課長の退席と、土木農政課長、環境課長、ふるさと振興課長の入場を許可いたします。

暫時休憩といたします。

（午前９時34分）

○議長　伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前９時35分）

○議長　伊藤俊一君

質問２番　水野智見君の質問、「企業誘致について問う」、「インフラ整備の整え方について問う」を許可をいたします。

水野智見君、質問席へお着きください。

○８番　水野智見君

８番　水野智見です。

議長の許可をいただきましたので、１問目、「企業誘致について問う」、２問目、「インフラ整備の整え方について問う」と題し、順次お尋ねします。

まず、大項目の１番の「企業誘致について問う」です。

私は今年の２月に、「自治体の財政指標の見方」と題し、実質収支比率、経常収支比率、財政力指数など、もろもろの健全化判断比率についてを中心にした研修を受けてきました。そこで、地方財政の中で、改めまして、自主財源の割合が高いことが望まれるということを再認識させていただきました。

研修の修了の後にも、その研修に参加した他の市町村の議員さんとの交流会などもありまして、この中で、それぞれの自治体の方がどのようなことをしてみえるのか、財政の健全化に向けても含めて、企業誘致などについて、どう対応してみえるかということを、何人かの方にもお話を聞きました。そうした中で、今回質問をさせていただきたいと思います。

まず１問目、企業誘致の目的は、雇用の創出、地域経済の活性化、税収の増加などが期待できます。

まず、蟹江町の政策について伺います。

○ふるさと振興課長　加藤慎太郎君

ご質問のありました企業誘致に向けた町の政策についてお答えいたします。

企業誘致を行い、町内で創業する企業が増加した場合、雇用が創出され、地域経済の活性化、税収の増加にもつながることと思います。

町としましては、現在開発できる土地が多くないこともあり、すぐには、大規模企業誘致については難しいと感じます。

しかし、企業が増えることは町全体の活性化につながることですので、商工会とも連携し、まずは町内において中小企業の事業を起こす起業者が生まれるような手法、体制づくりを検討してまいります。

以上となります。

○８番　水野智見君

企業誘致にはいろんな制約もあるし、課題もあるかと思います。税収面でも、税収が増える部分もあるかと思いますが、企業誘致の条件として、固定資産税を何年か免除するとか、半額にするとか、許認可の関係も、先ほど課長が言われたとおり、調整区域の問題とか、いろんな課題もあるかと思いますが、そういった解決策も含めて、どのように検討されているのかを伺いたいと思います。

○ふるさと振興課長　加藤慎太郎君

ご質問のありました企業誘致における課題、その解決策等を検討しているかについてお答えさせていただきます。

企業の誘致を行うためには、課題としまして、工業用地等一団の土地の確保が必要と思いますが、蟹江町では、需要に合うような土地が多くはない現状であります。

また、地権者の方の同意を得ることも、ハードルは高いと感じます。この限られたキャパの中でも、企業からの要望等がありましたら、町としましても、できる限り寄り添えるよう努めていきたいと思います。

以上となります。

○８番　水野智見君

そこで、私が議長をやっていた頃に、大村愛知県知事のほうから、Ａｉｃｈｉ－Ｓｔａｒｔｕｐ戦略を掲げられ、支援拠点の整備や支援策などを推進をするということで、いろいろ当時の、当時というか、今も副知事をやってみえますが、古本副知事からも、いろんな提言等、あと、各自治体で、特に町村のほうで取り組んでもらいたいという、そういったような話もありました。この提案を含めて、町としてはどのように取り組んでいるのか、また、検討してみえるのかを伺いたいと思います。

○政策推進課長　丹羽修治君

ご質問のありました愛知県が推進しておりますＡｉｃｈｉ－Ｓｔａｒｔｕｐ戦略について、当町の取組をお答えさせていただきます。

愛知県におきましては、Ａｉｃｈｉ－Ｓｔａｒｔｕｐ戦略に基づき、支援拠点の整備や起業家支援など、スタートアップの創出、育成に向けた様々な取組が進められております。

当町におきましても、従来の製造業などに加え、成長性の高いスタートアップ企業も企業誘致の対象の一つとして捉えており、愛知県が主催する研修会やワークショップへ職員が参加し、スタートアップ支援に関する情報収集や知見の習得に努めているところでございます。

今後も愛知県との連携を図りながら、当町の地域特性を生かした事業展開の可能性について、情報収集に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○８番　水野智見君

先ほど言いましたように、知事からもいろいろな話があった中で、今、活動してみえるのは、鶴舞なんかにもＳＴＡＴＩＯＮを造ってみえますし、名古屋駅南のほうにも、新しく開設をされているというふうにも聞いています。

いろんな課題はあるかもしれませんが、それぞれの部署で協議をしていただきたいなと思っていますが、先ほどの、誘致に関して課題があるということをお話しされていましたが、そこの中で、ちょっと聞いていて思い出したのが、私が議員になって間もなくの頃に、町長肝煎りというか、ＹＵＭＥ創り会議というのをやってみえるというふうに聞いています。

それからずっと長いこと聞いていないですけれども、そのときには、町長のほうから、横

の連携とか云々をしっかり対応するために、そのＹＵＭＥ創り会議をつくられた中の理由の一つだというふうにも聞いていますが、こういったＹＵＭＥ創り会議などでは、このようなことも含めて話をされているのか、今後検討していきたいと思っているのかを含めてお尋ねします。

○政策推進課長　丹羽修治君

今、各部局横断的にというところでご質問いただいたかと思います。

ＹＵＭＥ創り会議は、各部局のトップの皆様が集まる会議となります。今回のＡｉｃｈｉ－Ｓｔａｒｔｕｐ戦略に基づく県の取組等につきましても、今現在、蟹江町としましては、他自治体の実証実験の成果報告会などに参加をし、蟹江町が抱える地域課題が解決できるようなスタートアップの事業について研究しているところでございます。

こういった研究の成果等につきましては、関係課が横断的に情報が共有できるよう、先ほどのＹＵＭＥ創り会議等も含めまして、それぞれの施策と連携する、そういった体制づくりに努めているところでございます。

以上でございます。

○８番　水野智見君

それでは、次にいきたいと思います。

企業誘致については、先ほども述べましたが、地域経済の活性化とか、雇用の創出なども関係してくることもありますが、そこの中で、蟹江町商工会との連携も重要だと考えていますが、この辺のことについては、商工会とは協議等はされたことありますか。

○ふるさと振興課長　加藤慎太郎君

ご質問のありました商工会との連携についてお答えをいたします。

商工会との連携につきましては、事業を立ち上げる起業を検討してみえる中小企業者を対象にした事業を展開しています。２点ございます。

１つ目は、創業・業務拡大等支援事業です。

内容としましては、蟹江町、弥富市、大治町、飛島村の４市町村と４商工会の共同で創業支援等ネットワークを形成し、連携を強化しています。そこで創業したいと思われている方に、創業、事業の進め方や融資相談、事業計画の作成支援など、それぞれの強みを生かした適切な創業支援を行っています。

２つ目に、事業所相互連携促進等事業としまして、商工会の経営指導者や専門家と連携しながら、事業所の存続、継承するための経営指導、他企業との連携等の適切な支援、助言を行う体制を整えております。

また、商工会や商店街等が行うイベント開催等に対して積極的な支援を行い、地域活性化を促しています。

以上のとおり、商工会とは、中小企業の創業、事業存続などの持続的な活性化を図ってま

いります。

以上となります。

○８番　水野智見君

今後もしっかり、商工会とも連携しながら進めていっていただきたいと思っています。

先ほどの愛知県知事のスタートアップ事業にも関係してくるかと思いますが、国をはじめ、いろんな補助金とか交付金等を対応して、事業のリノベーションじゃないですけれども、そういうことも進めてみえるというふうに聞いています。

実際、蟹江町内にも、新しい事業を始めている事業者も見えるということで、先ほど蟹江町商工会の中でも、そういった起業というか、事業をしたいんだけれども、土地がなかなかないということとか、どうしてやったらいいか分からないという、そういったこともあるというふうに聞いていましたので、先ほどＹＵＭＥ創り会議というものの話をさせていただいたのも、そういったことも含めて、担当部署等も、税務課も含めて、土木農政とか、協議をしながら進めていっていただきたいと思います。

最後に、町長のほうに、企業誘致というのは、町長もいろいろ考えてみえるかと思いますが、先ほどの答弁の補足なども含めて、町長自身のお考え等あればお願いします。

○町長　横江淳一君

それでは、水野議員のご質問にお答えをしたいと思います。的確な答弁ができるかどうか、追加がございましたら、またおっしゃっていただけるとありがたいと思います。

当町、水野議員もよく御存じだと思いますけれども、明治22年に産声を上げました。今年で137歳の歴史と伝統の町であります。飛島村さん、そして隣の名古屋市さん、それから豊根村さん、この１市１町２村、ここが愛知県で一番古い地方自治体として今、存在しております。

そんな中で、当蟹江町、11.1平方キロメートルという本当に小さな町であります。40％弱、今、強になったと思いますけれども、が市街化区域、そして20％強が川、池、沼の地象であります。あとの残りの40％のうち、白地といって市街化調整区域、開発が規制をされる地域と、それから、開発が非常に厳しく規制をされる農業振興地域、これを含めて、この蟹江町が形成されているということであります。

そんな中で、スタートアップ、ＳＴＡＴＩＯＮ　Ａｉの話も出ました。あれはあれで非常に先進的ですし、企業と企業をマッチングさせるという本当に今までのない手法で、愛知県の鶴舞へ私も行ってまいりました。非常にマッチングが難しい、成功例がまだ本当に少ないんですけれども、着実に効果を上げているということも聞いてございます。

また、水野議員、研修会で自主財源の確保の件もしっかりと勉強していただいて、本当に感謝に堪えませんが、当蟹江町、決して余裕のある自治体ではございませんが、しかしながら、職員、そして地域の皆さんのおかげで、財政破綻になるような、そんな危機的状況では

決してございません。

ただ、経常収支の比率については、年々やはり上がってきているのも事実でございまして、補助金頼みの自治体であってはならないという信念の下、しっかりと私も財源確保に汗を流させていただいております。

そんな中で、水野議員からご質問ありました企業誘致の話であります。

先ほど言いました、市街化区域と、それから市街化調整区域というのが、微妙にやっぱり蟹江町ございまして、そんな中で、特に今、市街化調整区域で農地になっている部分、開発が、規制はされますけれども、できる部分がインターチェンジの近くにたくさん点在しているわけでありますが、話がなかったわけではございませんが、やはり地域の地権者の理解が一番必要だということを知ってございますし、お話はあったんですけれども、先ほど担当課長答えましたとおりに、非常に難しい状況が今でもあるのも事実であります。

商工会さんにも相談をしながら、とにかく企業が来るのか、個人の商店が来るのか、いずれにしても、開発ができるところは開発をしようじゃないかということで、実際、ＪＲの駅北の区画整理事業も、無事、今現在、スタートして、もう３年強たってございます。

それと同時に、近鉄富吉駅の南側の、今、富吉南の区画整理事業がもうスタートしてございます。組合施工で、大変関係者の方にはしっかりとお力添えをいただいて、企業があそこに集約できるんじゃないのかなと。

もちろん一般住宅も、そこが開発されれば人の住む環境が増えるわけでありまして、最終的に下水のインフラ整備も、しっかりそこでできるんではないのかなと。そうすると、市街化区域の割合ももう少し広くなり、また、皆さんから頂ける税金、税もそこで若干プラスになって、それをまた皆さんに還元できるのではないのかなと、そんな考え方で今、進めております。

大企業の誘致ができるだけの土地が、残念ながら蟹江町にはございません。そういう意味で、スタートアップも参考にしながら、商工会の先ほどの話も参考にしながら、当町に合う開発事業をしっかりと、民間の方と手を組んでやっていければいいのかなと。

それと、もう一つは、やっぱり名古屋の奥座敷と言って久しいわけでありまして、環境も大変ようございます。交通インフラも大変いいところでありますので、市街化区域が広がれば、人口も、国勢調査で若干減っているというデータも、今まだ非公式でありますけれども、出てございます。それが鈍化をするのではないのかなと。急激な増加は見込めないまでも、何とかそこで食い止めて、蟹江町が繁栄が続くように一生懸命頑張ってまいりたいというふうに思ってございます。

また、ＹＵＭＥ創り会議の話も若干出ましたが、あれは平成20年、今から18年前にスタートをさせていただきました。これは、横断的に各課の情報共有をする、それが当たり前のようにできていなかったわけでありまして、今は、18年間の積み上げがしっかりと今、底辺に

残ってございます。ある意味、ヤング、若い人も、そしてベテランの職員も、みんながやっぱりエンターテインメントができるようにしなきゃいけないじゃないかと、みんながマネージメントが管理できるようにしなきゃいけないじゃないかということで、いつでも、どこでものユビキタスという言葉を入れ、ＹＵＭＥ、夢というふうにつけさせていただきました。

今、そこが中心となって、必ず１か月に一度は意見交換をしながら情報共有を図ってまいってございます。この集まりが、この先もずっと続いていって、最終的には地域の活性化に寄与できるような、そんな話合いがこれからも続けていければいいなと思ってございます。

以上であります。答弁漏れ等々ございましたら、またおっしゃってください。

○８番　水野智見君

町長の熱い気持ちがよく伝わりました。ありがとうございます。

蟹江町は、周り、周辺が、名古屋市も含めて、いろんな市町と接しているところがたくさんありますので、こういう企業誘致に限ったことではないんですけれども、やっぱり近隣の市町と連携しながら、先ほど課長も答弁してくれましたが、今まで以上にしっかり連携して、協力し合いながら、蟹江町だけがよくなるんじゃなくて、近隣のところも一緒に変化というか、いい方向に変化していくように協議をしていっていただきたいと思っています。

じゃ、それでは、これで私の１問目の質問は終わります。

続いて、２問目、「インフラ整備の整え方について問う」と題し、お尋ねしたいと思います。

まず、町内、いろんな道路、水路等あるんですけれども、私も今、土地改良の役員の中で、田んぼの水回りの関係をやっていまして、道路を自転車で通ったりとか、歩くときもあるんですけれども、やっている場所は名古屋市ですので、蟹江町のところを通っていくんですけれども、時々、結構場所ががたがたで、ちょっと悪いなと思うところもあるんですけれども、農道とかという面を考えると、ある程度仕方がないのかなとか思ったりもしています。

また、水路の関係は、水路を整備されてから年数がたっているということもあると思うんですけれども、大分あちこちで漏れているというか、テレビで出るような大きなことにはなっていないんですけれども、いろんな不都合が起きていますので、改めてその辺のことをお聞きしたいと思います。

まず１問目、蟹江町内の道路、水路に関して、維持管理は、先ほど述べましたように十分できているのかなということで、お尋ねしたいと思います。

○土木農政課長　浅井　修君

ただいまご質問いただきました、町道とか、水路とかの維持管理、十分できているかということについてご答弁させていただきます。

道路舗装修繕計画などの長寿命化計画に基づき、優先度の高い箇所から、交付金なども活用し、計画的に修繕工事を実施し、維持管理に努めております。

また、道路パトロール業務や町内会要望等により、緊急的に修繕を要する箇所が確認された場合、即時対応できる修繕に関しましては、町職員による作業、業者発注等により修繕を実施しております。限られた予算の中ではありますが、可能な限り維持管理に努めております。

以上でございます。

○８番　水野智見君

以前にもお聞きしていて、パトロールとか、調査会社に調査してもらったりとか、いろいろやっているとは聞いているんですけれども、まだそれが追いついていないんじゃないのかなというような気もします。

そこで、維持管理にも関係してくるんですけれども、特に水路の関係とか、道路も若干ありますけれども、安全対策とか、そういうことについては、どのように考えてみえるのか、あと、対応なんかは、具体的にされていることがあればお願いします。

○土木農政課長　浅井　修君

ただいまご質問がありました、安全対策はどうだということでございます。

先ほどお話しいたしました、町内会からとか、パトロールをしておるところで発見されたときに、緊急に対応しないかんところにつきましては、その都度対応しながら安全対策に努めているところでございます。

以上でございます。

○８番　水野智見君

水路に関しては、ちょうどうちの子供が、下の子が小学校入って間もない頃だったんですけれども、ふれあいプラザの近くで水路に落ちて亡くなられたという、大変な事故というか、そういうことがありました。そのときに、フェンスがちょっと壊れかかっていて、そこを子供たちが、遊び半分もあって、そこの中に入っていってしまった子供たちも、不注意もあったかもしれないんですけれども、そういうことがあって、それから、舟入小学校区内、そういうところの一斉点検をするという会もできて、今動き出しているんですけれども、一時的に、そういうことについての関心はあって、どういうふうに管理しているかということが協議はされたんですけれども、先ほどの管理の中で、そういったところを含めて、ガードレールの問題とか、フェンスの状態もそうですけれども、そういうことも含めては、どういうふうに管理してみえるのかをお伺いします。

○土木農政課長　浅井　修君

ただいまご質問がありました、フェンス等が壊れていたときの対応、どうだということでございます。

日々の業務の中で、繰り返しになります。パトロール等、問合せ等がありました折には、緊急に対応してございますが、すぐに対応ができない状況、個々によって、ケース・バイ・

ケースでございます。安全対策のために、まず看板を設置して、ここら周辺では遊ばないようにというような啓発をしたり、日々すぐできる対応をしながら、長期的に対応が必要なところにつきましては、計画的に修繕工事を行うことで対応をしてございます。

以上でございます。

○８番　水野智見君

安全対策は、いっとき、最近もたまに、これから特に水路の中も深くなったりとか、気温も高くなりますので、水に関する事故等が増えてくる可能性もありますので、そういったところの安全管理も含めて、対策はしっかり、要望等あれば聞いていただいて、やれることを進めていただきたいと思います。

次に、２番目、法定外公共物でもある青道は水路、赤道は里道とかつて言われ、農道やあぜ道として以前は利用されてきました。現在の管理体制について伺いたいと思います。

といいますのは、昔の青道、赤道というのは、20年ほど前ですか、もう少し前ですか、関係している自治体に移管されて、各市町村が管理するということで、私も先ほど言った土地改良の関係で、名古屋市の名義にはなっているんですけれども、農道扱いということで土地改良が管理しているんですけれども、そういったことも含めて、どういった形で蟹江町としては管理してみえるのかを伺いたいと思います。

○土木農政課長　浅井　修君

それでは、ただいまご質問のありました、赤道とか青道、法定外公共物の管理体制ということで答弁させていただきます。

国有地でありました法定外公共物は、地方分権一括法による国有財産特別措置法の改正に基づき、議員おっしゃられましたとおり、平成15年、平成16年、この２か年にわたり、国から蟹江町に譲与されております。

それまでは、国が財産管理し、町が機能管理のみを行っておりましたが、譲与後は所有権が町へ移転し、財産管理及び機能管理について、当町が行ってございます。道路法や河川法に基づかない公共物でありますので、蟹江町公共物管理条例等に基づき、適正に管理しておるところでございます。

以上でございます。

○８番　水野智見君

かつての青道、赤道の関係のことは、いろいろ複雑な問題もあったりとか、それこそ国が各市町村に投げかけて、自分たちは管理しないというような体制になったやつですので、私の関係する名古屋市のほうも対応してくれなくて、私は土地改良区のほうで対応している関係もありますが、しっかりその辺は、町内会も含めて連携を取って、あと、特に赤道なんかに関しては、前にも質問しましたけれども、一般の家の敷地内、大きく構えてみえる農家さんとか、そういうところなんかですと、時々、敷地の真ん中に道路が入っているというとこ

ろがあるやにも聞いています。それは問題解決されているものもあるかと思いますが、その辺のことは、あれからどのように対応されてみえるのか、再度確認します。

○土木農政課長　浅井　修君

ただいまご質問がありました、敷地内に赤道がというような関係に対してご答弁させていただきます。

地権者など関係者から土地に関する相談があったタイミングで、現況確認等を実施し、管理上支障がないと判断した場合には、必要な手続を実施しておるのが現状でございます。

以上でございます。

○８番　水野智見君

ということは、あまり進んでいないなと思うんですけれども、というのは、当時質問したときには、そこの家の方が息子さんの家を造ろうと思って調べたら、そこに町の道路が入っていたということで、いろいろやり取りがあった中で、結果的にそこは利用しなかったんですけれども、そういったこともあるということで、通常の赤道、青道、水路に面しているところとか、現況、道路のように利用しているところは別として、個人の敷地内にそういうものがあるようなところに関しては、事前に所有者に話をして確認、認識をしてもらうというか、その上でどうするかということは協議しながら、地権者が取りあえずもうこのままでいいということだったら、それはそれですけれども、知らなかったというのは大きな問題があると思いますので、その辺は周知をしていただくように、１回調査して対応してもらうといいと思います。

というのは、先ほど、国から払下げというか、受けたときに、当時の課長補佐、担当者２、３人で、全部、地図広げ出して、現場見て、一応データは確認したということも聞いていますので、探せばあると思いますので、その辺のところは、まず優先的に調べて、周知してもらうように努めてもらうべきだと思います。

次にいきたいと思います。

多少、先ほどのやつに関係もしてくるんですが、３番目として、これは12月の一般質問のときに、答弁等の、私から見て不整合があったというふうに思っているものですから、再度その辺を含めて確認をさせていただきたいと思います。

舟入斎苑の進入路及び退出路の整備について、12月定例会の一般質問において、土木農政課長の答弁は、県道境政成新田蟹江線から舟入斎苑につながる東西道路である町道山東７号線を舟入斎苑の進入路及び退出路として使用する。当該道路は車両などのすれ違いができない状態であるが、歩道を設置するとともに、今後拡幅整備して、車両の通行に、円滑に利用できるように向上を図っていくという答弁でしたが、今、斎苑が整備されて、私、先ほどの話じゃないですけれども、ちょうど田んぼのほうを回っているときに、東側にゲートみたいなものを確認したんですけれども、その辺はどういうふうなのか、ゲートだと、そこから出

入りができるようにも見えるんですけれども、その辺はどうなっているのか、答弁との違いを確認したいと思います。

○産業建設部長　肥尾建一郎君

では、私のほうからご答弁をさせていただきます。

まず、昨年の12月議会の担当課長の答弁としましては、ご質問のあるとおり、斎苑の西側の道路、町道山東７号線を改良工事を行いながら、その道路を利用して進入と退出路として基本的には使用していくとお答えをさせていただいております。

そのような計画の中、ご質問のあるように開口部を設置した理由としましては、まずは、今後、本格的に一本化に移行した際に、利用状況などから動線の見直しが必要になった場合に備えまして、斎苑の改修計画の中におきまして、東側の開口部の設置を予定をさせていただいております。

また、今回の舟入斎苑の改修工事におきましては、外構の工事も附帯工事として一緒に行っておりまして、後に開口部だけを設置するよりも、同時にやったほうが、費用面と、あと、斎苑が供用開始をしている中、後から工事を行うとやっぱり影響もございますので、同時に施工することが望ましいと判断をさせていただいたものであります。

ですので、当面は、12月答弁のとおり、動線引き上げて運用するものではございまして、将来的に見直しが必要になった際に、対応策の一つとして設置をしたものでございます。ですので、現時点で直ちに動線を変更するものではございませんので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○８番　水野智見君

であるならば、先ほどお話ししましたように、12月の一般質問の答弁のときに、そのように答弁されなければいけなかったと思うんですけれども、その辺はどうですか。

○産業建設部長　肥尾建一郎君

開口部設置について説明が丁寧さを欠いた部分については、申し訳なかったと思っております。

ただ、令和６年12月の全員協議会におきましても、図面等でその辺は提示をさせてございますので、どうぞご理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○８番　水野智見君

説明があったというよりも、私はこの12月のときに、質問をされた中の回答の中にそれが含まれていなかったということが、２月に現場を通ったらそういう形になっていたもんだから、これってどういうことということで環境課長に聞いたら、部長と協議して返事しますという返事でした。

ただ、その返事に１か月以上かかったんですけれども、それは例えばどういう理由ですか。

○産業建設部長　肥尾建一郎君

環境課長のほうからのお話等もあると思いますが、まず、回答に時間を要したことにつきましては、今お話ししたような内容をお伝えするだけのことで、特に調整を要するような案件でもございませんので、結果的には、内部の連絡調整等が不十分であったのかなと考えております。この件に関しましては、大変申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○８番　水野智見君

じゃ、それはそれでいいです。

じゃ、次にいきたいと思います。

これも同じあれですけれども、12月定例会の一般質問の環境課長のほうからの答弁ですけれども、公共施設の一つである斎苑については、地域に不可欠な社会インフラであると答弁されましたけれども、この地域に不可欠ということはどういうことなのか、詳細に説明してください。

○環境課長　太田圭介君

ご質問のありました件についてお答えをさせていただきます。

私が地域にとって不可欠なインフラと申し上げましたが、この地域の対象は、本町のみを指すものではございません。

また、火葬場、斎苑は、墓地埋葬法の整備ですとか、厚生省の通知を背景に、地域が管理、運営するものから、市町村などの公的主体が整備、運営するものに切り替わりました。このような経営主体の変遷を経ながら、一部利用制限はあるものの、本町斎苑においては住所地を問わず、また、舟入斎苑においても名古屋市民に広く利用されてきた経過があり、現に広域的な役割を担っている施設でもあります。

また、斎苑は、人が亡くなられた際に必ず必要となる施設であり、その機能が安定的に確保されなければ、住民生活に大きな影響を及ぼします。周辺環境への配慮が求められる施設であることは十分認識しておりますが、同時に、住民生活を支える公共性の高い施設でもあります。

こうしたことから、斎苑は、行政区域としての蟹江町に限定したものではなく、近隣市町村を含めた地域全体を支える重要な社会基盤であるとの認識の下、地域に不可欠なインフラであると申し上げたものでございます。

以上でございます。

○８番　水野智見君

私には、ちょっとあまり理解できない部分もあるんですけれども、ただ、というのは、これは私は舟入斎苑のことについてお聞きしたということで、自分の中としては認識している

もんですから、舟入斎苑は、何回もいろいろな話は出てきていますけれども、蟹江町内ではないですし、いろんな会議に当たっても、いろいろ進めていることはあったかと思うんですけれども、次に関係してきますので、次にいきます。

それでは、５番目に、蟹江町内斎苑の今後についてということで、たしか10年ほど前になるかと思うんですけれども、協議会か審議会か、ちょっと名前ははっきり記憶にないんですけれども、会議があり、いろいろ10名ほどのメンバーで会議を重ねられた結果、２か所ある斎苑の中で、２か所継続するとか、いずれか１か所にするとか、両方ともなくすという案もあったかに思いますが、その中で、舟入斎苑を一本化にするという方向性が決まってきました。

その中でも、いろんな発言等があったかに思いますが、その辺のことについて、要点、先ほどの地域の云々というものにも関係してくるかと思いますので、含めて説明をお願いします。

○環境課長　太田圭介君

ご質問のありました件についてお答えをさせていただきます。

初めに、ご発言の中で審議会とのお言葉がございましたが、本件につきましては、蟹江町斎苑等管理運営協議会設置要綱の規定に基づく専門委員会を指しておられるものと考えますので、その前提でお答えをさせていただきます。

本件につきましては、当町では、斎苑施設の今後の在り方を検討するため、平成28年６月に庁内でプロジェクトチームを立ち上げ、翌年３月には、蟹江町斎苑再編構想として、本町斎苑への一本化、舟入斎苑への一本化、本町・舟入斎苑の２か所の維持の３つの斎苑再編案を取りまとめたところでございます。

その後、同年８月に開催された蟹江町斎苑等管理運営協議会へ当該構想を諮問したところ、同協議会において、より専門的かつ詳細な検討を行うため、専門委員会を設置し、議論を深めるべきとの結論に至りました。

これを受けて、専門委員会を合計３回開催をいたしまして、これら３つの案に関して、斎苑施設の維持管理、利用状況等を踏まえた検討が行われたところでございます。結果として、平成30年12月に専門委員会から協議会に対し、舟入斎苑への一本化との提言書が提出され、また、同提言書には、１つ目に、関係住民及び地権者への説明と配慮、２つ目に、進入路や周辺道路含めたインフラ整備の検討、３つ目に、公害防止策の徹底、４つ目に、関係機関との緊密な連携、５つ目に、協議過程で出された意見、要望への検討、以上の５つの項目に留意して協議を進めるよう求められたところでございます。

この提言を受け、協議会で審議が行われた後、平成31年２月に協議会から当町に対し、舟入斎苑への一本化との答申がなされたところでございます。

当町といたしましては、この答申を受け、舟入区をはじめとする地元関係者への説明会や

協議を重ねるとともに、必要文書の取り交わしを行いながら理解醸成に努め、舟入斎苑の改修工事を進めてまいりました。

そして、過日、舟入斎苑の改修工事が完了し、現在は、同施設の利用者の利便性や安全性の向上を図るための周辺環境の整備を進めているところでございます。

以上でございます。

○８番　水野智見君

ありがとうございます。

それでは、そこの中で、私が個人的に思うのは、いろいろ、その会議のことを含んで、今まで事業として進めてみえたかと思いますけれども、その中で、関係機関としっかり検討し合いながら、協議しながらしていくという部分は、私は、個人的には少し不足していたのかなというふうにも思っています。当時の環境課長が今、別の立場でここに見えますので、本当はお聞きしたいんですけれども、今回はやめておきます。

それでは、最後に町長にお聞きしたいんですけれども、斎苑のことはいいですけれども、道水路の維持管理に関して、先ほど課長との話でもしましたけれども、結構道路際の用水路の関係が、特に私の住んでいる舟入のほうは、がたがたになっているところが度々、自分が見つけたところは区長を通じて対応してもらっているんですけれども、そういった維持管理、これから本当に、先ほどの財政じゃないですけれども、いろいろ費用もかかる部分はあるんですけれども、どういうふうに、対応の順番なんですけれども、大々的にやれば費用もかかるんですけれども、一時的なことも含めて、どのように進めていくべきだと考えてみえるのか、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○町長　横江淳一君

それでは、水野議員のご質問にお答えをしたいと思いますが、頭の中にデータが入っておりませんので、一般論としてお話をさせていただきたいというふうに思います。

蟹江町全土に青地、赤道は、今でもたくさんございます。そして、実際おうちを建てよう、何か建造物を造ろうというときに、赤道の問題、あれはそこだけを買えばいいということではなくて、スタートから終わりまで、地域の皆さんの、地権者の了承を得て建築物が建つ場合があるというふうに聞いてございます。特に舟入地区というのは水路がたくさんありましたので、そういうところも多いのではないのかなと。

でも、第二学戸区画整理事業のある役場周辺の地域も、形には現れておりませんが、区画整理事業外になった地域だとか、そういうところには、いまだ赤道、青地は残ってございます。開発が今ないものですから、問題にはなってございませんが、いざそこで開発許可が、ううんという話になったときには、また、今、水野議員おっしゃったような同じような問題がたくさんあるというふうに考えてございます。そのときの状況に応じて、町としても、国から払下げをいただいた赤道の使用方法については、その都度その都度、考えていかなけれ

ばいけないということだというふうに思ってございます。

あと、今ここでどこを順番最初にするんだとか、こういうことをやるんだという答えは、すみません、持ち合わせてございませんので、一般論として話をさせていただきました。

あと、質問にはございませんが、火葬場のことにつきましては、本当に舟入の吉田議員も、それから水野議員におかれましても、ご協力をいただきまして、本当にありがとうございました。昭和32年にできた本町火葬場、昭和63年にできた舟入火葬場、いろんな状況はありますけれども、一本化に向けて、議員各位には大変お世話になり、地域の皆さんにも本当にお世話になりました。迷惑施設と言われれば、そういうものにはなってしまうんですけれども、しっかりと環境整備を整えながら造ったつもりでありますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

以上であります。

○８番　水野智見君

道水路というか、道路のほうに関しては、先ほど来も話させてもらいましたように、本当に個人の土地のところに道路が入っているというのは、知っていてそのままにしてみえる方はいいんですけれども、知らない人というのは、やっぱり本当にきちんと周知をしていただいて、役場のほうも一緒になって、解決に向けて協議をするという姿勢が重要かと思いますので、改めてお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長　伊藤俊一君

以上で、水野智見君の質問を終わります。

ここで、土木農政課長、政策推進課長、環境課長、ふるさと振興課長の退席と、介護福祉課長の入場を許可をいたします。

総務課長は席を移動してください。

暫時休憩といたします。午前10時35分から再開をいたします。

（午前10時25分）

○議長　伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時35分）

○議長　伊藤俊一君

質問３番　山岸美登利さんの質問、「重層的支援体制整備事業の本格実施について」を許可をいたします。

山岸美登利さん、質問席へお着きください。

○５番　山岸美登利君

５番　公明党　山岸美登利でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

今回は、「重層的支援体制整備事業の本格実施について」、この事業実施に伴う現状と課題、今後の展望について質問をしてまいります。

社会福祉法の改正により、令和３年４月から重層的支援体制整備事業が創設、施行され、本町では今年度、この重層的支援体制整備事業が移行期間を終え、第３次蟹江町地域福祉計画・地域福祉活動計画に位置づけ、本格的な実施へと取組が進められます。

本町はこれまで、令和５年から社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、介護、障害、子育てなど、関連する部署や関係機関と連携をし、住民が抱える生活課題に寄り添い、丁寧な支援とともに問題解決に取り組み、対応をしていただいておりました。

その中で、今年度から新たに、あいち福祉振興会のご協力に伴い、地域包括支援の要となるコミュニティソーシャルワーカーがそれぞれ１名ずつ配置された体制構築と、地域の困り事など、より幅広い相談に対応できる支援が強化されることで、住民にとって大変心強い支援体制になりますこと、大いに期待をしております。

日々、様々な相談を受ける中で、特にコロナ禍以降、地域の困り事は複雑化、複合化しており、既存の制度や縦割りの枠組みでは対応し切れないケースが増えていると実感をしております。

そこで、この重層的支援体制整備事業が創設された目的と背景についてお聞かせください。

○介護福祉課長　松井智恵子君

ただいまご質問がありました重層的支援体制整備事業の目的と背景についてお答えをさせていただきます。

今までの福祉制度は、高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮といった対象者の属性に応じて制度が構築されてきました。

しかし、実際の地域住民が抱える課題は、80代の親と50代の子がともに支援を必要とする8050問題、育児と介護を同時に担うダブルケア、18歳未満の子供が家族の介護や世話を担うヤングケアラーなど、複合的な課題を持つケースが増えてきています。これらの課題に対しては、従来の制度では十分に対応ができず、制度のはざまに取り残されてしまう人々が出てきました。

重層的支援体制整備事業は、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行うことで、地域住民の複合化、複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することを目的としております。

以上でございます。

○５番　山岸美登利君

ただいま、重層的支援体制整備事業が創設された目的と背景についてご答弁いただきました。この重層的支援体制整備事業については、町広報紙の「まちから」５月号の20ページに

掲載をしていただいております。

コロナ禍以降、子供や若者、女性の自殺者が増加し、ＤＶや鬱、ひきこもり、孤独死、生活困窮など、社会的孤立の問題が深刻化しています。そんな中、私たち公明党は、令和２年２月に社会的孤立防止対策本部を設置し、有識者や民間支援団体からヒアリングを行うとともに、国会議員と地方議員が全国の孤立の実態などについて聞き取り調査を実施をいたしました。その現場の声を基に提言を取りまとめ、当時の菅総理と、坂本孤独・孤立対策担当大臣に申入れをいたしました。

その結果、骨太の方針では、ポストコロナの経済社会ビジョンの一つに、誰一人として取り残さない包括的な社会を掲げるとともに、具体的な取組の中にも、セーフティネット強化、孤独・孤立対策等の項目が置かれ、公明党の提言を踏まえた対策が数多く盛り込まれました。

その提言の中の一つである、この市町村の任意事業として始まった重層的支援体制整備事業の全国展開を訴えたことにより、骨太方針に、地域共生社会の実現に向け、重層的支援体制整備事業など、市町村における包括的支援体制の構築を進めると明記されました。

先ほどご答弁いただきましたが、この重層的支援体制整備事業とは、地域住民が抱える課題が複雑化、複合化する中、従来の支援体制では課題があるため、高齢や障害、困窮など、属性、世代を問わず、包括的な支援体制の構築を市町村が創意工夫を持って円滑に実施できる仕組みとすることが急務であるとのことから、社会福祉法が改正され、施行されました。

このヒアリング調査は、こうした孤立支援に懸命に取り組んでくださっている社会福祉協議会などで行い、各自治体では、様々な問題が起きているということが分かりました。

例えば、65歳以上を対象とした支援はできるが、いわゆる8050の50の世代になかなか支援ができない。ひきこもりの方を支援できる居場所が少ない。

また、報道でもありましたが、親子や兄弟で同居しているのに片方の死亡に気づかないことや、何をしてよいか分からずに放置されるという同居孤独死の増加など、なかなか民生委員さんの手が届かない現実があります。

また、働き盛りの方でも、体調が優れず、公的機関に相談したいが、なかなか外出できず、行くことができないなど、様々な相談が寄せられました。

このように、昨今の問題は、年齢や状況に関係なく、分野をまたいで複雑に課題が重なるケースが増えており、行政が支援したくてもできない方や、自分から困っているとなかなか言い出せない方が数多くいらっしゃるのではないでしょうか。こうした方々に支援の手を伸ばすことができ、地域全体で支える仕組みが、この重層的支援体制整備事業であり、住民の悩みや相談を最初の窓口で丸ごと受け止める、断らない相談支援であります。

そこで、重層的支援事業の本格実施により、住民にとってどのような支援が受けられるようになるのか、これまでも各分野でお支えくださっていましたが、支援体制がどのように変わるのか、具体的に、町民にも分かりやすくお示しください。

○介護福祉課長　松井智恵子君

ただいまご質問がありました重層的支援体制整備事業の支援体制についてお答えをさせていただきます。

これまでは、住民の方が高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮のいずれかの分野の相談窓口へ行かれた場合、その分野の支援を受けることは当然できていたんですけれども、その住民の方自身やご家族の方に、その分野以外のお困り事や、その住民の方自身が気づいていない課題、複合化した、複雑化した課題があった場合、支援がうまくつながらなかったり、支援に時間がかかってしまうことがあった可能性があります。

重層的支援体制整備事業では、高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮のどの窓口で相談を受けても、複合化、複雑化した課題がある住民や、そのご家族に対する支援を各分野が連携し、支援を重ね合わせることにより、制度のはざまを埋め、包括的に支援をしてまいります。

以上でございます。

○５番　山岸美登利君

ありがとうございます。

今年度から整理されることによって、複雑に絡み合った相談課題であっても、各分野、高齢、障害、子育て、生活困窮など、各分野が連携をして、網羅的に、一体的に、誰一人取り残さない体制として支援が受けられるようになるということで、お伺いをいたしました。

それでは、相談件数について再質問をさせていただきます。

昨年度と、今年度は開始から２か月程度ですが、コミュニティソーシャルワーカーが携わった相談対応件数をお伺いいたします。

○介護福祉課長　松井智恵子君

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

コミュニティソーシャルワーカーが相談、支援に関わっている件数でございますけれども、令和７年度末現在で76世帯、175人で、令和８年５月末現在で86世帯、195人でございます。

令和８年度本格実施以降、５月までの２か月間で新たに関わっているケースが10世帯、20人で、内訳といたしましては、社会福祉協議会が７世帯、17人、あいち福祉振興会が３世帯、３人でございます。

以上でございます。

○５番　山岸美登利君

ありがとうございます。相談件数、実績のご答弁をいただきました。

近年、地域の中で孤立している当事者は、どこに相談したらいいか分からない、困っていても助けを求めることができず、支援が必要な方ほど自ら声を上げられない現状があり、孤立は外から見えづらく、支援につながりにくい傾向があります。そこで伺います。

困り事を抱えたまま支援につながれない方、また、潜在的な支援対象者をどのように見つけ出し、どのように支えていくのか、早期発見、把握と、支援への仕組みと課題について、訪問支援、アウトリーチの考え方も含めてお伺いいたします。

○介護福祉課長　松井智恵子君

ただいまご質問がありました、困り事を抱えたまま支援につながれない方の支援についてお答えをさせていただきます。

周りから見ると困り事を抱えているように見える方であるにもかかわらず、自ら支援を求めることができない方、支援を拒む方を見つけるには、やはりその地域で生活している民生委員をはじめとした地域の皆様の力なくしては難しいものと考えております。

そうした民生委員をはじめとしました地域の皆様から、支援につながれていない方の情報をいただけるよう、コミュニティソーシャルワーカーを中心に、様々な会議や地域の集まりに参加し、困り事をキャッチしたり、情報共有しやすい関係づくりに努めております。

また、いただいた情報を基に、コミュニティソーシャルワーカーを中心とした支援者が相談機関へ来られない方の自宅へ訪問するアウトリーチ等により、支援につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○５番　山岸美登利君

では、この重層的支援体制整備事業では、相談支援だけではなく、地域づくりや参加支援も重要な柱でございます。地域づくり、丸ごと相談支援を一体的につくる地域づくりや参加支援、そこで、孤立を防ぎ、地域で支え合う仕組みづくりについては、どのように進めていかれるのか、お伺いいたします。

○介護福祉課長　松井智恵子君

ただいまご質問いただきました、孤立を防ぐ地域で支え合う仕組みづくりについてお答えをさせていただきます。

社会的孤立は、単に１人でいるということだけでなく、先ほど答弁させていただいたとおり、困り事を抱えているのに自ら支援を求めることができない、支援を拒む等、社会とのつながりが絶たれた状態にあるという深刻な問題でございます。

社会的孤立を地域で支え合うためには、緩やかなつながり、見守りと、早期に気づく仕組みが重要であると考えております。民生委員をはじめとしました地域の皆様が、日頃の挨拶等、日々の生活の中で気づいた変化をコミュニティソーシャルワーカー等、支援者につないでいただくといった、地域で支えるネットワークづくりに取り組んでまいります。

また、地域に居場所や役割をつくることで、社会とのつながりや社会参加を促すことができ、社会的孤立を防ぐことが期待されますので、既存の世代や属性を超えて交流できる居場所の支援と、社会とのつながりをつくるための支援を行ってまいります。

以上でございます。

○５番　山岸美登利君

どこに相談していいか分からない、助けを求めることができない、困り事を抱えたまま支援につながれない方、潜在的な支援対象者の早期発見、把握。

また、地域づくりや参加支援については、これを住民ニーズに沿った、一体的に継続して支援していく事業、そのような事業展開を見たときに、地域住民が自ら暮らす地域の課題を我が事として捉えられるような地域づくりの取組が重要であるということ。

また、支援につながれない方は、民生委員さんや地域の皆様の情報提供など、お力添えをいただき、困り事を整理して、適切な相談窓口につなげていく、相談を丸ごと受け止める場の整備。

また、自ら相談ができない人に対しては、コミュニティソーシャルワーカーを中心とした支援者がアウトリーチ、訪問に出向き、問題が解決できるように、多様な職種、多機関が協働のネットワーク体制。そして、生きる意欲、生きる目的が持てるような居場所づくり支援や交流の場への参加支援など、この重層的支援体制整備事業は、地域づくりと参加支援、相談支援が連動しているということがよく分かりました。ありがとうございました。

この重層的支援事業では、既存の地域資源を最大限活用することが重要とされています。

また、成果が出るまで時間がかかることは十分認識をしておりますが、当事者の誰もが声を出しやすい、ＳＯＳを出しやすい環境や、当事者の声を丁寧に聞き、必要な支援につなげ、伴走していく支援者の存在は、大変重要であります。

そこで、他の自治体では、人事異動等があっても引き継ぐことができる仕組みになっており、長期にわたる支援でもスムーズに行える体制の構築がなされております。地域づくりに向けた支援事業は、様々な人の支えが必要になります。

蟹江町において、支援の流れが滞ることのないよう、職員の異動等があった場合の引継ぎなどの体制構築はどのように整えるのか、お伺いをいたします。

○介護福祉課長　松井智恵子君

ただいまご質問がありました、職員の異動等に伴う引継ぎ体制についてお答えをさせていただきます。

重層的支援体制整備事業では、町やコミュニティソーシャルワーカー等が相談を受け、支援を行っている方については、支援経過を記録し、保管しているほか、複数の支援者によるチームで支援方針を検討し、その方に応じた支援プランを作成し、支援を実施しております。職員の異動があった場合においては、その支援経過を確認したり、他の支援者がフォローすることにより、支援が途切れることがないような体制づくりを行っております。

以上でございます。

○５番　山岸美登利君

ただいまのご答弁から、おのおのの支援プランに準じて、複数の支援者がチームとなった伴走支援体制が整えられていることが分かりました。

伴走支援については、住民の皆様との信頼関係を築くことが大変重要になってくるものと思います。窓口のみならず、関わる全ての皆様が様々なご相談、ニーズを正確に把握して、誰が対応しても相談者の方々を不快にさせないような適切な対応、接遇が大切であります。

職員の皆様におかれましても、対応能力を高めるための人材育成、それぞれの職種に応じて必要な知識や技術を習得できるよう、研修実施なども視野に、住民サービス向上と町民の皆様との信頼関係を築けるよう、また努めていただきますことをお願いをいたします。

先ほど、長期にわたる支援についての整備がなされている旨を伺いましたが、重層的支援体制整備事業は、行政だけでは完結せず、地域住民との協働、ご理解と協力が不可欠になってまいります。

そこで、地域住民への周知、理解促進、協働体制づくりについて、民生委員、地域包括支援センター、障害福祉、子育て支援、ＮＰＯとの連携状況をお聞かせください。特に支援が複数にまたがるケースに対し、関係機関間の情報共有や連絡会議等の運用状況はどのようになっているのか、併せてお伺いをいたします。

○介護福祉課長　松井智恵子君

ただいまご質問がありました、住民への周知、民生委員や各分野の支援者との連携状況等についてお答えをさせていただきます。

地域住民への周知等につきましては、先ほど議員がご紹介いただきました広報やホームページに掲載しているほか、コミュニティソーシャルワーカーのチラシを作成し、公共施設等、住民の目の届くところに設置をしております。

また、今年３月に中学校を卒業した生徒全員に、学校を通じてチラシを配布させていただきました。

民生委員等へは、支援者が集まる会議や懇談の場に参加し、事業やコミュニティソーシャルワーカーの役割について周知し、支援の連携をお願いしております。

また、支援が複数分野にまたがるケースについては、ケースごとにコミュニティソーシャルワーカーが支援調整を行うほか、毎月１回、各分野の支援者が集まる重層的支援会議を開催し、情報共有の場を設けております。

以上でございます。

○５番　山岸美登利君

ありがとうございます。

広報等、様々な媒体による地域住民への周知、また、民生委員、児童委員へのご理解とご協力、そして、複数分野にまたがるケースなどは、コミュニティソーシャルワーカーが支援調整の上、毎月１回、各分野の支援者が集まって重層的支援会議が行われ、情報共有される

ということで、連携が図られていることを確認させていただきました。ありがとうございます。

それでは、次に、住居と就労支援について再質問させていただきます。

住まいは、生活の重要な基盤であるとともに、社会保障の基盤であり、住まいがなければ、制度にも社会にもつながれず、孤立をし、命の危険にさらされる可能性があります。このため、住宅政策は、孤立を防ぎ、命を守るセーフティネットとして位置づけられると考えます。

また、各部局の連携を強化し、子育て世帯や高齢者、障害者、被災者、刑務所出所者、外国人など、誰もが安心して暮らせる住まいを確保するとともに、社会的孤立を防ぐ観点からも、住宅セーフティネット制度による住宅支援を進めることが重要であると考えております。

そこで、今後、重層的支援体制整備事業において、多機関協働の支援体制として、居住支援や就労支援などについては、どのように取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

○介護福祉課長　松井智恵子君

ただいまご質問をいただきました居住支援や就労支援等についてお答えをさせていただきます。

お住まいのこと、就労のことでお困りの方は、そのことだけではなく、まさに複合化した、複雑化した課題をお持ちの方であると想像ができます。重層的支援体制整備事業を実施していく中で、コミュニティソーシャルワーカーを中心に、それぞれの課題に関する支援者と、チームで１つずつ解決できるよう支援してまいります。

以上でございます。

○５番　山岸美登利君

重層的支援体制整備事業に移行後は、就労支援として、例えば障害者の就労継続支援Ｂ型の事業所において、障害福祉サービスの対象とならない、ひきこもり状態の方への就労支援を行えるようになるなど、現在の制度を超えたサービスが可能となることが示されているところでございます。今後、こういった新しいサービスを研究し、取組を進めていただきたいと思います。

次に、今年度からあいち福祉振興会のご協力と、これまで同様、お支えくださる社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーが２名体制となり、行政が連携して取り組まれますが、この３者の役割分担と連携をどのように強化していくのか、具体的に伺います。

また、移行期間中に把握した地域課題や支援ニーズはどのように分析され、本格実施にどう反映されているのかについてもお聞かせください。

○介護福祉課長　松井智恵子君

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

行政とコミュニティソーシャルワーカーが支援が必要な方の相談を受けるという点では同じ役割であり、コミュニティソーシャルワーカーを配置することにより、福祉に関する身近

な相談窓口が増えたと考えていただければと思います。

また、その一方で、コミュニティソーシャルワーカーは、福祉に関する資格を持った相談支援を専門的に行う方であり、相談者からの相談を待つだけでなく、地域に出向いて様々な困り事をキャッチし、各分野の支援者と連携しながら、その解決に取り組むとともに、個別の課題解決を通じて、地域で支える仕組みづくりを行う専門職でございますので、重層的支援体制整備事業の要となる役割であると考えております。

また、移行準備中に行った支援を通じて、各分野の支援者との連携の範囲を広げながら、支援のノウハウを蓄積してまいりましたので、本格実施でも、それらの経験を生かした支援を行ってまいります。

以上でございます。

○５番　山岸美登利君

相談窓口が増えたと考えますと、大変うれしいことであります。

また、コミュニティソーシャルワーカーの役割は大変重要であるということを再認識させていただいたところでございます。悩み事を抱えた住民にとっては、この窓口が増えるということでも、安心できる体制で対応していただけるということで、私も安心をしております。

ただいまご答弁にありましたけれども、コミュニティソーシャルワーカーは、多様な相談に対応するため、専門性と幅広い知識が求められます。そこで伺います。

現状の２名体制において、業務量や負担、研修体制、専門性の確保に課題はないか、お伺いいたします。

また、支援体制の強化と持続可能性について、相談件数の増加や支援の長期化が見込まれる中で、今後、コミュニティソーシャルワーカーの増員や体制強化の見通しはどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○介護福祉課長　松井智恵子君

ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

議員からもご紹介がありましたとおり、本年度から重層的支援体制整備事業を本格実施することに伴い、コミュニティソーシャルワーカーを１名増員し、２名体制といたしました。

また、担当課である介護福祉課に社会福祉士を配置し、町としての相談支援体制や、コミュニティソーシャルワーカーや各分野の支援者との連携を強化いたしました。

広報やホームページ等で周知することにより、本事業が住民に認知され、また、コミュニティソーシャルワーカーが地域で活躍するにつれ、相談件数の増加や支援の長期化が見込まれますが、事業の進展とともに、各分野の支援者の支援力が向上し、コミュニティソーシャルワーカーを中心とした支援から、各分野の支援者同士が直接連携し、支援を重ね合わせることにより、相談支援が強化されていくと考えております。

以上でございます。

○５番　山岸美登利君

ありがとうございます。

社会福祉協議会、あいち福祉振興会のコミュニティソーシャルワーカー２名体制と、今年度から介護福祉課に社会福祉士さんが１名配置されているとのことで、連携支援体制の強化が期待できます。この組織整備について、柔軟な対応が可能となり、ご相談者の方々への、また安心、住民サービスの向上にもつながるものと評価をしております。引き続き寄り添った対応をお願いをいたします。

こちらに社会福祉協議会とあいち福祉振興会のチラシを提示させていただきました。コミュニティソーシャルワーカーさんは何でも相談員ということで、連絡先も記載をされております。

また、町広報紙の「まちから」、先ほどもご紹介いたしましたけれども、最終ページのところの暮らしの相談窓口一覧の心配事相談にも毎月掲載をされておりますので、お知らせをさせていただきます。

最後、繰り返しになりますが、地域で様々起きている社会的孤立の問題を他人ごとではなく自分ごととして捉え、行政と地域住民、ＮＰＯや企業等、あらゆる主体がつながり、支え合うことは、地域共生社会づくりそのものであります。

特にヤングケアラーなど、今までの統計や調査では十分把握できていない事例、コロナ禍の影響で孤立が深刻化している事例などの実態把握や課題の見える化に取り組みながら、高齢の親と無職ひきこもりの50代の子が同居している世帯、8050問題や、ごみ屋敷、また、介護と育児に同時に直面する世帯、ダブルケア、高齢者同士の老老介護、認知症を患っている方同士の認認介護、孤独死等での孤立が既に進行している状況に対応するため、一人一人が抱えている多様かつ複合的な困難に対する相談支援で丁寧に寄り添いながら、就労や住居を含むサービスや給付につなぎ、本人のみならず、家族を含めて社会につなげていく必要があります。そのためには、地域における包括的な支援体制の構築が何よりも重要であると考えます。

この重層的支援体制整備事業は、制度や属性ではなく、本人を中心として、断らない相談支援と参加支援、地域づくり支援を一体的に実施し、行政のみならず、地域住民や支援機関等、多機関がチームとなって継続的に支援し続ける取組であり、社会的孤立を解決する基盤となる重要な取組であります。

最後に、町長にお伺いをいたします。

町長、施政方針の主要施策、地域福祉・生活困窮対策事業の中で、重層的支援体制整備事業の本格実施に向けてのご決意と併せて、体制強化とともに、誰もが安心して暮らせる環境づくりに努めますと述べられています。

そこで、改めて重層的支援体制整備事業による社会的孤立防止についてのご認識と、蟹江

町としてどのような地域共生社会の姿を目指しているのか、ご所見をお伺いいたします。

○町長　横江淳一君

それでは、山岸議員のご質問にお答えしたいと思います。

前にも、これに似通ったご質問をいただいたときにも、お話をさせていただきました。決して今までやっていなかったわけではございません。それをより充実をさせるということで、ＣＳＷさんも、社会福祉協議会さん、そしてあいち福祉振興会さんにお願いをして、ちょうど、１本の手より２本の手ということで、２本の手があれば３人分の仕事もできるんじゃないかと、そういう意味で、社会福祉士も庁舎内に入れまして、相談がいつでもできるような、特にやっぱり待っている人に対してではなくて、こちらから手を差し伸べるという、いわゆるアウトリーチを中心に力を入れてやらせていただきました。

高齢化に拍車がかかっておりますのは、蟹江町だけじゃございません。65歳以上の方が、今もう蟹江町でも9,700人以上、そして高齢化率としても25％を超す状況になっておりまして、少子高齢化にはなかなか歯止めがかかりませんが、楽しくこれから人生を送っていくには、このＣＳＷの皆さんだけではなくて、蟹江町も、そしてほかの機関も一緒になって問題意識を共有するという必要性があると思います。その窓口がＣＳＷさん、社会福祉協議会さん並びにあいち福祉振興会さんだというふうに思ってございますし、どんなことでも結構ですので、よろず相談事とは言いませんが、障害を持っている方、そうでない方、健常者の方も含めて、こぞって相談できるような、本当にそういう窓口をしっかりとつくっていきたいと思っています。これまで以上に精進をさせていただくつもりでございますので、どうぞまたお力添えをいただければありがたいというふうに思ってございます。

以上であります。

○５番　山岸美登利君

ありがとうございます。

本当に、さらに相談体制も充実してというところで、住民の皆様にも、今日はお知らせかたがた、質問をさせていただいたところでございます。

そもそも地域共生社会とは、助け合うことのできる社会であります。厚生労働省の定義に、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共につくり、高め合うことができる地域共生社会を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築するとあります。

今回、この事業の推進状況や課題、方向性について、住民周知も含めてお聞きをしてまいりました。今後の国の動きも注視しながらになりますが、さらなる盤石な支援体制の構築と併せて、支え合い、孤立させない、誰一人取り残さない、置き去りにしない、独りぼっちに

させない、そんな温かい蟹江町を目指していかれますことをご期待いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長　伊藤俊一君

以上で、山岸美登利さんの質問を終わります。

ここで、介護福祉課長の退席と、水道課長、政策推進課長、税務課長、ふるさと振興課長の入場を許可いたします。

総務課長は席を移動してください。

暫時休憩といたします。

（午前11時11分）

○議長　伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時13分）

○議長　伊藤俊一君

質問４番　板倉浩幸君の質問、「イラン情勢、その影響について」、「蟹江町水道事業、料金改定について」を許可いたします。

板倉浩幸君、質問席にお着きください。

○７番　板倉浩幸君

７番　日本共産党　板倉浩幸でございます。

私は、「イラン情勢、その影響について」と、「蟹江町水道事業、料金改定について」と題して伺っていきます。

まず初めに、大項目１の「イラン情勢とその影響について」であります。

アメリカとイスラエルによるイラン攻撃を発端にしたホルムズ海峡封鎖による影響が急速に広がっております。塗装用のシンナーが80％値上がりをした。値上がりは止まらず、必要な材料・資材が手に入らない、売上げが前年比で半減など、中小業者の悲痛な声が寄せられています。

円安による物価高の影響に加え、イラン情勢の不透明さから、事業に必要な仕入れ、資材の調達そのものが困難に直面している実態が浮き彫りになっており、燃料、資材の高騰だけではなく、供給不足を招いていることが、多くの中小業者を倒産・廃業に追い込んだかつてのオイルショック時より、コロナ禍とは異質で、深刻な影響を及ぼしています。そこで、蟹江町であります。

蟹江町内の中小業者、零細企業において、どんな影響を及ぼしているのか、町として把握をしていますでしょうか。

また、商工会などでは実態調査を行っているのか、初めにお聞かせをお願いいたします。

○ふるさと振興課長　加藤慎太郎君

ご質問のありました、町内の中小業者への影響を把握しているか、商工会で実態調査はしているかのことについてお答えさせていただきます。

最近の町内の中小業者への影響について、商工会の経営指導員が町内事業者からの相談等を受けたときの生の声を聞いております。最近１、２か月でお聞きした20事業所からの声を幾つか挙げさせていただきます。

まずは、生活用品等で小売業をなされている方は、家具を包むための包装資材の価格が高騰しており、収益を圧迫している。

また、菓子製造業の方からは、商品の梱包資材、ビニール等が入りにくくなっている。

設備工事業の方からは、エアコンの本体はあるものの、塩ビ管等がないため、取付工事ができない状況があります。

また、業種の全般の方からは、原材料が増加傾向にあり、経費の削減が一段と難しくなってきたという声が出ています。

また、業種全般の方から、受注はあるんですが、材料が入らないことによって厳しい状況となっているということをお聞きしております。

先ほど板倉議員がおっしゃられたこともありますように、ニュースやメディア等でも聞かれるとおり、多くの業種の事業者が厳しい状況であることを認識しております。

以上です。

○７番　板倉浩幸君

認識をしているということで、商工会でも生の声を聞いて、実感したと思います、今、業者がどんな影響を受けているのか。

そこで、今、把握をある程度はしているということで、業者が受けている影響に対して、どんな対策が必要かを本当に調べてもらって、実態と要求を明らかにして、必要な施策、対策ですよね、支援は何があるのか、考えるべきではないでしょうか。お願いをいたします。

○ふるさと振興課長　加藤慎太郎君

ご質問のありました、業者が受けている影響に対し、実態と要求を明らかにし、必要な対策、支援は何かを考えるべきではないかについてお答えさせていただきます。

先ほどの商工会からの情報で、業者が受けている実態や状況からも、現在、町内事業者の経営は大変厳しい状況であることを感じております。

そこで、町としまして、また担当課としましては、直近では、重点支援地方交付金を活用し、商工会が発行主体のプレミアム付デジタル商品券発行事業を実施いたします。商品券発行総額である２億6,000万円というお金が町内で循環することにより、地域経済の活性化、各個店の事業者の方への恩恵、支援になり得るものと考えております。

また、今後、国からの重点支援地方交付金や県からの支援事業等が発出されたときには、そちらを有効に活用し、町内事業者や町民に対する支援を検討してまいります。

以上となります。

○７番　板倉浩幸君

プレミアム商品券等も発行して業者を応援しているよということですけれども、じゃ、もうちょっと、どんな影響を受けているのかです。

モニターにありますように、小規模な事業を営む事業主の方で、私も入っている組織ですけれども、この全商連が、ホルムズ海峡封鎖による影響調査を行っております。それがまとめでありますけれども、今でも引き続き調査は行っています。

質問内容としては、ホルムズ海峡封鎖による影響はどんな支援が必要だと考えますか。今後の見通しや心配していることであります。このちょうど資料にもあるように、２番です。１番として、今のどんな影響があるかでは、約８割が仕入れ資材が高騰し、半数近くが調達が困難になったと回答しております。

また、必要な支援策としても、７割近くが燃料や光熱費への直接支援を切望し、約半数がコロナ禍のような持続化給付金のような支援、また、税金や社会保障の猶予や減免を求めているのが現状であります。

ちょうど図の２にあるように、アンケートによる業者が要求している必要な支援策についてであります。この回答によって、支援で大体まとめたんですけれども、１番として、先ほども答弁があった重点支援地方交付金を活用し、電気、ガス、また資材の高騰に対して負担を軽減する助成制度など、直接支援策を実施する。

２つ目として、工場や家賃リースなど、固定費補助を行う。

３つ目として、既往の債務の返済凍結、長期据置きの借換え制度をはじめ、保証協会の100％保証付新規融資など、自治体独自の融資制度を設ける。金利・保証料の補助を行う制度を実施する資金繰り支援であります。

また、４つ目としては、地方税や国民健康保険料（税）の納付を猶予、また免除する特例制度を実施する。

大体大まかに業者が求めている支援策が、この４つであります。そこでです。以上のように業者が求めている切実な要望ですが、このような必要な支援策、相談窓口などは、現在県では行っているのか、お願いをいたします。

○ふるさと振興課長　加藤慎太郎君

ご質問のありました、業者が求めている要望に対し、必要な支援や相談窓口を愛知県は行っているかについてお答えさせていただきます。

業者が求めている要望についての支援は、現在、愛知県では、融資制度におけるものがあります。

１つ目、経済環境適応資金（経済対策特別の融資）の関係です。

２つ目、日本政策金融公庫のセーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）の以上が現

状ある制度で、今般の中東情勢を受けたことにより、緩和措置を広げた制度となります。

また、相談窓口につきましては、愛知県信用保証協会による中東情勢の緊迫化に伴う経営相談窓口と、もう一つあります。あいち産業振興機構（愛知県よろず支援拠点）による中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口等が開設されております。

以上となります。

○７番　板倉浩幸君

県にも、国にも、先ほど、全商連、また愛商連でも要請はしているところなんだけれども、事業者の切実な、先ほどあった生の声なんかを聞かせてもらっても、先ほど、融資制度や相談窓口がありますよ。本当の意味で、直接支援の話は、本当冷たい対応なんですよね、まだ県も、国も、対しても。

では、そこで、総額３兆円強の2026年度の補正予算が成立をしました。重点支援地方交付金に全国ですけれども、1,000億円の追加措置がされています。

町としても、この重点支援地方交付金を活用し、電気、ガス代、資材の高騰に対して負担を軽減する助成制度など、直接支援策を実施することはできないのでしょうか。お願いをいたします。

○政策推進課長　丹羽修治君

ご質問のありました、重点支援地方交付金を活用し、電気、ガス、資材の高騰に対し、負担を軽減する助成制度など、直接支援策を実施することはできないかについてお答えさせていただきます。

電気、ガス料金や資材価格の高騰が事業者の経営に大きな影響を及ぼしていることは、十分認識しております。

また、６月５日、国において、重点支援地方交付金が計上された令和８年度予算が成立いたしました。

当町といたしましては、現時点において特定の支援策を決定しているものではございませんが、国から示される制度内容や推奨事業メニューを踏まえながら、活用方法を検討してまいります。

以上でございます。

○７番　板倉浩幸君

特定の支援策は、一応まだ考えていないよ、これから考えていくということだと思いますけれども、では、今回、重点支援地方交付金、毎年のように下りてきます。昨年末は結構大きな金額が下りてきて、今回、国の補正予算でも、本当に少ない予算なんですよね。全体で1,000億円しかないんですよ。実際には、小規模など、どうすることもできない現状であります。

また、今後あり得るかもしれない、また、あるのか何とも言えないんですけれども、重点

支援地方交付金、名前は変わってくる可能性はありますけれども、そこでもぜひ、今回の交付金でもそうですけれども、町として、何とかできる対策を検討してほしいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○政策推進課長　丹羽修治君

今回の重点支援地方交付金につきましては、蟹江町への配分額は1,300万円程度となっております。重点支援地方交付金につきましては、国が示す制度趣旨や推奨事業メニューに基づきまして、住民生活や地域経済への効果を十分に踏まえながら活用していくことが重要であると考えております。

今後、国で新たな動きがあることを前提としたお話にはなりますが、当町といたしましても、交付金の趣旨にのっとって、住民生活や地域経済への効果を総合的に勘案し、最も有効な交付金の活用方法について、全庁的に検討してまいります。

以上でございます。

○７番　板倉浩幸君

蟹江町にも中小零細企業、事業主の方もたくさんいらっしゃいますので、地域経済の活性化で考えるなら、やっぱり支援をして、元気に立ち直っていただいて、事業を引き続き、廃業を余儀なくされるんじゃなくて、事業が継続できる支援策を要望していきたいと思います。

では、またちょっと違う観点からであります。

それでは、ちょっと税金についてです。先ほど、必要な支援策でも、税金、社会保険料の納付猶予、減免という、アンケートでもあります。そこでです。

蟹江町においても、住民税、固定資産税、国民健康保険税、主に蟹江町が扱っている税金なんですけれども、この支払いが困難な方についての相談体制の強化をするかどうかをお願いをいたします。

○税務課長　服部幸太君

では、今質問のありました、住民税、固定資産税、国民健康保険税の支払いが困難な場合の相談体制を強化することはどうかについてお答えいたします。

まず、納税相談についてですが、納税相談の際には原則として一括請求をさせていただきますが、相談内容によっては、本人の実情を十分考慮し、任意の分割納付を認めています。

次に、相談体制の強化についてですが、担当職員に徴収実務の研修などを受講させており、相談に対応できる体制は整っております。

なお、現時点で、国から新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例のような特例は示されておりませんので、一括での納付が困難な方につきましては、法律及び町条例による従来の納税の緩和制度で対応を行ってまいります。

以上となります。

○７番　板倉浩幸君

今、答弁があったように、コロナのときには本当、県も徴収の猶予の関係で、本当、分かって、あったんですけれども、まだ今現在、ないんですよね、県も。

そこで、もうちょっと聞きたいんですけれども、猶予制度、今ありましたけれども、猶予制度、徴収の猶予、換価の猶予があると思います。どうしても、今、一括納付ができなかったら分割でもという話だったんですけれども、この辺の制度を積極的に活用する、まだまだ市町村でも、この猶予がなかなか活用されていない現状があるので、ちょっとその辺についての認識を聞かせてもらえたらいいと思いますけれども、どうでしょうか。

○税務課長　服部幸太君

徴収猶予等の適用のことの説明についてお答えいたします。

徴収猶予は、災害等を受けたことにより、徴収金を一時に納付することができないと認められるときが要件となってまいります。

また、申請による換価の猶予というのが、同じく徴収金を一時に納付することによって、事業の継続、または生活の維持等が困難になるような場合に適用されるものというふうに法律上は規定されております。

それ以外にも、納付が困難な方については、先ほどの説明のとおり、納税相談の際に一括請求をさせていただいておりますが、相談内容によって、本人の実情、生活状況等を十分考慮し、任意の分割納付を認めておりますので、そのような適用方法として、蟹江町としては行っております。

以上となります。

○７番　板倉浩幸君

ぜひ、厳しい方には、本当、よく相談に乗っていただいて、積極的に、猶予が難しかったら換価の猶予制度もあるので、ぜひ活用していただきたいと思います。

では、先ほど、モニターでも言って、質問の内容の中で、今後の見通しや心配していることについての回答ですが、全体の傾向として、ナフサ由来の製品、資材名を明記して、確保できず、仕事が止まっている事態や、かつてない値上がりに苦しむ実態が数多くあり、従業員を雇用し続けられるか、下請業者の経営継続を危ぶむ声も上がっております。

地域や業種を問わず、広範な被害が広がっており、影響の連鎖、地域経済に深刻な打撃となっている模様で、小規模な個人事業者は、仕事確保が生活に直結していることから、生活難を余儀なくされるケースも出ております。

多くの中小業者が個人の経営努力では解決ができない苦難に直面をしており、見通しが見えない状況が続くことで、展望を失いつつあります。このように、暮らしと営業が守れない状況があります。そこでです。政策推進室長にちょっとお伺いをいたします。

コロナ禍で実施された持続化給付金、家賃支援給付金のような支援策の実現や、自治体が行う支援策の財政措置について、国に対しても要望をしていただけないでしょうか。お願い

をいたします。

○政策推進室長　小島昌己君

それでは、政策推進室からお答えをさせていただきます。

国から頂ける給付金等による財政措置は、蟹江町としても、効果的な制度を立案することにより、住民の生活の一助となるような工夫ができ、大変ありがたいものと捉えております。

国への財政措置の要望を一自治体から単独で届けることは容易ではなく、また、要望の内容が実現する可能性も低くなってしまうのではないかと考えております。地方自治体の協力体制には、ＡＭＡ７をはじめ、県単位、全国単位の町村会などの協力体制がございますので、これらによる協力により、声が上げられるよう、機会を注視して声を反映させたいと考えております。

以上でございます。

○７番　板倉浩幸君

要望することは、一自治体としてはなかなか難しいということですけれども、では、町長もよく行って、要望してきていることもあります。

では、町長に最後にお伺いしたいんですけれども、今ずっと質問してきて、中東情勢の影響は、国の動向の重視もあると思います。でも、我が事と考えて、やっぱりいただきたい。町長も自営業として自転車をやっている半面もありますけれども、全業種、全町民に影響が広がっている事態を重く受け止めて、今何ができるか、ある意味、本当に一生懸命、私も応援してやっていきますので、真剣に考えていただきたいと思います。

また、国の要請についても、その辺の関係も、町長から答弁をお願いしたいと思います。

○町長　横江淳一君

それでは、板倉議員のご質問にお答えをしたいと思いますが、的確な答えになるかどうか、大変申し訳ございません。

今回、交付金のこと、1,000億円なんですけれども、実は前回と比べますと、蟹江町が1,339万円ぐらいでしたかね。それの使い道については、今も鋭意、うちのほうで考えてございます。プレミアム商品券、直接商品に結びつけるような強化体制の中で、その口数を増やすことも、手法の中ではあると思いますし、各町内会さんのほうに、31町内会あるわけでございますので、そこで、いろんな行事でも、物価高騰で大変厳しい状況が続いているかも分かりません。そこに支援をするという方法もございますし、ただ、枠が、もう1,300万円という本当に少ない枠でありました。

我々としても、いかんともし難い状況なんですが、先ほど担当も申し上げましたとおり、ＡＭＡ７だとか、海部郡の町村会、そして県の町村会を通じて、今の現状を、今でも、しっかりと国に届ける、そういう活動はやってございます。やっぱりこれも国が決めることでありますし、大変我々としては力のなさを感じますが、しっかりと、これも継続して要望して

いきたいなというふうに考えております。

ただ、ナフサ由来のものだけではなくて、残念ながら、ほかのものも、どんどん、便乗値上げとは言いませんが、物すごく今、上がってきておりますのは、議員も承知してみえると思います。

特にごみ袋の問題で地方自体が困っているところもあるわけでありますけれども、当蟹江町におきましては、海部郡の４市２町１村が同一で入札を行ってございますので、物がなくなるということは決してございません。

ただ、単価が若干高くなったという現実はございますが、物自身がなくなっているという地方公共団体もあるようでありますが、それは全くございませんし、しっかり、やっぱりそれは見ていかなきゃいけないというふうに思ってございます。

いずれにいたしましても、限られた財政の中でやれることは、もう知れております。そして、先ほど税務課長が答えたように、そのルールも、国がしっかりと、やっぱりコロナ禍とはちょっと情勢が違いますので、やり方が違うのかも分かりませんが、しっかりと動向を見ていきたいなと、これをもって、また我々も、要望もしっかりしていきたいというふうに考えてございますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

○７番　板倉浩幸君

今、町長のほうからは、ナフサの関係で、初日にごみ袋について、あるのかということで質問をしたんですけれども、そういうことで本当、今、まだまだ続くのが現状だと思います。

アメリカとイスラエルによる国際法違反のイラン攻撃と、ホルムズ海峡の事実上の封鎖により、エネルギーや石油製品の価格高騰、資材不足が暮らしに深刻な影響をもたらしております。

中東情勢の影響に対するとした、先ほども話した総額３兆1,135億円の2026年度補正予算が成立しております。補正予算の内容は、予備費を積み上げただけで、電気、ガス料金の支援のほかには具体策が何もありません。国会がその使い道をチェックできない巨額の予備費であります。

首相は、ナフサについては流通の目詰まりの問題だとして、業者の苦難に正面から応えておりません。対イラン攻撃の停戦に至ったとしても、資材不足が解決するまでには一定の時間がかかってしまいます。早急に緊急な対策に取り組むべきであると思います。町としても、頑張って支援策を見極めていただきたいと思います。

以上で１問目を終わります。

○議長　伊藤俊一君

質問の途中でございますが、少し早いようですけれども、暫時休憩といたします。午後１時から再開をいたします。

（午前11時42分）

○議長　伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後１時00分）

○議長　伊藤俊一君

板倉君の質問を許可いたします。

○７番　板倉浩幸君

それでは、大項目の２の「蟹江町水道事業、料金改定について」伺っていきます。

水道事業は、地域住民の生活や社会経済活動に欠かすことのできないライフラインであり、安全で良質な水を安定して供給することを通じて、公衆衛生の向上と生活環境の改善に重要な役割を果たし、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進することを経営の基本としているため、経営に当たっては、一般の民間企業に準じて、受益者である水道使用者の支払う水道料金により、サービスの提供に係る費用を負担する独立採算制を水道事業は採用しております。

水道料金の適正化や施設の更新を計画的に進めることが重要です。そして、エネルギー関連コストの上昇による物価高騰、愛知県営水道が、令和６年10月に１立米２円及び令和８年４月に１立米４円の値上げがされております。

蟹江町水道事業経営戦略において、令和６年度に、令和16年度を目標とする経営戦略の見直しが行われ、水道料金等について必要な調査及び審議を行う審議会が４回開催をされました。今議会にも、水道料金改定等に伴い必要があるとして、蟹江町水道事業給水条例に一部改正の議案が上程をされております。

それでは、水道事業について質問をしていきます。

水道料金の改定、平均おおむね25％の値上げですが、今なぜ必要なのか、初めにお願いをいたします。

○水道課長　東方俊樹君

水道料金の改定は、今なぜ必要なのかというところでご答弁させていただきたいと思います。

本事業は、先ほど議員もおっしゃっていらっしゃいましたが、独立採算制の原則の下、事業を行っておりまして、職員数の見直しや、あと業務の民間委託など、経費削減及び経営効率化に努めて、これまで事業運営を行ってまいりました。

このような中、人口減少や節水機器の普及など、水道料金収入が減少傾向にあるという一方で、愛知県営水道の値上げや工事費等の経費の増加、支出の増加によりまして、経営状況は厳しい状況にあるというところでございます。

令和６年度に策定いたしました蟹江町水道事業経営戦略におきまして、料金改定をしない場合ですと、令和14年度には、補てん財源残高が不足ということになりまして、その計画の

最終年度であります令和16年度には、約2.1億円の純損失となる見通しが示されております。

将来に向けて安全で良質な水を供給していくためには必要な改正でございますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○７番　板倉浩幸君

今答弁の中でも、様々な物価高騰、県水の値上げがやっぱり大きいと思うんです。人件費、職員の給与の上昇も含めて、水道事業自体、経費がかさんでくることも承知はしております。

でも、今後、経営が悪化していく可能性があるということみたいですが、では、今回、この改定ですが、蟹江町水道事業水道料金等審議会の答申があります。これを受けて、蟹江町として水道料金の改定をどうしていくのか、主に料金の改定について内容をお願いいたします。

○水道課長　東方俊樹君

では、町として、水道料金改定をどうしていくかというところの答弁をさせていただきたいと思います。

今回の料金改定におきましては、１か月当たり10立方メートルまで同料金となっている基本水量料金というものを廃止しまして、口径別の基本料金と使用水量によります従量料金との合算で算出します二部料金制を予定しているところでございます。

こちらは、先ほど議員もおっしゃっていらっしゃいましたが、料金体系全体として、総体的に25%引き上げる改正としておるところですが、基本料金、従量料金を一律25%上げるというところではございません。令和９年２月の検針分から新料金となる予定でございます。

以上でございます。

○７番　板倉浩幸君

今、令和９年２月の検針分から引き上げたいよという答弁です。

では、この審議会の中でもいろいろ議論されたと思います、引上げが妥当なのかどうかということも。中身を見て、ちょっと審議会の中にも意見が、蟹江町に対して意見も述べています。

そこで、まず１点として、引き続き事業者側として経費の削減及び事務の合理化、効率化に取り組む必要があるとしております。先ほどの答弁でも、経費の削減もしながらという答弁でしたけれども、今後、水道事業の経営改善はどのように取り組んでいくのか。お願いをいたします。

○水道課長　東方俊樹君

今後の経営改善というところでご質問がありましたので、そちらにお答えをさせていただきたいと思います。

料金改定をお願いするに当たりまして、事業者として、経費節減や事業の効率化に努める

ことは大変重要なことであるというふうに認識しておるところでございます。

そのような中、老朽化しました水道施設の計画的、効率的な更新及び修繕を実施すること、あと企業債発行と償還のバランスを考慮した健全な資金計画を策定すること、あと省エネルギー化やデジタル技術の活用をすること、有収率の向上などに取り組んでいきたいというふうに考えておるところです。

また、他事業体の取組の事例も研究しながら、事業効率化を進めるべきところは進めていきたいというふうにも考えておるところでございます。

以上でございます。

○７番　板倉浩幸君

今質問したのは、利用者に料金改定を行って、では、水道事業で、どんな改善していって経費の削減ができるのか。

これやっぱり本当重要だと思いますし、今までても経費の見直し等はやってきたと思うんですけれども、目に見える効果を出していただきたいと思うし、毎年毎年企業債も耐震化を含めても企業債借りながらやっていく状況で、ぜひ財政計画等も考えながら経費削減に取り組んでほしいなと思います。

では、続いての審議会の意見ですが、災害に強い水道づくりとして、先ほども答弁あった施設の耐震化や更新を進め、将来的においても、安全で安心な水道サービスの提供に努めるとしております。

このことについて、再度になるかもしれないですけれども、お願いをいたします。

○水道課長　東方俊樹君

では、お答えをさせていただきたいと思います。

災害時におきましても、安定した給水を継続できるように、老朽化した管路の更新や耐震化を計画的に進めているところでございます。

今後も、水道施設の長寿命化や平準化等、アセットマネジメントを活用しながら、リスクの高いものから計画的に更新等を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○７番　板倉浩幸君

限られた予算があるので、なかなか耐震化についても進んでいるとは言えませんよね、蟹江町自体。老朽管についてはどんどん進めながら、下水道の工事と併せて今やっている最中なんですけれども。

では、今まで私も一般質問で水道事業を、質問をこれで、９月、12月、あと３月の代表質問でも質問してきました。そのときにも聞いたんですけれども、再度という形で災害時の復旧対策もあります。災害時に備えての水の確保については、一般行政の施策として、関係地方公共団体の負担が妥当であり、また、水道施設の耐震化についても、公共性の確保という

面からの判断で実施されており、最低限のレベルの確保については、まさにコアサービスであるということからも、公費負担が望まれると思いますが、このことについてもお願いいたします。

○水道課長　東方俊樹君

公費負担が望まれるというところのご回答、答弁をさせていただきます。

水道事業は、地方公営企業法に基づきまして、先ほどもお話しさせていただいておりますが、料金収入をもって運営する独立採算制で運営をしているところでございます。

今現時点では、企業債を活用しながら水道施設の耐震化を進めていくべきであるというふうに考えているところです。また、活用できる補助金等もあれば、検討しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○７番　板倉浩幸君

今、企業債の活用も含めてという答弁で、どこまでが公費負担なのか。

ある意味、本当、線引きが難しい。補助事業としても、どこまで補助できるものなのかというところが、今ちょっとあまりはっきりしていないんですよね。毎回、これがどこまで補助が出るのかということもあると思います。

そういうことでもありますが、今回、水道料金の見直し、改正で平均25％。若干使う量によって違ってきますけれども、では、これだけの値上げ、引上げに、改定になるんですけれども、住民の方について説明がどうかであります。

では、お聞きをしていきます。

水道料金の改定の必要性、改定内容は、町民生活、事業に影響を与えるため、先ほどの事業者も、本当、厳しい状況の中です。そのためにも、説明など十分な周知が必要になってくると思いますが、この周知はどうしていくのか、お願いいたします。

○水道課長　東方俊樹君

では、周知の件でご答弁させていただきます。

水道料金の改定は、町民生活や事業活動に影響を及ぼすものであることから、十分な周知は重要であるというふうに考えておるところです。

現在、広報誌及びホームページの掲載というのはもちろんのこと、検針票への記載を予定しているところでございます。また、商工会を通じまして、事業者への周知だとか、あと町内会長や各種団体を通じた周知方法について、今検討をしているところでございます。

将来にわたりまして、安全で安定した水道サービスを維持するための改定であることをご理解いただけるように、丁寧な周知に努めていきたいというふうに考えているところです。

以上でございます。

○７番　板倉浩幸君

今、周知についてお伺いしたんですけれども、何をやっても知らない人は気がつかなくて、そんな状況で、突然料金が、引き落としが増えたと、問合せが来るのかなという感じもします。

先ほど、検針票にもつけていきたいって、たしか、この間、基本料金の減免したときも、水道料金に今月は基本料金が含まれておりませんということ。あのような感じでしていくんですよね、多分。

あと、都市計画税の導入のときに、あれは導入される前に住民説明会を行って、町民の皆さんの意見聞いたんですけれども、今回、そのような住民説明会等というのは行う予定があるんでしょうか。お願いします。

○水道課長　東方俊樹君

周知方法については、全戸配布とかそういったことも考えている中で、今、説明会というところは考えていないところでございます。

以上です。

○７番　板倉浩幸君

説明会は今のところ開催考えていないよということで、確かに、今議会に上程されて可決すれば、来年２月からの検針になって、まだ上程される前に説明会を行うほうが一番いいと思うんだけれども、審議会もついこの間終わったばっかなので、そんな余裕がなかったと思いますけれども、ある程度要求があったらそういうことも考えていただきたい。ぜひ説明してほしいがやと町民の皆さんから、なしのつぶてじゃなくて、何らかの対応をお願いしたいと思います。

そこで今回、今、蟹江町の水道料金に減免制度がないんですけれども、近隣の市町村でも、名古屋市にあったんですけれども、なくしちゃったんですけれどもね。全県的に見ると、水道料金の改定で、水道料金の減免があるんですけれども、今後、蟹江町の特に生活困窮者の支援として、減免制度の考えがないのか、お願いいたします。

○水道課長　東方俊樹君

減免制度についてお答えをさせていただきます。

水道料金に関しましては、水を使用した水道サービスの受益を受けた方が応分の負担をするということが原則で、受益者負担ということになりますので、減免制度については、設けるということは考えておりません。

以上でございます。

○７番　板倉浩幸君

今のところ考えていないと。

だったら、やっている自治体を、じゃ、どうしてそこまで水道料金の減免制度で支援しているのか。生活困窮者、特に生活保護はちょっと置いておいても、生活が本当に厳しい方に

対応していると思うので、ちょっとどんな感じなのか、やっているところの自治体をちょっと調べてもらって、対応できないものなのかを考えていただきたいと思います。

それでは、水道料金なんですけれども、この値上げの理由として、水道事業の大きな課題である、先ほどからの答弁でも、管路の老朽化対策、耐震化の促進も挙げられております。その費用は、水道利用者の負担ではなく、国や県の一般会計で賄うべきだと今でも考えています。このことについての考え方はどうでしょうか、お聞かせをお願いいたします。

○上下水道部長　石原己樹君

それでは、今ご質問のございました国や県からの一般会計で賄うべきではないかに対するご質問についてお答えさせていただきます。

議員がおっしゃるとおり、水道施設の老朽化対策や耐震化というのは、住民生活や地域経済を支える極めて重要な社会基盤整備だと考えております。それによる国や県による財政支援は重要であるという認識を持っております。

一方、やはり水道事業は、地方公営企業法に基づく独立採算制を基本原則として運営しておりますので、あくまで水道料金による水道事業を経営していくということが基本となっていると考えています。

また、補助制度の拡充や財政支援につきましては、水道協会等も国等へ要望していると認識しておりますので、国等の動向を見ながら、利用ができる制度があれば利用できたらなというふうには考えております。

以上でございます。

○７番　板倉浩幸君

ちょっと財政支援のことなんですけれども、令和６年度の能登半島地震の教訓を踏まえて、災害時の水の確保が極めて重要になることを鑑み、地方公共団体の水道事業等の防災対策の強化として地方財政措置が強化されていますよね。

この水道管路の耐震化事業は、普通交付税の措置率50％で地方財政支援が行われております。これについて活用ができないものなのか、分かりましたらお願いします。

○上下水道部長　石原己樹君

いろいろ国の補助制度等、課内でもいろいろ調べているんですけれども、確かに、いろいろ拡充はされている中で、なかなか町として利用できる制度がないというのが、今のところの現状でございます。

以上です。

○７番　板倉浩幸君

なかなか利用できる制度がない。これが使えるのかどうかも、ちょっと僕もそこまで調べ切れていないんですけれども。

そんな財政支援、多分これ、事業計画の中で、上乗せして工事をする場合に下りるという

ところまではつかめたんですけれども、そういう財政支援、ほかにもあると思うので、ぜひ積極的に調べてもらって、使えるものは使っていただきたいなと思います。

では、最後に、町長にお伺いしていきます。

今、実質賃金も４年連続マイナスで、物価高に賃金が届かない状況で、町民生活は疲弊をしています。相次ぐ物価高の中、都市計画税の再導入に続き、水道料金の値上げであります。

町民は出ていくお金ばかり増えていく状況について、この点について町長の考え方をお願いいたします。

○町長　横江淳一君

それでは、板倉議員のご質問にお答えをしたいと思います。

都市計画税と水道はちょっとお話を離して説明をさせていただきます。

都市計画税につきましては、皆様方のご理解を得まして、蟹江町の将来を見据えた大切な税金でありますので、しっかりと協議の上、皆様のためになるために使っていければなというふうに今現在思ってございますので、よろしくお願いしたいと思います。

水道事業というのは、本当に最大のインフラ整備であるのは十分承知をいたしております。我々も、特に私も、一昨年まで県の会長を仰せつかっておりまして、企業庁、県の水道企業の関係の方ともお話をさせていただきました。

やっぱり１立米２円、そこで止まっていただければよかったんですけれども、その後に４円値上げをする。これも一方的な話で、ある程度説明は受けましたが、なかなか理解ができないということで、私も何度も実はお話をさせていただきましたが、大変やっぱり厳しい状況に水道環境もあるということもありますし、当蟹江町は海部南水も使ってございます。水道料金も、海部南水とは若干違っておりまして、向こうのほうが若干高めに設定がしてあるわけでありますし、いつも板倉議員おっしゃるように、20立米も使っていないのに何で基本料金要るんだという話もありましたので、口径で、これは取っているのは正当じゃないかな。だから、たくさん使われるところについては、ちょっと料金が増えてしまうのではないかなという、そんな考えもあるわけでありますけれども、やっぱりライフラインで一番の基であります。

ただ、毎年有収率が減っております。やっぱり老朽管もありますし、それから下水道の整備に伴う事業が増えておりますので、それに対しても、次のステップに進む前の一つの変化だというふうに、私は一部思っております。

しかし、耐震に堪えられない古い水道管もあるのも事実でありますので、できるだけ下水道布設とともに、経費を削減するために、今はそういう方法を取ってございます。

そして、緊急時の場合は、蟹江町、今４つのコンクリートＰＣタンクがございます。２台に非常遮断弁がついてございまして、震度５弱、強でしたかね、には自動遮断弁が下りまして、２つは下りませんけれども、大体蟹江町民、１週間程度から10日程度、水の補給が切れ

ない状況には実はなっておりますし、ＢＣＰもしっかり整ってございますので、それはあまり心配はないんですけれども、それに伴う老朽管の破裂等々はまだ目に見えませんので、そういうことをこれからやっていかなきゃいけないということになれば、ある程度の基金を持って、起債ばっかに頼って、もう金利もこれ今回上がりましたので、逆に今度、起債の返還が大変なことになる状況も見据えて、しっかりと財政状況、公営企業法にのっとって、しっかりとインフラ整備を、これからも蟹江町がやっていかなきゃいけないというふうに思っております。

以上であります。

○７番　板倉浩幸君

時間もなくなってしまい、最後まとめ言いたかったんですけれども、県水の値上げ、本当に２円でとどめれば本当よかったのかなと。そういうことも踏まえて今回質問したわけです。

ぜひ皆さんにおいても、慎重審議をしていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長　伊藤俊一君

以上で板倉浩幸君の質問を終わります。

ここで、水道課長、税務課長、ふるさと振興課長の退席を許可いたします。総務課長は席を移動してください。

暫時休憩といたします。

（午後１時26分）

○議長　伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後１時27分）

○議長　伊藤俊一君

質問５番　三浦知将君の質問、「住民意見の収集と政策反映のあり方について」を許可いたします。

三浦知将君、ご登壇ください。

○９番　三浦知将君

９番　新政会の三浦知将でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告書に従い、「住民意見の収集と政策反映のあり方について」を質問いたします。

地方自治の本旨に住民自治があります。住民自治とは、行政が住民のために施策を実施するだけでなく、住民自身が地域の課題や将来について考え、その声を行政へ届け、行政がその声を政策へ反映させていくことで実現されるものであると考えております。

近年は、少子高齢化や人口減少、価値観の多様化などにより、行政に求められる役割も大

きく変化しております。また、インターネットやＳＮＳの普及によって、住民の皆様が情報を得る手段や意見を発信する手段も多様化しています。

その一方で、行政への期待や要望も複雑化しており、行政には、よりきめ細かな対応が求められる時代となっております。そのような中で、行政が適切な政策判断を行うためには、住民の声を的確に把握することが必要不可欠であります。

私は、地域活動や各種団体との意見交換、ＳＮＳを通じた情報発信などを行う中で、住民の皆様から様々なご意見をいただいております。その中で感じることがあります。それは、住民の皆様が町政に無関心なのではなく、意見をどこへ伝えればよいか分からない、意見を伝えても変わらないと思っている、意見を伝えた後どうなったのか分からないという思いを持たれている方が少なくないということです。

私は、住民参加を進めるためには、まず住民の皆様の声を幅広く把握することが重要であると考えております。そのためには、どのような方法で住民意見を収集し、どのような住民の声を把握しているのかを確認する必要があります。

そこで、まず住民意見の収集についてお伺いいたします。

町が住民意見を収集する手法にはどのようなものがありますか。

○政策推進課長　丹羽修治君

ご質問のありました町が住民意見を収集する手法についてお答えいたします。

住民意見の収集につきましては、パブリックコメント制度をはじめ、住民アンケート、住民意識調査、各種審議会や協議会、町長への手紙、町ホームページの問合せフォーム、まちづくりミーティングや説明会、窓口や電話でのご意見など、様々な手法により実施しております。

以上でございます。

○９番　三浦知将君

ありがとうございました。

町では、アンケート、住民意識調査、パブリックコメント制度など、住民の意見を収集するための様々な仕組みが整備されていると思います。

そこで、また質問させていただきます。

過去５年間のパブリックコメントの実施件数、提出人数、提出意見数をお伺いします。

○政策推進課長　丹羽修治君

過去５年間のパブリックコメントの実施件数、提出人数、提出意見数ですが、令和３年度から令和７年度までの過去５年間の実施状況につきましては、実施件数が13件、意見提出者数が８名、提出意見数が17件となっております。

以上でございます。

○９番　三浦知将君

実施件数、提出人数、提出意見数を把握することも重要だと思いますが、もちろん件数だけでは、住民意見の実態を十分に把握することはできないと考えております。

なぜなら、住民意見を収集する上で重要なのは、どれだけの意見が集まったかだけではなく、どのような方々の声が届いているのかという点もあります。

そこで、また１つお伺いします。

住民意識調査、パブリックコメント等において、回答者の年代や属性について把握はされていますでしょうか。

○政策推進課長　丹羽修治君

ご質問のありました住民意識調査、パブリックコメントなどにおいて、回答者の年代や属性を把握しているかについてお答えさせていただきます。

アンケートは、調査の目的や手法に応じて、年代、性別、小学校区などの属性を把握しているものがあります。

一方で、パブリックコメントにつきましては、意見提出のしやすさや個人情報への配慮の観点から、必ずしも詳細な属性を把握していない場合もあります。

以上でございます。

○９番　三浦知将君

ありがとうございました。

回答者の年代とか属性を把握しているのであれば、どのような方々の声が届いているのか、また反対に、どのような方々の声が届きにくいのかも見えてくるのではないかと思います。

例えば、高齢者の意見は比較的届きやすい一方で、若者や現役世代の意見は届きにくいということはないでしょうか。自治会の活動に積極的に参加されている方の声は把握できている一方で、そうでない方の声は十分把握できていないということはないでしょうか。住民意見を把握するための制度があったとしても、そこに参加する人が偏っているのであれば、住民全体の意見を把握しているとは言えません。

そこで、またお伺いいたします。

パブリックコメントやアンケートへ回答する住民は、一定の層に偏る傾向があると考えますが、町の認識をお伺いします。

○政策推進課長　丹羽修治君

ご質問のありましたパブリックコメントやアンケートを回答する住民の傾向について、町の認識についてお答えさせていただきます。

一般的に、行政施策への関心が高い方や、当該計画などに関係の深い方からの意見が多く寄せられる傾向があるものと認識しております。

そのため、特定の手法のみに依存することなく、多様な手法を組み合わせながら意見把握に努めているところでございます。

以上でございます。

○９番　三浦知将君

また引き続き多様な手段を使っていただいて、住民の声を収集していただきますようお願いします。

子育て世代とか現役世代は、仕事や家庭の事情により、行政との接点が限られております。若者についても、行政への関心がないのではなく、意見を届ける機会そのものが少ない場合もあります。

私は成人式や地域活動の中で、若い世代の声を聞く機会がありますが、町に対する意見や要望は決して少なくありません。しかし、その声が行政に届く仕組みが十分であるかというと、まだ課題があるように感じています。

そこで、また質問させていただきます。

子育て世代、現役世代、若者、高齢者など、行政との接点が少ない住民の声をどのように把握していますか。

○政策推進課長　丹羽修治君

ご質問のありました子育て世代、現役世代、若者や高齢者など、行政との接点が少ない住民の声をどのように把握しているかということで、お答えさせていただきます。

今回策定しました蟹江町総合計画後期基本計画では、中学生全員にアンケート調査を実施するとともに、住民意識調査では、対象を18歳以上から16歳以上に引き下げて実施しております。

さらに、子育てや介護関連の団体など各種団体へのアンケート調査のほか、町民祭りやにこにこママフェスタなど、イベント会場へ出向いてインタビュー調査を実施するなど、幅広い世代の意見把握に努めております。

また、インターネットを活用した調査など、参加しやすい環境づくりにも取り組んでおります。

以上でございます。

○９番　三浦知将君

それでは、子育て世代、現役世代、若者、高齢者など、それぞれ置かれている環境や生活状況は異なります。そのため、住民意見を把握する上では、様々な立場の方々の声を幅広く収集することが重要であると思います。

一方で、行政に対して意見や要望を積極的に伝える方がいる反面、意見はあっても伝える機会がない方や、意見を言うことをためらわれる方もいるのではないでしょうか。

住民参加を考える上では、実際に声として届いている意見だけでなく、声として表れていない意見にも目を向ける必要があると考えます。

そこでお伺いいたします。

町に対して意見を言わない、あるいは言えない住民がいることについてどのように認識していますか。

○政策推進課長　丹羽修治君

ご質問のありました町に対して意見を言わない、あるいは言えない住民がいることについてどのように認識しているかについて、お答えさせていただきます。

行政に対する関心の度合いや時間的制約、意見表明への心理的な負担などから、意見を持ちながらも表明に至らない方も一定数おられるものと認識しております。

以上でございます。

○９番　三浦知将君

ありがとうございました。

私としては、住民参加を考える上で重要な課題の一つとして、声なき声をどう拾うかであると考えております。

行政に積極的に意見を届ける方だけでなく、ふだんは意見を言わない、あるいは言えない方々の考えをどのように把握するのか、そこに行政の工夫が求められているのではないでしょうか。

例えば、子育て世代であれば、仕事や育児に追われ、アンケートに回答する時間を確保することが難しい場合もあります。若者についても町政に関心がないのでなく、自分たちの意見が求められていると感じていない可能性もあります。また、高齢者の中には、インターネットを利用しない方もいます。

こうした様々な立場の住民の声を把握することが、本当の意味での住民参加につながるのではないでしょうか。

そこで、また１つ質問させていただきます。

町は、声なき声を把握するためにどのような取組を行っていますか。

○政策推進課長　丹羽修治君

質問のありました町は声なき声を把握するためにどのような取組を行っているかについてお答えさせていただきます。

町としては、各種アンケートや窓口の対応、また地域活動を通じて寄せられる意見の把握に加え、行政サービスの利用状況や相談内容なども参考にしながら、多様な住民ニーズの把握に努めているところでございます。

引き続き、町民の皆様が、意見を気軽に言える環境づくりに努めてまいりたいと考えます。

以上でございます。

○９番　三浦知将君

ありがとうございました。

では、また引き続き、その声を集めやすい環境づくり、形成ですね。よろしくお願いいた

します。

次は、パブリックコメント制度についてお伺いいたします。

私は、パブリックコメント制度は、住民参加による政策形成を進める上で、非常に重要な制度であると考えております。

行政が計画や方針を策定する際に、住民の皆様から意見をいただき、その意見を踏まえて政策を検討していくことは、開かれた行政運営のためにも大切な取組であると考えます。一方で、制度が存在することと、住民が参加していると実感できることは、必ずしも同じではありません。

まずは、制度そのものがどの程度住民に認知されているのかを把握することが重要であると考えます。

そこで、１つお伺いいたします。

町として、パブリックコメント制度の認知度をどのように評価していますか。

○政策推進課長　丹羽修治君

ご質問のありましたパブリックコメント制度の認知度をどのように評価しているかについてお答えいたします。

パブリックコメント制度は、一定程度定着しているものと認識しておりますが、制度を十分に知らない住民もおられると考えております。

そのため、町ホームページや広報紙などを通じて周知に努めているところでございます。

以上でございます。

○９番　三浦知将君

私は、住民が意見を提出する以上、その意見がどのように扱われたのかを知りたいと思うのは当然のことだと思います。

また、実際に住民意見によって、計画や方針が見直された事例があれば、住民参加の意義をより実感していただけるのではないでしょうか。

そこで、また１つ質問させていただきます。

提出された意見によって、計画や方針が修正された事例はありますか。過去５年間で実際に修正された事例があれば教えていただきたいです。

○政策推進課長　丹羽修治君

提出された意見によって、計画や方針が修正された事例についてお答えさせていただきます。

パブリックコメントで寄せられた意見につきましては、内容を十分に検討し、必要に応じて計画案や方針案へ反映しております。

実際に修正した事例としましては、総合計画後期基本計画において、目標の再設定までではありませんが、最新の値を確認いただけるよう、追記して修正したところもあります。

以上でございます。

○９番　三浦知将君

ありがとうございました。

また、１つ質問させていただきますが、住民にとって、結果の公表の内容というものは分かりやすいものになっているのか、なっていると考えていますか。

○政策推進課長　丹羽修治君

住民にとって、結果公表の内容が分かりやすいものになっているかについて、ご質問いただきました。

意見の概要と町の考え方を公表し、できる限り分かりやすい説明に努めております。

引き続き、住民の皆様にとって理解しやすい内容を心がけてまいります。

以上でございます。

○９番　三浦知将君

それでは、町のホームページで、パブリックコメントの結果を確認することができますが、案件によっては、町の考え方や検討結果が分かりやすく掲載されているものがある一方で、結果の詳細が確認しにくいものも見受けられます。

住民の立場からすると、どのような意見が提出され、それに対して町がどのような判断を行ったのか、把握することが難しい場合もあるのではないでしょうか。また、住民から寄せられた意見については、どのような基準で判断されているのかも重要であると考えます。

そこで、また１つお伺いいたします。

提出された意見について、採用、一部採用、不採用などの整理はどのように行っていますか。

○政策推進課長　丹羽修治君

ご質問いただきました提出された意見の採用、一部採用、不採用などの整理についてお答えさせていただきます。

提出された意見につきましては、計画全体との関係、個別計画など他の計画との整合性、実現可能性などを総合的に勘案しながら検討しております。その結果を踏まえ、町の考え方として整理しております。

以上でございます。

○９番　三浦知将君

ありがとうございました。

採用、一部採用はいいとは思うんですが、例えば、不採用になった意見とか、その理由が丁寧に説明されることによって、住民の理解や納得につながるとも考えられます。

そこで、また１つお伺いいたします。

不採用となった場合、その理由を住民に分かりやすく説明する工夫は行っていますか。

○政策推進課長　丹羽修治君

ご質問のありました不採用となった場合、その理由を住民に分かりやすく説明する工夫をしているかについてお答えさせていただきます。

意見を反映できない場合につきましても、その理由や考え方をできる限り具体的に示し、理解を得られるよう努めております。

以上でございます。

○９番　三浦知将君

私は、住民参加とは、単に意見を募集することだけではなく、自分の意見がどのように検討されたのか理解できることによって、初めて成り立つものだと考えます。

それでは、また１つ質問させていただきます。

住民が、自分の意見がどのように検討されたのかを確認できる仕組みは十分であると考えていますか。

○政策推進課長　丹羽修治君

ご質問いただきました住民が自分の意見がどのように検討されたのかを確認できる仕組みは十分であるかということで、お答えさせていただきます。

現在は、提出された意見の概要とそれに対する町の考え方を公表しておりますが、住民の理解がより深まるよう、公表内容や方法について引き続き工夫してまいります。

以上でございます。

○９番　三浦知将君

ありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。

次に、意見収集の在り方についてお伺いしていきます。

現在は、住民からの意見を待つ形が中心になっていると思いますが、先ほども言いましたが、意見を言いたくても言えない方や制度自体を知らない方も少なくはありません。そのような方々の声を把握するためには、行政側から住民の下へ出向く姿勢も必要ではないでしょうか。

そこで、またお伺いいたします。

住民から意見を待つだけでなく、行政側から住民の声を聞きに行くアウトリーチ型の取組についてどのように考えていますか。

○政策推進課長　丹羽修治君

質問いただきました住民から意見を待つだけでなく、行政側から住民の声を聞きに行くアウトリーチ型の取組についてお答えさせていただきます。

多様な住民意見を把握する上で、アウトリーチ型の取組は有効な手法の一つであると認識しております。

最近では、総合計画後期基本計画において、町民祭りやにこにこママフェスタのイベント

に直接出向き、簡易なブースを設置し、来場者にインタビュー調査を実施して、若年層や子育て世代など、幅広い意見の把握に努めております。

以上でございます。

○９番　三浦知将君

ありがとうございます。

若者や子育て世代は、仕事や家庭の事情で、行政との接点が少ないというふうに先ほど言いましたが、そのように、引き続き様々なイベントを通して、住民の声を収集していただきますようお願いいたします。

それでは、また１つ質問させていただきます。

若者や子育て世代の声を把握するため、ＬＩＮＥアンケートやウェブアンケート等を積極的に活用する考えはありますか。

○政策推進課長　丹羽修治君

ご質問いただきました若者や子育て世代の声を把握するため、ＬＩＮＥアンケートやウェブアンケートを積極的に活用する考えはあるかについてお答えさせていただきます。

若者や子育て世代は、デジタルツールとの親和性が高いことから、ＬＩＮＥやウェブアンケートなどの活用は、有効な手法の一つであると考えております。

今回の蟹江町総合計画後期基本計画の策定においても、住民アンケートを用いて町民の声を的確に反映させるため、今回は、郵送回収だけでなく、インターネット回答システムを導入してネット回答を受け付けております。

今後も、対象や目的に応じて、より参加しやすい意見聴取の手法を検討してまいります。

以上でございます。

○９番　三浦知将君

ありがとうございます。では、引き続きよろしくお願いします。

では、最後にお伺いしていきます。

私は、住民参加とは、単に意見を募集するだけでなく、意見が検討され、町政に反映されたことが実感できることがあると考えております。また、行政には、声を上げることができる方だけでなく、声を上げることが難しい方々の意見にも耳を傾けることが求められています。

そこで、最後に質問させていただきます。

住民が意見を出して終わりではなく、意見が町政に反映されたと実感できる仕組みづくりについての考えをお伺いします。

○副町長　加藤正人君

それでは、住民意見の収集、反映につきまして、私からご答弁申し上げます。

行政では、日頃から様々な機会、ルートで住民意見をお聞きしております。

まずは、やはり選挙で住民から選ばれた議員の皆様のご意見、また審議会や委員会、懇談会等における各分野の団体等の方のご意見、これらのご意見は、住民を代表するご意見として、非常に重要ではないかというふうに思っているところでございます。

また、こうした代表者のご意見では十分把握できない多くのご意見もあろうということで、先ほど来、ご質問にありましたパブリックコメントやアンケート、まちづくりミーティング、町長への手紙など、様々な手法を設けておりますし、さらに役場の窓口や具体の事業の中で個別の住民の皆様からいただくご意見も、非常に重要なご意見であるというふうに承知をしております。

町では、これらの様々な機会にいただく意見を総合しながら、行政運営や政策判断を行っているところでございます。

ただ、多様なご意見がある中で、中には相対するご意見もあります。そうした中で、その全てを町政に反映できるというような仕組みは、残念ながらございません。

行政としては、常に住民の皆様の意見の最大公約数というのは一体何なのかというのを意識しながら行政運営を行っておりまして、それが実現をできたときに、住民の皆様全体として、最も満足いただける結果になっているんではないかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○９番　三浦知将君

ありがとうございます。

様々な手段で住民の声を収集していただきますようお願いしたいことと、万一、住民の声がたくさん収集することができれば、それを精査することが、今度は課題になってくると思います。そのときは、ＤＸとかいろいろなテクノロジーを駆使していただければなとは思います。

私は、今回の質問を通じて、住民参加とは何かということを改めて考えました。パブリックコメント制度をはじめとする住民参加の仕組みは、単なる手続で終わるものではなく、住民と行政との信頼関係を築くための大切な機会であると考えております。

だからこそ、どのような意見が出されたのか、どのように検討されたのか、結果として何が変わったのかを住民に分かりやすく伝え、住民が自分たちの意見が町政に生かされていると感じられる仕組みづくりが重要であると考えます。

住民と行政が共にまちづくりを進めるためにも、より開かれた行政、そして、住民参加の見える化に取り組んでいただきますようお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長　伊藤俊一君

以上で三浦知将君の質問を終わります。

質問６番　安藤洋一君の質問、「電子投票への取り組み状況を問う」を許可いたします。

安藤洋一君、質問席へお着きください。

○13番　安藤洋一君

13番　新風　安藤洋一でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告書に従い、大項目１「電子投票への取り組み状況を問う」と題しまして質問をさせていただきます。

最近、各地の自治体の中で、選挙に電子投票を導入したとか、導入予定、あるいは導入を検討しているという報道を目にすることが多くなりました。

折しも、来年４月には、統一地方選挙が実施される時期となり、当蟹江町においても、議会議員選挙が実施される予定かと思います。

そこで、蟹江町の電子投票に対する状況についてお尋ねいたします。

質問に入ります。

総務省がホームページに公開しています資料の中に、画面のものですけれども、電子投票の実施状況というものがあります。令和８年３月現在の資料となっております。

なお、この掲載しました資料につきましては、直接総務省に問合せをし、使用の許可をいただいておりますので、念のため。また、文字は細かいのばかりですので、参考程度にご覧いただければと思っております。詳しくは、またそれぞれホームページをご覧いただければいいかと思っております。

この資料を見ますと、通常の開票時間よりも電子投票の開票時間のほうが圧倒的に短く、不在者投票を含めた開票時間においても、ほとんどの自治体で半分以下の開票時間となっていることが分かります。

この表で、既に御存じかと思いますけれども、大まかな説明をしていきます。

日本の自治体の中で、一番最初に、岡山県新見市が、市長、市議会の選挙に電子投票を導入されたようで、前回まで４時間25分かかっていたのが、電子投票のみの開票時間が25分、僅か25分。不在者投票を含めた開票時間も２時間ということで半分以下となっておりまして、そこから順次そのようになっているのかと思いますのでご覧いただきたいと思います。

この中の青森県六戸町をはじめ、既に複数回、電子投票を実施している自治体も多数あります。

その中で、赤線、岐阜県可児市、平成15年７月20日に行われたものが、やっぱりこれも３時間以上かかっていたのが、全部入れても１時間ちょっとで終わっているというふうに、優れたものだったんですが、実はこのときにシステムトラブルが発生しました。電子投票のシステムトラブルが発生して、投票所にいた有権者の一部が、投票できずに帰宅してしまうというような事態に陥ったということが起こって、それから２年後、平成17年に、最高裁で、可児市議選の無効が確定したということなんですね。トラブルで、最高裁で無効が確定した

ということになっております。

その後も、いろんな自治体がやられていたようですけれども、だんだん先細りになって、平成28年の青森県六戸町の選挙を最後に、向こう８年、どこの自治体も行われなかったということになっておりまして、これを推進、推奨しておりました総務省は、ちょっと方針を変えられたんでしょかね。それまで何か難しいシステムと専用の機械だったらしいんですけれども、それを変更して、市販のタブレット端末を使用できるよう運用指針を改定されたということで、その後、改めて仕切り直しでやられたのが、令和６年の大阪府の四條畷市の選挙、それから、今年ですね、令和８年３月に行われ宮崎県新富町の町会議員補欠選挙が行われて、これまでは、新しく改定されてからは、目立ったトラブルは起こっていないということらしいです。これが新しいやつですね。

一方、愛知県ではどうかといいますと、みよし市が、来年春の統一地方選挙で実施予定の市会議員選挙で、電子投票を導入する予定であることが最近報道されました。実現すれば、愛知県の自治体では初めてという状況であります。

また、この通告書を提出した後の今月の６月10日、愛知県東浦町が、来年４月の町議選とその年の８月の町長選挙で、電子投票を導入する方針を明らかにしました。これは愛知県内の町村としては初めてとなります。

そこでお尋ねします。

①当蟹江町においては、電子投票に対してどのようなお考えを持ち、またどのような取組や研究をしておられるのか、またはしておられないのか、お教えください。

○総務課長　藤下真人君

それでは、ただいまご質問いただきました蟹江町の電子投票に対する取組についてお答えさせていただきます。

電子投票につきましては、総務省が公表している電子投票導入の手引きや、令和６年12月に、国内で約８年ぶりとなる電子投票を実施した大阪府四條畷市をはじめとする先行自治体の事例を参考に状況把握をしておりますが、現行法上、地方選挙に限定されるという制度上の制約に加え、財政負担や選挙執行体制の整備など、多岐にわたる課題を総合的に検討する必要があるため、慎重に研究を重ねてまいりたいと考えております。

以上です。

○13番　安藤洋一君

どうもありがとうございます。

そうですね。慎重に、何でもあまり早く飛びつくと、さっき申し上げたトラブルとかもあるのかなとは思いますけれども、それでもぽつぽつと、あえて挑戦をしていく自治体もあるようであります。

では、次の問い、②ですね。

電子投票には、様々な利点欠点が存在しますが、利点として、まず第一に、開票業務の負担軽減、しかも大幅な負担軽減が期待できます。具体的に何かといいますと、開票時間の短縮、そして、担当職員の削減が挙げられます。

第二に、手書きの際の疑問票や無効票の解消が挙げられます。有権者の権利を第一とするならば、これは何物にも代え難い利点であろうかと思いますが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

○総務課長　藤下真人君

それでは、電子投票の利点について、２点、私のほうから答弁させていただきたいと思います。

議員のおっしゃるとおり、まず１点目ですが、無効票、疑問票の解消についてです。

電子投票では、画面上の候補者名を選択する方式であるため、自書式投票で生じる候補者氏名の誤記や判読困難による無効票が原理的に発生しないこととなり、有権者の意思をより正確に反映できることが大きなメリットだと考えております。

さらに、投票機会の拡大という観点からは、高齢者や障害をお持ちの方がタッチパネル操作で投票できる点は、バリアフリーの面でも意義があるものと考えております。

しかしながら、四條畷市の事例において、投票所での対応のため職員を増員する必要があったことが報告されており、開票人員の削減効果と併せて、総合的に判断する必要があると考えております。

２点目は、開票時間の短縮についてです。

四條畷市の令和６年12月の電子投票では、開票に携わる職員数は約３分の１の27人にまで削減できたものの、前例のない選挙で、開票立会人への丁寧な説明もあり、開票時間については、前回同様に100分であったようです。

これを当町の状況に照らし合わせますと、近年の開票機器の整備、充実により、直近の町長選における開票時間は45分、町議選においては60分であり、既に比較的短い時間での開票作業が実現できており、電子投票における開票時間の短縮については限定的になると捉えております。

以上です。

○13番　安藤洋一君

ありがとうございます。

そうですか。蟹江町は、職員の皆さんの頑張りで、そんなに時間はかかっていないよというようなことでしょうかね。

蟹江町、非常に優れておってそういうことですけれども、全国的に見ると、先ほどの一覧表なんかを見ますと、やっぱり短縮傾向ですので、やっぱり職員の能力によって左右されるようではいかんので、誰がやっても同じような品質、短縮というのを求めていかなければな

らないのかなと思っております。

では、③行きます。

一方、欠点としては、電子投票を実施した場合、その事業費において、相当な増額が見込まれると言われている点です。費用対効果を考えると、十分な効果を期待できると思うところですが、実際問題として出費はかさみます。

そこで、国は電子投票を推進するために、補助金や助成金など、後押しする施策を実施してはいないのでしょうか、お尋ねいたします。

○総務課長　藤下真人君

それでは、電子投票に係る費用に対する国の支援についてお答えさせていただきます。

まず初めに、電子投票の導入（費用）についてです。

機器の調達、リース費用、システムの構築、保守費用、投票所ごとの機器設置、予備機確保に要する費用など、従来の自書式投票と比較して相当程度の財政負担が生じます。先行事例である四條畷市では、委託料や備品購入費として、新たに約4,600万円を支払ったとのことです。

国の財政支援については、総務省が平成17年度より特別交付税措置を設けており、実施団体に対して、一定の財政補てんが図られる仕組みとなっております。

しかしながら、電子投票制度の導入に関する質問主意書及び答弁書においても、通常の自書式投票に対し、電子投票は特別地方交付税の交付金を差し引いても、なお自治体の負担は大きいとの指摘がなされているように、財政支援として十分なものとは言い難い状況であり、町からの持ち出しが多額になることが想定されます。

以上です。

○13番　安藤洋一君

ありがとうございます。

ということで、実は少し調べてみたんですけれども、総務省が設置する電子投票システム調査検討会というのが、総務省がつくっているそうですが、そこが公表した「電子投票システムの信頼性向上に向けた方策の基本的方向」という文書が見つかりました。

直前に見つけた資料でして、ちょっとタブレットに添付が間に合いませんでしたので、口頭での説明になりますけれども、非常に細かく記録や分析がしてありまして、その中に、平成17年度から、実施団体における電子投票の実施の状態を踏まえ、財政運営に支障が生じないよう、特別交付税措置を講じているというふうに記しています。

この中の図表があるんですけれども、これもちょっと間に合いませんでしたのでお見せできませんけれども、電子投票実施団体への特別交付税措置の概要というタイトルですけれども、これで具体的算定方法も掲載されています。素人の私には、この算定方法がよく分かりませんけれども、自治体からすると、今課長が説明されたように、この特別交付税措置の算

定額では、まだちょっと踏み切れないという理解でよろしいんでしょうか、その辺ちょっと説明を。

○総務課長　藤下真人君

それでは、特別交付税措置があっても踏み切れないかというご質問をいただきましたので、答弁させていただきます。

こちらの特別交付税措置につきましても、金額も改正されておるんですけれども、それを踏まえましても、現時点では、蟹江町としては電子投票の導入は考えていないというような状況です。

以上です。

○13番　安藤洋一君

なかなか石橋をたたいて、まだ渡らないという感じがよく分かります。

それだけ、自分のところの財政に負担はかけないほうがいいというのも、これも一番大事なところですので、よく分かります。

では、次の質問に入ります。

もう一つ、総務省のホームページの資料に、「「電子投票導入の手引き」の概要」というのがありました。これですね、その資料の中の作業工程のところを見ますと、これですね、作業工程というのがありますけれども、実施半年から３ヶ月前の欄に、条例・規定の制定や住民への啓発、機器検査などの項目として並んでいます。

そう考えると、来年の町議会議員選挙に取り入れるには、今回の一般質問に取り上げるのがぎりぎりのタイムリミットであろうと考えて、あえて今回質問をさせていただいております。ですので、最近、報道が発表している市町も、恐らくそこをにらんでのことだろうと思っております。

さて、全国的にも成功事例が少しずつ増えておりますけれども、導入に前向きな自治体も増えている現状を踏まえ、当蟹江町として、それをどう捉え、どう判断されるのか、これから先のことですね、お考えをお聞かせください。

○総務課長　藤下真人君

それでは、成功事例が増えている現状に対する考えについてお答えさせていただきます。

まず、先ほども申し上げましたが、開票時間の短縮効果についてでありますが、直近選挙の開票結了が既に午後９時台であり、機器整備による短縮傾向も踏まえると、電子投票による上乗せ効果は限定的なものにとどまると見込んでおります。

また、財政面では、直接的な国庫補助金が存在しない中で、多額の自己負担が生じるおそれがあること、また、投票時の人員増加を含めた執行体制の整備も必要となることから、導入効果と負担のバランスを慎重に見極めなければなりません。

したがって、引き続き先行自治体の動向や国の制度、財政支援に注視しながら、電子投票

導入の可能性については慎重に考えてまいりたいと考えております。

以上です。

○13番　安藤洋一君

ありがとうございました。

やっぱり、町民の皆さんが少しでも投票しやすいようにということで、前向きに考えていただければいいなと思っております。

では、大きい質問の３番。

話は少し変わりますけれども、とは申しましても、将来的には、電子投票の延長線上にある、あるいは、投票の最終形ではないかと思われる在宅投票、リモート投票の可能性についてお伺いします。

これも、まだまだ困難な課題が山積し、国主導のシステムづくりにはなろうかと思われますが、お体の不自由な方々や高齢者の皆さんをはじめ、小さな子供さんのおられる家庭、常日頃お忙しい皆さんにとっての朗報であり、投票率アップの決定的な切り札ではないかと思います。

現在、蟹江町としてはどのような見解をお持ちでしょうか、お教えください。

○総務課長　藤下真人君

それでは、在宅投票、リモート投票に対する見解について答弁させていただきます。

まず、高齢者や育児中の方、障害をお持ちの方、あるいは仕事等で投票所に足を運ぶことが困難な方々にとって、投票機会を大きく広げる手段として大いに期待でき、投票所の環境改善や投票率向上の有力な切り札の一つになり得るものと捉えております。

しかしながら、在宅、リモート投票の実現に向けては、今から答弁させていただく課題解決が必要だと考えております。

１点目は、なりすまし、不正投票の防止。本人確認の確実性についてです。

２点目は、投票の秘密の確保。こちらについては、在宅環境では、第三者による投票への干渉や強要を防ぐことが難しく、投票の自由、秘密を守るための仕組みが必要となります。

３つ目が、サイバーセキュリティの確保です。インターネット環境を狙った不正アクセスやサイバー攻撃への対応が必要となります。

最後、４点目です。デジタルデバイドへの対応。インターネット投票が普及した場合においても、スマートフォンやパソコンの操作に不慣れな方々が取り残されることのないような体制が求められると考えております。

このようなことから、当選挙管理委員会は引き続き、現行制度の範囲内で、町民、有権者の皆様が投票しやすい環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○13番　安藤洋一君

ありがとうございます。

あくまでも現行制度を守るということで。そうですね、研究は続けていってほしいんですけれどもね。

では、大きい質問の４番目、最後に副町長にお尋ねいたします。

これまでの職歴の中で、様々な投票関連業務にも携わってこられたのではないかと思われます。その培われた経験の中で、今現在の電子投票に対するお考え及びこの先将来の投票の在り方など、我々議員とか町長のような選挙を受ける立場ではなくて、選挙を管理する立場である副町長のお考えをお示し願います。

○副町長　加藤正人君

それでは、私から、選挙は選挙管理委員会が管理をしておりますので、私は直接携わっているわけではございませんが、かつて、県の選管の事務を行っておりましたので、そういうことも踏まえて、今の私自身の考えを述べさせていただきます。

電子投票は、私自身は、政策というよりも、やはり事務の執行方法の問題であろうというふうに捉えておりまして、システムの安全性がしっかりと担保をされて、費用があまり変わらないというのであれば前向きに考えればいいし、まだそうではないよというのであれば、先行して取り組む必要はないのかなというふうに、実は思っているところでございます。

実は、選挙の開票事務で一番人手や時間がかかるのが、衆議院議員選挙でございまして、選挙区と比例代表と、それに国民審査が加わりますので、３票分を開けるという、集計をするという、そういう事務になってきます。

次いで、参議院議員選挙でございまして、選挙区と比例代表の２票を開けるということになりますが、比例代表は参院選の場合、候補者が非常に多いんで、非常に注意を要する業務になってくるということです。

これらに比べますと、地方選挙の場合、特に蟹江町の場合、現在は、町長選、町議選、知事選、県議選は、それぞれ時期が異なって単独で実施をしておりますので、国政選挙に比べて、その開票事務の負担というのは相当に小さくなっているという、そういう実情がございます。

そうした中で現在、電子投票が認められているのは地方選挙だけでありまして、負担が大きい国政選挙に認められていないというのは、１つ大きな問題ではないかなというふうに思っているところでございます。

それから、さらにもう少し広げて、選挙事務全体で見ますと、選挙管理委員会の職員にとって、選挙期日の投開票事務というのは、全体の中のごく一部の事務になります。それまでの準備とか、それから期日前投票、そういったそれまでの負担が非常に大きくて、前回の衆議院議員選挙でも、急な解散ということもあって、かなり選管職員は苛酷な業務を強いられたということがございます。特に、期日前投票ですけれども、参議院議員選挙と知事選挙で

は16日間ということになっておりますので、これもまた大きな負担になっているという、そういう現状がございます。

期日前投票、投票機会を広げるということで、その意義は承知をしておりますし、私も、先ほど言いました県の選管時代に選挙啓発を行っていたときには、その利便性というのをしっかりと有権者の皆様にはアピールしておったんですが、実はそこまでの、例えば16日間の期間が本当に必要なのかというのは、多分、全国の選管職員が疑問に感じているところではないかなというふうに思っております。

今後、こういった電子投票だけではなくて、選挙事務全体を通じた負担軽減の議論が、さらに進むことを期待しておるところでございます。

ただ、市町村によっては、疑問票の審査に非常に時間を要している市町村もありますので、そういった団体では、電子投票に大きなメリットを感じるところもあるのかなというふうには思っています。

いずれにしても、これからのデジタル化の進展中で、電子投票も今後急速に進む可能性がありますので、全国的な動向には常に注意を払っていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○13番　安藤洋一君

どうもありがとうございました。

よかったです。何ていうか、目立つところだけの話、報道にのってくる話でもそういうところばっかりなんで、今本当にそうではなくって、実際のところ、裏方、目立たないところでの話をたくさん聞かせていただきました。ありがとうございました。これは非常に有効だったなと思っております。

質問の中でも申し上げましたけれども、有権者の選挙の権利、投票の権利を第一とするならば、手書きの際の疑問票や無効票の解消は、何物にも代え難い利点として、その対応を重く考えなければならないと考えます。

また、開票作業の効率化が進めば、時間短縮、人員削減による深夜の経費削減にもつながるのではないかと思います。さらに、これは一時的であるにせよ、関心や話題性の盛り上がりをもって、投票率の向上も期待できるのではないかなと思います。

また一方、在宅投票、リモート投票については、現在はスマホ一つで、銀行口座の開設ができたり、保険の契約ができたりする時代です。技術的には既にクリアできていると聞いたこともあります。あとは法律の問題であるとするならば、それを改正することも、これは国に委ねることになりますけれども、民主主義の根幹の一つである国民主権を守るための有権者第一、有権者ファーストとしての対応ではないかと考えます。

投票行為に不便を感じている方々にも積極的に投票していただけるよう、そして、無効票

の解消のためにも、電子投票、そして、その先の在宅投票、リモート投票を目指していただきますよう切に要望を申し上げまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長　伊藤俊一君

以上で安藤洋一君の質問を終わります。

ここで、政策推進課長の退席と環境課長、教育課長の入場を許可いたします。総務課長は席を移動してください。

暫時休憩といたします。

（午後２時26分）

○議長　伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後２時27分）

○議長　伊藤俊一君

質問７番　飯田雅広君の質問、「CO_2を食べる自販機の推進とゼロカーボンシティ宣言の表明について」、そして、「公立小中学校への自動販売機設置による熱中症対策について」を許可いたします。

飯田雅広君、質問席へお着きください。

○６番　飯田雅広君

６番　立憲民主党　飯田雅広です。

今日、何か皆さん、紺色が多いですね。何かもうちょっとカラフルでもいいかなと思います。すみません、いらん話で。

それでは、議長の許可をいただきましたので、大項目１、「CO_2を食べる自販機の推進とゼロカーボンシティ宣言の表明について」の一般質問を行います。

近年、地球温暖化による異常気象が深刻化する中、多くの自治体がゼロカーボンシティを宣言し、2050年のカーボンニュートラル実現に向けた取組を加速させています。

まず、ゼロカーボンシティの定義とそれに対する蟹江町の認識を伺います。

環境省は、ゼロカーボンシティを、「2050年に温室効果ガスの排出量又は二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表した地方自治体」と定義しています。ここで言う実質ゼロとは、排出量を減らす努力をした上で、森林などによる吸収量と相殺し、合計をゼロにすることを指しています。

2026年３月時点で、1,213の自治体が宣言を表明しております。しかし、蟹江町はいまだ表明に至ってはおりません。

そこで伺います。

このゼロカーボンシティという概念をどのように認識し、現在の蟹江町の立ち位置をどう

捉えているのかお聞かせください。

また、近隣市町村や全国的な動向を鑑み、蟹江町がこれまでに表明に至らなかった具体的な理由や課題、例えば、産業構造への影響やリソース不足など、について、現在の見解をお伺いいたします。

○環境課長　太田圭介君

ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

初めに、ゼロカーボンシティに関する当町の認識といたしましては、単に役場の事務事業における温室効果ガス排出量の削減にとどまらず、町民、事業者を含めた町全体で、2050年にカーボンニュートラルの実現を目指すものと認識しております。

次に、ゼロカーボンシティ宣言の表明に至らなかった理由についてでございます。

当町におきましても、省エネルギー化などに取り組んでおりますが、現時点において、温室効果ガス排出量の把握や削減目標の設定、宣言後に求められる施策の立案、進捗管理などの整理が必要であることから、宣言の表明には至っておりません。

以上でございます。

○６番　飯田雅広君

省エネルギー化に役場がしっかりと取り組んでいることは、私も理解をしております。

宣言に向けて、具体的な施策が積み切れていないのかなというようなことを思いましたが、それでは、ゼロカーボンシティ宣言を行うことのメリットと国の支援制度の活用についてお伺いをいたします。

ゼロカーボンシティを表明することは、単なる理念の公表にとどまらず、実利的なメリットがあると考えられます。具体的には、環境省から地域の気候変動対策基盤整備事業などの支援を受けることができ、排出量の見える化や実現に向けたシナリオ検討、地域住民との合意形成など、伴走支援が受けられます。

また、再生可能エネルギーの導入は、新たな産業や雇用の創出による地域経済の活性化や、災害時の電力供給確保といった防災力の強化にも直結します。

そこでお伺いをいたします。

ゼロカーボンシティ宣言を行うことで、国からの専門的な知見や予算的な支援をより積極的に引き出せるようになると考えますが、蟹江町の認識をお伺いいたします。

また、地域ブランド価値向上や持続可能なまちづくりを推進するツールとして、宣言を前向きに活用する考えはないかお答えをお願いいたします。

○環境課長　太田圭介君

質問のありました件についてお答えをいたします。

ゼロカーボンシティ宣言につきましては、脱炭素に向けた自治体の意思を明確に示すものであり、国の支援制度の活用や町内の機運醸成といった観点からも、一定の意義があるもの

と認識をしております。

しかしながら、先ほど答弁いたしました課題が解決されていない現時点においては、まずは、現在取り組んでいる施策を継続的に着実に展開し、成果につなげていくことが重要であると考えております。

当町といたしましては、今後の施策展開などを踏まえつつ、宣言の在り方については、引き続き検討を重ねてまいります。

以上でございます。

○６番　飯田雅広君

ゼロカーボンシティ宣言については、検討を重ねるとありましたが、最後に町長のお考えをお聞きしたいと思いますので、その際、お願いをいたします。

2050年のカーボンニュートラル実現に向けた取組の一環として、町民にとって最も身近なインフラの一つである自動販売機を活用した極めて斬新なアサヒ飲料が展開するCO_2を食べる自販機という取組がありますので、ここからは、この技術の導入とカーボンニュートラル実現に向けた蟹江町の考え方を質問いたします。

CO_2を食べる自販機は、商品の冷却、加温のために、外気を取り込む通気口を活用し、庫内の特殊な吸収材で、CO_2を食べるように吸収します。１台当たりの年間吸収量は、杉の林齢で56年から60年の約20本分に相当し、稼働電力由来の排出量の最大20％を相殺できるとされています。

公園や山林といった土のある場所だけではなく、駅や商業施設など、土のない都会の真ん中に設置することで、実質的な植樹と同じ効果を得られると考えます。

蟹江町においても、役場や公共施設など、町民の目に触れやすい場所にこの自販機を設置し、都会の中に森をつくるというコンセプトを体現する象徴的な施設として導入を検討できないか、見解をお伺いいたします。

○環境課長　太田圭介君

ただいまご質問のありましたCO_2を食べる自販機の導入に係る町の見解についてお答えをいたします。

初めに、環境負荷の低減に向けた新たな取組のご提案、ありがとうございます。昨今、物価高で節約志向が高まる中、一般的な自動販売機においても、売上げ環境が厳しい状況にあることは認識をしているところでございます。同時に、ドラッグストアやスーパーなどに比べて、割高感のある自動販売機での購入を控える消費者は少なくないとも捉えております。

ご提案のありました機器の導入に関しましては、行政運営の観点から、公平公正な競争環境を確保する必要があり、現時点で、特定の事業者を念頭に置いた対応を行う予定はございません。今後につきましては、他市町村における導入事例など、情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

○６番　飯田雅広君

対応の予定はないということでしたけれども、CO_2を食べる自販機の最大の特徴は、吸収して終わりではなく、回収した吸収材を、コンクリートやアスファルト、肥料など、工業原料として再利用する資源循環モデルである点になります。

森林の木々がCO_2を蓄え、やがて住宅や家具などの資材として活用されるように、この自販機で吸収したCO_2もまた、新たな資源へと生まれ変わります。回収された吸収材は、コンクリートやアスファルト、さらにはサンゴの白化を抑制する移植基盤など、多様な形で再利用をされています。

蟹江町においても、地元企業や建設業者と連携し、自販機から生まれた素材を町内の道路整備や施設改修に活用することで、地域内での資源循環を構築する考えがないかお伺いをいたします。

○環境課長　太田圭介君

ご質問のありました件についてお答えをいたします。

議員ご提案の取組につきましては、脱炭素化と資源循環の両立を目指す新たな環境技術の一つとして関心を持っております。

この自動販売機から生まれた素材を、道路整備や施設改修といった用途に活用する構想については、現時点において、その素材の品質や耐久性などを見極める必要があり、さらに導入に当たっては、費用対効果や建設資材としての適合性などについても十分な検証が必要であると、そのように考えております。

したがいまして、現段階においては、当該技術に関する実証事業の成果や先進事例等を注視しながら、庁内での情報供給を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○６番　飯田雅広君

先進事例等を注視しながら、役場内で情報共有を図っていただけるということですので、ぜひともよろしくお願いをいたします。

CO_2を食べる自販機の取組を町全体に広げるためには、やはり行政だけはなく、民間企業の協力が不可欠だと思います。現在、大阪の関西万博などでも設置が進んでおりましたし、そういうことで認知度が高まっております。

行政、飲料メーカー、そして、資源を再利用する建設業者等の三位一体の連携で成り立つものになります。現在、全国で3,000台が稼働しており、2030年までには５万台に増やす目標が掲げられております。

町内の事業者がこの自販機を導入する際の支援や優良事例としての表彰制度など、インセンティブを検討できないでしょうか。町民や事業者が一丸となって取り組む脱炭素循環型社

会の構築に向けた普及促進策について、どのように考えているかお伺いをいたします。

○環境課長　太田圭介君

ご質問のありました件についてお答えをいたします。

議員ご提案の脱炭素に寄与する設備導入に対する支援制度や表彰制度の創設につきましては、事業者の自主的な取組意欲を促進する観点から、一つのご提案として受け止めております。

一方で、事業者による環境配慮への取組は、再生可能エネルギーの活用、省エネ設備の導入、廃棄物削減など、様々な形がございます。そのため、特定の設備の導入の有無のみをもって優良事業者として評価することについては、公平性の観点から慎重な検討が必要であると考えております。

よって、当町独自の支援制度、表彰制度の創設につきましては、現在のところ予定はございませんが、引き続き、国・県の制度動向や他自治体の事例を踏まえながら、町内事業者の脱炭素行動を後押しする効果的な支援の在り方について研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

○６番　飯田雅広君

公平性の観点から、慎重な検討が必要とのことで理解をいたしました。

町内の事業者さんが、カーボンニュートラルに向けた取組をどのような形でもいいので進めていただければなというふうに思います。

それでは、最後に町長にお聞きをいたします。

今後のゼロカーボンシティ宣言の表明に向けた検討状況についてお伺いをいたします。

ゼロカーボンシティの表明方法は、定例記者会見や公式ホームページへの公表に加えて、この議会の場で町長が表明することも含まれております。今後、蟹江町において、ゼロカーボンシティ宣言を行うための具体的なスケジュールや、表明に向けた検討の場を設ける予定があるのか。ゼロカーボンシティ宣言の表明について、町長の考えをお聞きいたします。

○町長　横江淳一君

それでは、飯田議員のご質問にお答えをしたいと思います。

環境省において、2050年までにCO_2をゼロ、いわゆるゼロカーボンシティ宣言ですね。これについてどうだというご質問であります。

先ほど担当の者が答えましたとおり、まだ積極的な活路が今あるわけではございませんし、実際、令和２年に100ちょっとぐらいでしたね、たしか。今では1,213でしたか、どんどん広がっているのも事実であります。

当町といたしましては、実は、北設楽郡の設楽町と包括協定を結んでございまして、森林の間伐材を積極的に使うことによって、そこに閉じ込められたCO_2を、蟹江町のほうで木材として使って、そこに新たな植林をすることにとって、CO_2の吸収を、いわゆる一つの

循環を今、助けているという、そんなことも実は大分前からやらせていただいております。

ただ、ゼロカーボンシティ宣言、これは別にしないわけではありませんし、担当者が申し上げましたとおり、しっかりとした経緯経過の中で、自信を持って2050年までにはやりますよという、そこまでの自信が私自身もまだ実際ございません。ですから、早急に一度考えて、そういう方向性が示すことができればありがたいな、こんなことを思います。

また、自販機についても、ただ、つくっているのが１メーカーだけというのがちょっと気になりまして、やっぱり公平性に欠けてしまうんじゃないかというご指摘を、全てのメーカーがそういうのをつくっていただけるというんでしたらいいんですけれども、そこがちょっと気になるなというのがございます。

ですけれども、環境事務組合もそうでありますけれども、皆様から集めましたごみを焼却して、焼却したときにできる熱源でもって、いわゆる電気を起こしているわけでありますけれども、その電気を使って、電力を使って溶融をして、道路にスラグとして使うという構想があったんですが、電気をつくり出すだけでも相当のあれが要りますし、それをやるのにまた大量の電力を使うということで、非常に今ふわふわした状況でもありますし、可燃物がちょっと今減ってございます。いいことなんですよ、ごみの減量になっていますから。そこのパワーバランスが、ちょっと今いろいろ難しい状況になっているのも事実であります。

いずれにいたしましても、ゼロカーボンシティ宣言というのは、これはもう、これからでもやっていくべきだというふうに私自身は考えてございますので、もうしばらくお時間をいただきたいなと、こんなことでございます。

以上です。

○６番　飯田雅広君

ゼロカーボンシティ宣言に関しましては、この地域、選挙区で愛知９区で言えば、津島市と稲沢市が行っているだけで、本当にこちらの地域、やはり遅れていますので、ぜひとも蟹江町には宣言をしていただいて、ぜひこの地域を引っ張っていただきたいなというふうに思います。

2050年のカーボンニュートラル実現は、決して容易な目標ではありませんけれども、豊かな環境を次世代に引き継ぐための待ったなしの課題だと思います。ゼロカーボンシティ宣言を単なる理念の表明にとどめるだけではなくて、国からの専門的な知見や予算的な支援を、積極的に引き出すための強力なツールとして活用することを蟹江町には求めます。

蟹江町が、脱炭素という世界的な潮流を、地域経済の活性化や防災力への強化へとつなげて、持続可能なまちづくりを力強く推進していくことを期待して、私の大項目１つ目の質問を終わります。

続きまして、大項目２つ目行きます。

議長の許可をいただきましたので、大項目２つ目の「公立小中学校への自動販売機設置に

よる熱中症対策について」を一般質問いたします。

今年も暑い夏が来ると思います。2025年を振り返りますと、愛知県における５月１日から９月30日までの熱中症、疑いを含みますけれども、による救急搬送者数は県内で6,632人となり、2024年の同時期を上回る状況でした。知事からは、県民並びに児童生徒等及び保護者向けに、熱中症予防に関するメッセージを６月10日出されておりました。

また、2025年６月の改正労働安全衛生規則の施行により、企業には、職場における熱中症対策の実施が義務化されました。これまで、努力義務とされていた対策が、違反時には、罰則や業務停止命令の対象になるなど、企業の法的責任がより明確に問われるようになっています。

近年の夏季における暑さは、尋常でないと表現されるほど苛酷であり、児童生徒の健康を守るための早急な対応が求められています。現在、猛暑による熱中症対策として、小学校や中学校の校内に、飲料水の自動販売機を設置する動きが急速に広がっています。

現在、当町の小中学校では、家庭から水筒を持参することが原則となっていますが、登下校や授業、部活動を経て、下校時には水筒が空になってしまう児童生徒が多くの学校で見受けられます。

愛知県長久手市では、こうした状況を重く受け止め、2025年９月より、市内全ての市立小学校に自動販売機を設置しました。これは、水筒が空になったときの最後のセーフティーネットとして、冷えた飲料水を確実に補給できる環境を整える実務的な解決策になります。

そこで、蟹江町においても、児童生徒が、下校時等に水分を補充できる体制を整えるべきと考えますが、教育課の、この記録的な猛暑により、児童の水筒が空になる問題の現状認識と、長久手市のような自動販売機設置による対策への見解をお伺いいたします。

○教育課長　兼岩英樹君

ただいまのご質問に対して答弁させていただきます。

町立小中学校に熱中症対策として、登下校時に使用するネッククーラーなどを下校時に使用できるように、全ての小中学校に冷凍庫を配置しました。また、小中学校では、児童生徒へ、水筒の飲物がなくなった場合は、職員室へ行き、お茶やペットボトルなどの対応をしてございます。

自動販売機の設置に当たりましては、課題もあると認識しておりますので、慎重な対応が必要であると考えます。例えば、金銭に関わる問題、管理上の問題などについて、慎重な対応が必要であると考えます。

以上でございます。

○６番　飯田雅広君

水筒が空になるところは、職員室で備蓄用のペットボトルと交換でよかったですよね。

ネッククーラーの取組に関しては、大変本当にいい取組だと思います。もし、そこに足す

としたら、ハンディーファンを持ってきてもいいのかなと思いますけれども、それはそれで、またいろんな問題出るかなと思いますので、ただ、まあ、それもいいのかなと思います。

そのペットボトルの交換に関してですけれども、交換になりますので、翌日、忘れてくるということもあるでしょうし、荷物が増えるということもあると思いますので、私としては、なかなかちょっとスマートな取組ではないのかなというのを少し感じてはおります。

学校への自動販売機設置に関してですけれども、児童生徒が現金を持ってくることへの懸念があるというのは私も思います。

しかし、長久手市の事例では、これを単なる利便性の向上というふうには止めなくて、お金の管理を学ぶ機会として前向きに捉えております。具体的には、各学校でルールを定めて、持参できる金額に上限――例えば、ペットボトル２本分程度の400円ぐらいを持ってくる等を設けるなどの運用がされております。

また、名古屋市の八幡中学校の事例ですと、生徒たちが自ら、署名活動や全校集会でのプレゼンテーションを行って、教育委員会に設置を要望した経緯があります。設置後も、生徒による運営員会が組織され、糖分の取り過ぎに注意するよう全校生徒に啓発するなど、自立的な自己管理や主権者としての学びへとつながっています。

横須賀市の全市立中学校では、飲料の自動販売機が初めて設置され、2026年４月の新年度スタートと同時に利用が始まっています。熱中症対策と部活動時などの水分補給が主な目的で、運用のルールなどは各校に委ねられており、規則を設ける学校もあれば、生徒の自主性を尊重するケースもあるそうです。

その中の武山中学校では、生徒の自主性を尊重して、現状では縛りを設けておらず、計画的に現金を扱う経験が金銭管理の勉強になるとしており、金銭トラブルやごみの管理などのマナーをめぐる問題が生じたときに、その都度対応を考える方針とのことでした。

蟹江町においても、正しいお金の使い方や健康管理を実生活の中で学ぶツールとして、自動販売機の設置を検討できないか、お伺いをしたします。

○教育課長　兼岩英樹君

ただいまのご質問に対して答弁させていただきます。

児童生徒が、正しいお金の使い方や健康管理について学ぶことは重要なことであり、実生活に即した学びの機会を設けることは、教育的なところで大切であると考えます。

一方で、自動販売機の設置につきましては、金銭教育、健康教育という側面だけではなく、学校における生活指導、教育環境や運営管理上の課題なども含め、総合的に判断する必要があると考えます。

ですので、現時点で設置の予定はございません。

以上でございます。

○６番　飯田雅広君

設置の予定はないというようなご答弁でしたけれども、例えば、もし、学校に設置されれば、この自動販売機は、通常時の熱中症対策だけではなくて、災害時の飲料備蓄庫としての重要な役割も果たすと思います。

長久手市では、健康づくりや災害対策のために包括連携協定を結んでいる大塚製薬と協力し、災害時には飲料を無償で提供する仕組みを整えています。また、学校の自動販売機は、土日や夜間に施設を利用するスポーツ団体や保護者にとっても、熱中症予防のための貴重な給水ポイントとなります。保守管理や補充は業者に委託できるため、学校側の負担も抑えつつ、安全な飲料を安定供給できる点もメリットになります。

当町の防災力の向上及び地域住民への施設開放の充実という観点から、民間企業との連携による自動販売機設置の可能性について、蟹江町のお考えをお伺いいたします。

○教育課長　兼岩英樹君

ただいまのご質問に答弁させていただきます。

防災力の向上としては、各学校の備蓄資材として一定数の水分は確保できています。

また、施設開放の充実の面では、稼働率が一番高い町の体育館には、自動販売機は設置済みでございます。

先行事例を持つ自治体は、幾つかの企業と包括連携協定があり実現したものであり、当町として本事業に合致する企業はなく、議員ご指摘の２点については、現時点で充足されていると考えます。

以上でございます。

○６番　飯田雅広君

町の体育館の前には、確かに置いてあるんですけれども、小学校とかの体育館を使っている団体さんにも使っていただけるかなと思いますので、ぜひいろんな企業と連携を結ぶようなことをしていただければなというふうに思います。

長久手市の事例ですけれども、自動販売機で販売する品目を、水、お茶、スポーツドリンクに限定して、設置場所も体育館付近や昇降口など、直射日光を避けた場所に配置をしています。また、休み時間のみの利用可とするなど、学習環境を守る細やかなルールが現場主導で策定をされています。

いろいろ課題が多いというようなお話もありますけれども、それでは、蟹江町においても、とはいえ、導入に向けて、まずは、例えば、児童生徒や保護者のニーズを調査していただくなどして、また、一部の学校でパイロット運用などを行うなど、段階的な検討を進めてはいただけないでしょうか。設置、運用のガイドラインを作成し、各校の主体性を尊重した形での導入について、教育部長の意向をお伺いいたします。

○教育部長　舘林久美君

それでは、自動販売機導入に向けてのニーズ調査とパイロット運用についてお答えをさせ

ていただきます。

先ほどの課長の答弁の繰り返しとなりますけれども、当町の児童生徒への熱中症対策といたしましては、令和６年度、令和７年度の２か年をかけて、他の自治体に先駆けて冷凍庫の設置に取り組んでまいりました。

これは、夏の暑さから我が子を守るために、保護者から要望のあった中の一つでありました。設置させていただきましたことで、児童生徒の安全な登下校が確保できたと実感をさせていただいております。

当時の要望の中に、水分補給については記載がありませんでしたので、水分補給については、ご家庭で対応できているのかなというふうに理解をしておりました。

しかしながら、毎年の夏日の記録が早まり、日数も多くなる中、児童生徒が学校生活の中で必要な水分量も多くなってきているというところは、確認をさせていただいておりますので、ご質問いただきました自動販売機の設置については、子供たちの追加の水分補給という点で考えると、大変有効であるというふうには捉えております。

しかしながら、学校のほうにニーズ調査をさせていただきましたところ、児童生徒、また保護者、さらには職員のほうからも今のところ要望はなく、なお、教職員のほうからは、併せて、先ほど課長からも答弁がありましたとおり、やはり心配なこともありますので、なかなか前向きな回答はいただけませんでした。

今回、学校のほうに聞き取りをした中では、児童生徒の水筒が空になったときの対応のための要望というところで、以前、議会でもご質問をいただいたんですけれども、マイボトル給水器、こんなものを設置してほしいという要望がありました。こちらにつきましては、今年度、小牧市が全小中学校に設置したというところを確認させていただいておりますので、もう少し詳しく確認していきたいと思っております。

最後に、パイロット運用についてです。

これは、先ほど議員もおっしゃったんですけれども、例えば、自動販売機を設置するに当たり、お金の管理や健康管理、特に糖分摂取なんですけれども、あとは運用のルールの決定などを生徒自らが考え、自動販売機の設置に向けて形にしていくというところは、大変有意義と捉えますので、もし、そんな動きがあるのであれば、町としてサポートできることがあれば、向き合う必要があるのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○６番　飯田雅広君

先ほど大項目１で質問しましたCO_2を食べる自販機ですけれども、これが単なる省エネの機器ではなくて、都会の中に森をつくるという画期的なコンセプトを掲げています。

この自動販売機は、単にCO_2を減らすだけではなくて、環境問題を自分事として捉えるための優れた教育ツールになると思います。

都会の中に森をつくるという視覚的なコンセプトは、子供たちにとっても環境問題を学ぶ絶好の機会です。学校に設置をして、自動販売機に貼られたステッカーなどを通じて、今この場所で、木20本分の働きをしているということを実感させることができます。デジタルサイネージ等で、現在の吸収量を可視化することで、子供たちが、カーボンニュートラルやＤＡＣ（直接空気回収技術）という最新技術を視覚的に学ぶことができます。

CO_2を食べる自販機を学校に設置することによって、蟹江町にいながら森の機能を学んで、この自動販売機を生きた教材として活用し、科学的な興味を喚起しながら環境保護の重要性を伝えることができると考えますが、この点に関して教育課のお考えをお伺いしたします。

○教育課長　兼岩英樹君

ただいまのご質問に対して答弁させていただきます。

CO_2を食べる自販機の設置は、自販機に設置されたフィルターを確認することで、見える環境教育になり、環境問題への関心が高まるだけでなく、運用のルールや利用マナーなどを考える自主活動の実践につながるとは考えられます。

以上でございます。

○６番　飯田雅広君

もし、自動販売機を設置していただくんでしたら、CO_2を食べる自販機、ぜひ設置していただきたいなというふうに思いますけれども、なかなか学校への自動販売機設置に関して、教育部長のご答弁は前向きではありませんでした。

しかしながら、学校への自動販売機設置は、やはり最大の目的である熱中症対策や、また今のキャッシュレス決済が普及して、お金の見えない化が進む現代において、学校教育でも金融教育が必須になっていると思います。

今本当に駄菓子屋もないですので、小銭持って、子供たちが物を買いにいくということもないと思います。そういった意味で、日常生活での理解が必要不可欠になります。子供が将来、自分でお金を管理し、計画的に使えるようになるには、早いうちからの金銭感覚を育てることが大切です。

自動販売機の設置によって、マネー教育もできると思います。さらに、CO_2を食べる自販機を設置することによって、環境問題も学ぶことができると思います。

このようなメリットが考えられますので、ぜひ公立学校に自動販売機を設置していただきたいのですが、公立学校に自動販売機を設置することに関して、教育長のお考えをお伺いいたします。

○教育長　服部英生君

それでは、飯田議員の質問にお答えさせていただきます。

基本的には、教育部長、教育課長が答弁したことと重複するかもしれませんが、熱中症対

策、金銭教育、環境教育への貢献度はあるかもしれません。避難所となった場合も多くの貢献があるかもしれません。

しかし、現時点では、町内の保護者、子供、先生方のほうから設置要望が特にあるわけではございません。また、メリットよりもデメリットのほうが大きいと考えております。

空きボトル等の処理の問題、登校後のお金の管理、お金の紛失、お金の貸し借りなどのトラブル、様々なリスクが考えられ、学校側としては大きなデメリットになると考えられます。また、設置した場合の販売する飲物の種類の問題や、経済的な格差の中で設置することについても意見が寄せられ、それらへの対応が必要になってくると考えられます。

そのような理由から、現在のところ、自動販売機の設置の必要はあまり感じておりません。

ただ、議員がおっしゃるように、熱中症対策については、今後さらに暑くなることも考えられますので、様々な情報を集めながら広く研究していきたいと思っております。

以上でございます。

○６番　飯田雅広君

やはり一番は、マネー教育とはいっても、お金を持ってくるところが一番の問題なのかなというふうに思います。

教育部長の答弁にありましたマイボトル型の給水器ですけれども、これに関しては、水道直結型で、蟹江町のおいしい水を給水できると思います。蟹江町のおいしい水の地産地消になるというふうに思いますので、そういうのは郷土愛の醸成ができるんじゃないかというふうに私も思います。

また、マイボトルの利用促進に関して言えば、やはりペットボトルなどの使い捨てというのがなくなりますので、プラスチックごみの減少になりますし、ということは、やはりそこがゼロカーボンシティ蟹江の実現を目指すところになると思います。

よって、もし、マイボトルの給水器を置くということでしたら、学校とは言わずに、町内の公共施設にぜひ設置していただいて、ゼロカーボンシティを目指していただきたいなと思います。

大項目１で、自動販売機について質問しておりますけれども、やはり自動販売機は自動販売機での特徴がありますし、環境のことを考えてCO_2を食べる自販機を提案しております。マイボトル給水器と自動販売機のすみ分けはできると思いますので、自動販売機の設置をお願いしたいなというふうには私は思っております。

学校に自動販売機を設置してほしいと要望しているのは、やはり熱中症対策、そして、マネー教育、あと入れるものとして水やお茶、スポーツドリンクや経口補水液などで十分だと思います。部活動の後のスポーツドリンクを飲んだりですとか、脱水症状の状態になったときのための経口補水液がそこに入っていれば、すぐ対応できると思いますので、やはりメリットというのは私はあると思います。

そして、名古屋市の事例のように、生徒自身が主体となってルールづくりをする運営のプロセスに関しましては、これらの時代に必要な自立的な自己管理能力や主権者としての意識を養う貴重な学びの機会となると思います。

自動販売機を単に設置するのではなく、それを生きた学びのツールとして活用して、子供たちの成長を支える教育環境のアップデートを蟹江町役場には期待をしています。また、同時に、繰り返しになりますけれども、近年の尋常ではない暑さから子供たちの健康を守ることは、もはや一刻の猶予も許されない喫緊の課題だと思います。

自動販売機の設置を、単なる利便性の向上ではなく、水筒が空になったときの最後のセーフティーネットであり、かつ実生活でお金の管理や自己管理能力を育む生きた教材であると捉えていただいて、過去の慣習に捉われない今の時代に即した迅速な判断も蟹江町役場に期待しています。

ぜひとも前向きなご検討をお願いして、私の大項目２の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長　伊藤俊一君

以上で飯田雅広君の質問を終わります。

ここで、環境課長、教育課長の退席と総務部次長兼安心安全課長、消防署長、介護福祉課長の入場を許可いたします。

暫時休憩といたします。

３時25分から再開をいたします。

（午後３時10分）

○議長　伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後３時25分）

○議長　伊藤俊一君

質問８番　冨田さとみさんの質問「救急キットと災害時避難行動支援者登録」を許可いたします。

冨田さとみさん、質問席へお着きください。

○11番　冨田さとみ君

11番　新生クラブ　冨田さとみでございます。

議長に許可をいただき、通告書に沿って、「救急キットと災害時避難行動支援者登録」について質問させていただきます。

救急キット、正しくは救急医療キットですが、皆様になじみがある略した救急キットと呼ばせていただきお話を進めていきます。よろしくお願いいたします。

この救急キットは、今の時期に登録されている方のお宅を、民生委員の皆様が訪問されて

おります。救急キットは、救急車を呼んだとき、救急キットのシールが貼られていたら、情報を確認して搬送されると理解されております。

しかし、救急キットの情報を使用しない場面もあったとお聞きいたしました。これを聞いた民生委員の皆様の中には、どうしてなんだろうと、安心のために推奨してきたが、どうなんだろうと懸念と葛藤が生まれた方もあります。

今回お話を聞いて、蟹江町の消防ではしっかり活用されることも伺いました。多くの民生委員の皆様が、使命を持って日々活動されております。そうした懸念を払拭していただくためにも、ここで改めて質問をさせていただきます。

また、災害時避難行動支援者登録制度についても同様でございます。こちらは、民生委員、町内会、区会の多くの方が関わられています。どちらも弱者への見守りと支援が目的となっております。その意義を再度確認するためにも、この２つの制度についてお尋ねいたします。

では、お尋ねする前に、救急キットをお持ちいたしました。救急キットを、少し私のほうから紹介させていただこうと思います。

この中には、シールと救急情報シート、マル秘でございますが、入れてあります。この入れ物の中に入っております。かかりつけ医、お薬の情報、緊急連絡先などが記入されて入れられることになっております。

また、ここに貼ってあるシールでございますが、所定の場所に貼られております。救急シートマル秘は、この入れ物の中に保管されています。なお、所定の場所は、リーフレットに掲載されておりますのでご覧いただければと思います。

では、話を進めさせていただきます。

まず初めに、救急キットと同じような取組が、ほかの地域でも実施されているか調べましたが、ほかでは見当たりませんでした。

蟹江町独自の取組なのかと思いますが、救急キットとはどういったものか、内容や目的について教えてください。お願いいたします。

○介護福祉課長　松井智恵子君

ただいまご質問がありました救急医療情報キット、通称救急キットの内容と目的についてお答えをさせていただきます。

先ほど議員からもご案内があったとおり、救急キットとは、在宅の高齢者等が、かかりつけの医療機関、既往症歴、服用薬品、その他救急時に必要な情報を、町が指定する救急情報シートにご自身でご記入をいただき、町が配付する専用の容器に入れていただいたもの一式のことを言います。

急病で倒れて意識がないとき、または意識があっても動転して必要な情報を救急隊に伝えられない場合に、あらかじめ用意しておいた救急情報シートを救急隊が確認することにより、適切な応急処置や迅速な搬送につなげるもので、在宅の高齢者等に安心して過ごしていただ

くことを目的としております。

以上でございます。

○11番　冨田さとみ君

ありがとうございます。

緊急時には、シールが貼ってあれば所定の場所を確認していただき、キットの中の情報をいち早く知ることができ、救急隊の皆様の対応に反映するということでございますね。

では、救急キットの取組は、いつ頃から実施されているのか教えてください。私は民生委員の中から始まったことをお聞きしておりますが、改めてお伺いいたします。

また、どのような方が対象となりますか。登録者数も教えていただきたいです。

○介護福祉課長　松井智恵子君

ただいまご質問がありました救急キットがいつ頃からの取組なのか、また対象者、登録者数についてお答えをさせていただきます。

この取組は、平成22年度に、蟹江町民生委員児童委員協議会の当時の老人部会が推進部会となり、救急キットの配付が開始されました。その後、民生委員児童委員協議会からの要請を受け、平成25年度から町の事業として実施しております。

対象者となる方は、65歳以上の方、心身に障害があると認められる方、その他必要があると認められる方となっております。令和８年４月１日現在、893人の方にご登録をいただいております。

以上でございます。

○11番　冨田さとみ君

ありがとうございました。

民生委員の皆様が始まりということですね。私も、主任児童委員を務めていた頃、蟹江町がまとめるお話を民生協議会でお話をされているのを覚えております。平成22年から進み、現在に至ったことが確認できました。

65歳以上の方が対象で、893人の方が登録され、活用されているということも分かりました。特に独居のご家庭には心強いシステムではないかと思います。

では、次に、このキットが、登録された方に渡るまでの流れを教えていただきますようお願いいたします。

○介護福祉課長　松井智恵子君

ただいまご質問いただきました救急キットの登録、配付までの流れについてお答えをさせていただきます。

民生委員の皆さんほか、社会福祉協議会や地域包括支援センターの職員が、それぞれの活動の中でお声をかけさせていただき、登録を希望された方に申請書をご記入いただき、その場でキットとシール２枚をお渡しします。２枚のシールにつきましては、所定の場所にご自

身で貼っていただくことをお願いしております。

その後、民生委員等が代理で介護福祉課へ申請書を提出していただき、名簿に登録をいたします。

以上でございます。

○11番　冨田さとみ君

ありがとうございました。

申込みや対応は、社会福祉協議会や民生委員などということで、民生委員の皆様におかれましては、それぞれの担当地区で各ご家庭に配付のため赴かれ、直接この救急キットをお渡し、説明もされているということで、寄り添う支援とされているのがとてもよく分かりました。

では、次に、登録された申請書などの管理はどこが担当されているのでしょうか。

また、この情報は、ほかの部署、安心安全課や消防署などと共有されているのでしょうか。その辺を教えてください。

○介護福祉課長　松井智恵子君

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

救急キットの申請書、名簿の管理は介護福祉課のほうで行っております。

名簿につきましては、他の部署には共有しておりません。

以上でございます。

○11番　冨田さとみ君

ありがとうございました。

介護福祉課も、登録だけの名簿で、内容については、登録された方が書いた救急情報シートしかないということ。また、緊急時だけにその情報を活用するということですよね。

消防署にも情報が共有されていると私たちは理解しておりましたが、キットのシールで登録者を判断し、情報を得るということがよく分かりました。

では、次に、民生委員の皆様が、この５月だったと思いますが、救急キットの登録者のお宅を巡回されているようでしたが、民生委員の皆様は、このキットでどのような役割を果たされているのか、担われているのかも教えていただければと思います。お願いいたします。

○介護福祉課長　松井智恵子君

ただいまご質問がありました民生委員の役割についてお答えをさせていただきます。

先ほど答弁させていただきましたとおり、本事業の開始に、民生委員の皆様には深く関わっていただいており、現在においても、本事業の周知や登録勧奨、キットの保管状況や救急情報シートの記載内容の確認等、本事業の中心的役割を担っていただいております。

以上でございます。

○11番　冨田さとみ君

ありがとうございました。

民生委員のお仕事は多岐にわたっていますが、救急キット登録者の現状に変更がないかの確認や、お元気で過ごされているか確認されているのですね。民生委員お一人お一人が、細やかなお気遣いで巡回されていることに感謝申し上げます。住民の皆様にとっても、安心できる要素となっていることでしょう。

では、その巡回されたときに、キットの中の情報が変わるとき、変わったときなどの情報を更新するときはどうするのでしょうか。民生委員の皆様が巡回した際、変更などもあると思いますが、いかがでしょうか。

○介護福祉課長　松井智恵子君

ただいまご質問がありました登録者の情報更新についてお答えをさせていただきます。

先ほど議員からもご案内がありましたとおり、全国民生委員児童委員連合会では、毎年５月12日を民生委員・児童委員の日、５月12日から５月18日までの１週間を活動強化週間と定め、民生委員・児童委員の制度やその役割を積極的にＰＲする期間としています。

蟹江町民生委員児童委員協議会といたしましてもこの活動を推進するため、５月を活動強化月間とし、毎年この時期に救急キットの登録者宅を訪問し、生活上のお困り事がないか尋ねながら、救急キットの保管状況や救急情報シートの内容を確認していただいております。

先ほど議員のほうからもお話がありましたけれども、この救急情報シートにつきましては、記載したご本人がご自宅で保管されているもので、町においても記載内容の把握は行っておりません。

以上でございます。

○11番　冨田さとみ君

そうですね。先ほどのご答弁にもありましたけれども、ご本人が大切に保管をすることが重要だということがとてもよく分かりました。ありがとうございました。

では、次に、救急車を要請した場合、救急キットの情報を確認されると、救急キットのリーフレットにありますが、シールのあるご家庭での今までの活用状況、そして、現状はいかがでしょうか、教えてください。

○消防署長　山田悌司君

質問のありました救急車要請時の隊員の確認についてお答えをさせていただきます。

救急キットを登録をしている傷病者宅へ救急出動した場合は、必要に応じて、救急隊員はそれを利用して医療情報を確認しております。

また、救急キットを利用しない場合としては、傷病者本人または関係者からの聞き取りにより必要な情報が得られたとき、救急キットの登録表示がなく、救急隊に登録者であることが伝わらなかったとき、近隣消防本部の救急隊が、応援出動によって蟹江町で活動するときなどが考えられます。

以上でございます。

○11番　冨田さとみ君

ありがとうございます。

今、情報を確認できなかった場合のお話もございましたので、どういった場合なのかということもお伺いしたいのと、共同運用で、ほか地域からの救急隊のこともお聞きしたと思いますが、前回のときですけれども。その状況のところを、少し詳しく教えていただければと思います。お願いいたします。

○消防署長　山田悌司君

先ほどの質問にお答えをさせていただきます。

令和７年４月から、指令の共同運用を行っているところではございますが、救急需要が年々増大している中、蟹江町の救急車が全隊出動した場合には、近隣消防本部の救急隊が蟹江町に応援出動することが多くなっております。

救急キットは蟹江町独自の取組でありますので、近隣消防本部の救急隊はこの取組には対応しておりません。

以上でございます。

○11番　冨田さとみ君

ありがとうございます。

お話を聞いた限り、蟹江消防の職員の方は積極的に活用されている、このシステムは、浸透されているのだと安心いたしました。

また、活用されない場合もあり、せっかく登録されていても所定の場所にない場合など、いろいろ一様でないこともよく分かりました。

昨年からのほか地域との共同運用で、応援体制も、蟹江町以外の救急車が急ぎ駆けつけてきていただいている。また、蟹江からも向かう現状、出動数の多さも先日お聞きして知ることができました。

また、蟹江町の取組の救急キットを知らないのも当然と感じました。これからもキットの活用をお聞きでき、安心しております。登録されているご本人やご家族の方が、存在をほかの方にも教えていただき、また、そのことをお伝えすることも必要なことだと感じました。

では、ここで、救急キットについては一旦置き、蟹江町災害時避難行動要支援者登録に移ります。

以前、町内会長を務めていたときに、災害時避難行動要支援者登録のことを初めて伺いました。なぜ安心安全課でないのだろうと不思議に感じたものです。この取組の目的と内容についてお答えください。

○介護福祉課長　松井智恵子君

ただいまご質問がありました災害時避難行動要支援者登録制度の目的と内容についてお答

えをします。

災害が発生したときや災害のおそれがあるときに、自力で避難することが難しい高齢者や障害をお持ちの方等に対して、災害情報、避難情報の伝達や避難場所への誘導等の支援が必要となります。

災害時避難行動要支援者登録制度は、このような場合に支援を希望される方にご登録いただき、その登録された情報を地域へ提供することにより、地域の支え合い、助け合いによって、支援を希望される方へ支援を届けることを目的としています。

以上でございます。

○11番　冨田さとみ君

ありがとうございました。

そうでしたね。助け合いの考えの下、ご近所での協力で避難行動が迅速に進むためにというお話も、その当時あったのを覚えております。安否確認から避難所まで連れていってほしいなど、要望もたくさん分けられておりました。

ただ、町内会長を務めていた時期に名簿を配付されておりましたが、数年たったら配付がなくなりました。登録の消失の連絡はありませんでしたが、その後もニューシティ蟹江町内会のほうには、名簿は届くことはありませんでした。

では、この登録できる対象者と登録者数を教えてください。

○介護福祉課長　松井智恵子君

ただいまご質問がありました災害時避難行動要支援者登録制度の対象と登録者数についてお答えをさせていただきます。

対象者は、65歳以上の高齢者のみの世帯に属する方、要介護認定３から５の認定を受けている方、身体障害者手帳１、２級をお持ちの方、療育手帳Ａ判定の方、精神障害者保健福祉手帳１、２級をお持ちの方、難病患者、これらに準ずる状態にある方で、災害時に避難の支援が必要である方で、令和８年４月１日現在、97名の方が要支援者として登録をされています。

以上でございます。

○11番　冨田さとみ君

ありがとうございます。

対象は、高齢者や障害のある方だけではない。多岐にわたりますね。

この取組が始まって10年以上たっております。登録者数が97人とは少ないというふうに感じます。救急キットと比較すると、知る機会も周知、広報についても少ないのではと考えます。

では、この中の地域協力者、避難支援等関係者について教えていただけますか。

○介護福祉課長　松井智恵子君

ただいまご質問がありました地域協力や避難支援者等関係者についてお答えをさせていただきます。

災害時避難行動要支援者登録申請書に、避難等をお手伝いいただく地域協力者を記載していただきます。

地域協力者とは、要支援者へ日頃から声がけを行い、災害が起きたときの安否の確認、災害情報、避難情報の伝達や、避難場所への誘導等の支援を行っていただく近所や地域の方のことを言います。

避難支援等関係者とは、登録申請書にある地域協力者や自主防災組織、区及び町内会、民生委員児童委員のほか、社会福祉協議会、消防団等、地域で相互扶助活動を行う組織を言います。

以上でございます。

○11番　冨田さとみ君

ありがとうございました。

地域協力者はご近所の方、また、避難支援等関係者は、町内会や各団体、また民生委員ということになるわけですね。

ご近所の方に理解していただき、協力者になって避難時に支援していただくためには、かなり懇意にされていないとなかなかお願いしづらいものだと思います。

ニューシティ蟹江の場合をお話させていただきますと、登録されているお宅に連絡するなどして有事の動きはお伝えしておりました。現在は、登録がないため行われておりませんが、今後、登録された方があれば、同様の対応を取っていかれると思います。

では、次に、この制度の名簿などの情報を共有する部署はありますか。また、管理されている部署はどちらでしょう。よろしくお願いいたします。

○介護福祉課長　松井智恵子君

ただいま質問がございました名簿情報の共有及び保管についてお答えをさせていただきます。

要支援者の名簿は、介護福祉課で保管、管理しており、他の部署へは共有をしておりません。

以上でございます。

○11番　冨田さとみ君

ありがとうございました。

そうですか。介護福祉課が管理され、ほかとの共有はないということで。安心安全課も、当然、私は共有していると思っておりました。被災した場合にいち早く支援するためにも、個人情報はありますが、避難した後のことや支援についても、出せる情報は共有していくべきと考えております。

では、次に、登録者がいる町内会、区会や担当地区の民生委員には登録者の名簿が配付されていますね。情報の更新や変更があった場合及び転居やお亡くなりになられて不要なった場合の連絡はどのようにされているのか教えてください。

○介護福祉課長　松井智恵子君

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

区及び町内会へは、毎年４月に実施される嘱託員会議において、民生委員へは、４月から６月頃の定例会において、名簿の提供を行っています。

その名簿を基に、区及び町内会の方や民生委員が要支援者宅を訪問された際に、要支援者から記載内容の変更や登録が不要との申出を受けた場合は、随時介護福祉課へご連絡をいただいております。

以上でございます。

○11番　冨田さとみ君

ありがとうございました。

１年に一度、民生委員さんや町内会長、区長さんに新しい内容の名簿が配付されるということ。始まったときから変わらず行っていただけるということはよく分かりました。

また、登録者本人はもちろんですが、協力者となっているご近所の状況も変更もあり得ます。そのあたりの確認も今後お願いしたいと思います。

では、次に、実際に災害が起きたときの場合をお伺いいたします。

以前、ほかの議員さんからも、いつ避難するべきかとの問いもありましたが、台風は、あらかじめ避難指示なども出ますから目安になりますが、地震などの場合は、突然の揺れではどうでしょう、震度５強でしょうか。やはり登録者はもちろん、協力者であるご近所の方も町内会の方も、ちゅうちょする場面も多々あるのではないでしょうか。

そこで、お伺いいたします。

そういった具体的なお話は伝えられておりますか。それでも、ケース・バイ・ケースとなるでしょうが、いろんな場面を想定する、想像できるということは重要なことと考えますが、いかがでしょうか。

○介護福祉課長　松井智恵子君

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

名簿登録の申請をされる際に、避難をする基準等はお話をさせていただいておりません。

本制度の申請書には、居宅から避難場所への経路図を記載していただく箇所がありますが、避難所へ行くことだけが避難ではありません。どんな災害なのか、いつ起こるのか、どこにいるかなどによって、ご自身の安全を確保する方法は様々ですので、ふだんから地域協力者等と、もしものときどうするかを考える機会をつくることが大切であると考えております。

以上でございます。

○11番　冨田さとみ君

ありがとうございました。

そういったことはなかったと伺い、ぜひ機会を設けていただければと存じます。

地域協力者と名を連ねていらっしゃる方、ご近所の方は、責任感も強くお持ちでしょうから、その方の参加が無理でも、町内会の役員向けのワークショップなど、研修も有効的ではないかと考えます。嘱託員の防災会議が行われるときにでも、機会が活用できるのではないでしょうか。また、地域協力者になっている方への、各町内会、区会からの発信もできると考えられます。よろしくお願いいたします。

では、次に、新たに防災気象情報の警報が変更されたことについてお尋ねいたします。

以前より避難行動の判断が分かりやすくなったと聞きますが、以前とどのように変わったのか。また町民へのお知らせはどのようにされているのか。また、変えていく点などございますでしょうか、教えてください。

○総務部次長兼安心安全課長　森　実央君

ただいまご質問のありました防災気象情報の変更について等にお答えさせていただきたいと思います。

気象庁による新しい気象情報につきましては、今年の出水期前になります令和８年５月29日から運用のほうが開始されました。

これに先立ちまして、当町におきましては、広報かにえ５月号の防災コラムにおいて、防災気象情報の変更内容について掲載をさせていただきました。

また、自主防災会会長会議の議題であったり、嘱託員会研修会の場で紹介をさせていただくなど、運用開始前の周知を進めてきたところでございます。併せまして、町ホームページの防災情報におきましても、この内容について掲載させていただき、周知のほうに努めているところでございます。

また、今後につきましては、マイタイムラインの作成啓発を目的としました区町内会や学校での防災学習会の機会などを捉えまして、避難指示でありましたり、高齢者等避難の各レベルの色別に新たに設定されております新しい気象情報を丁寧に説明させていただき、住民の方が、自らよりよい避難ができますよう、周知を図りたいと考えております。

以上でございます。

○11番　冨田さとみ君

ありがとうございました。

町内会長、区長の集まり、嘱託員の防災会議でもご説明いただけたと伺い、安心いたしました。

この地域では大きな災害は起きておりませんが、今後の災害に備えることはどこに住んでいても重要不可欠です。避難行動を住民が素早く取ることが、被害を最小限にとどめること

の求められる要素の一つです。

避難行動を住民が素早く取れるように、今までと同じく、研修ですとか、それから広報、またよろしくお願い申し上げます。

また、その情報と危険レベルがセットに今回なっております。危険警報レベル４相当も加えられ、より避難行動を促すようになりました。また、そういった点も、研修、勉強会などで教えていただければと思います。

先日、６月３日の台風の際には、接近するのが未明ということで、２日に中央公民館を避難所とした対応を取られました。避難する人が見えず、早く閉所されたとお聞きしましたが、住民の安全を考慮された対応であったと思います。これからも空振りを恐れず、安全第一の対応を望みます。ありがとうございました。

では、最後に、この災害時避難行動要支援者登録制度と救急キット登録含め、弱者の見守りといざというときの支援は、民生委員の皆様はじめ、地域の方々の善意が基盤となっての制度と書かれておりました。

それぞれの取組を今後も継続させ、いざというとき、災害時により効果が出るようにするためにも、民生委員の皆様、町内会、区会の皆様の意見やお声を聞きながら改善するべき点、課題を見つけていくことは、今後いかがでしょうか。

名簿を渡すわけではなく、毎回同じ内容でも、各制度の意義と意味を丁寧に説明する機会とお時間を割いていただきたくお願い申し上げます。どの事業、取組でも理解していただき、協力へつなげるのには重要なことではないでしょうか。よろしくお願いいたします。

○介護福祉課長　松井智恵子君

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

救急医療情報キット、災害時避難行動要支援者登録制度、いずれの制度におきましても、高齢者や障害のある方が、安心して地域で生活をするために必要な制度であり、日頃から地域で活動する民生委員や各町内会、区会の皆様のご協力なしでは制度を生かすことができないものと認識をしております。

今後も、地域を支えていただいている皆さんへ、制度の周知を丁寧に行いながらご意見等を伺い、両制度をよりよいものにしていきたいと考えております。

また、地域を支えていただいている皆様におかれましても、両制度にご理解をいただくとともに、両制度を活用し、地域の防災力向上、地域のつながりづくり等に積極的に活用していただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○11番　冨田さとみ君

ありがとうございました。

この制度についてお聞きしましたが、避難後はどうするのか、どう支援していくのかが明

確になっていません。要綱を読んでも避難後には触れられていないこと。また、例えば、避難所までお連れしたけれども、その後はどうするのかということが明確でないこと。97名と、決して少なくない数字です。協力者と合わせると、たくさんの人たちが関係しております。

地域協力者として名を連ねている方の中には荷の重い方もあるでしょう。町内会、区会との協働と共有で、責任の負担軽減を図っていくことも大事かと思っております。加えて、地域協力者として名を連ねていただいているご近所の方など、10年前に登録されていても、現在は状況が変わっている方もあるかもしれません。救急キットの取組と比べると発展途上に見えますが、ご確認いただきますようお願いしたいと思います。

今回の印象は、とても救急キットと比べて、こちらのほうはどうなんだろうということはありましたけれども、進めていっていただきたいなというふうに思っております。

また、救急キットは、民生委員からの発案で始まった取組で、その当時、委員を務められていた方は、自分たちが始まりという自負を持っていらっしゃいます。その経緯も含め、新しい方々にも、今の方々にも説明していただきたくお願い申し上げます。

新しい方も増えておりますが、民生委員の皆様が見守りを兼ねて回っていただいております。大変なお仕事を担っていただいて、弱い方々に常に寄り添いながらの活動をされていることに感謝申し上げるとともに、これからもご自愛いただきながら頑張っていただきますよう、活動していただきますようお願い申し上げます。

今回質問させていただき、救急隊の皆様が、救急キットをきちんと活用されていることをお伺いでき、大変よかったと思っております。蟹江独自の取組でありますから、しっかり次へつなげていただきますようお願い申し上げます。

また、今回の２つの取組は、どちらも登録されている方にとって、いざというときの大切な支えとなっているはずです。いろんな課題を解決しながら、今と同じく弱者に寄り添う取組を継続していただき、安心できる大きな支えとなれますようお願いをして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長　伊藤俊一君

以上で冨田さとみさんの質問を終わります。

ここで、総務部次長兼安心安全課長、消防署長、介護福祉課長の退席と教育課長、給食センター所長の入場を許可いたします。

暫時休憩といたします。

（午後４時01分）

○議長　伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後４時02分）

○議長　伊藤俊一君

質問９番　多田陽子さんの質問「学校給食について」を許可いたします。

多田陽子さん、質問席へお着きください。

○２番　多田陽子君

２番　多田陽子です。

議長のお許しをいただきましたので、通告書にしたがって、「学校給食について」質問いたします。

今回、学校給食にまつわることを大きく３つ質問させていただきます。

まず１つ目は、小中学校の給食のエプロンの共有をやめ、各自が決まったものを使うことを求めて質問します。

といいますのは、近年話題になっている香害、香りの害と書く香害の問題と関わっているからです。匂い、嗅覚は、鼻がすぐに適応して気にならなくなる人がほとんどですが、中には、それらの香りに含まれた化学物質に反応する化学物質過敏症に苦しんでいる人もいます。

化学物質過敏症は、2009年に正式に病名として診断が下るようになった比較的新しい疾患です。ごく少量の化学物質に反応し、頭痛や吐き気、呼吸困難など、多様な症状を引き起こします。学校生活の中でも、被害を訴える声が一定数あるといいます。

最近は、身だしなみに関して気にかけることの低年齢化が進み、例えば、自分が毛深いのではないか、太っているのではないかと悩み、また、自分が臭いのではないかと悩む子供たちが少なくないようです。

そのために、過剰な香りのシャンプー、コンディショナーの利用や整髪料の使用、洗濯物には数日間香りが続くような柔軟剤、また夏場になると、汗の臭いを気にして、制汗剤、デオドラントスプレーでよい香りを放とうとします。

今、国や自治体が啓発活動に力を入れており、香害対策は注目が高まりつつあります。

私も授業参観等で学校へ行きますと、学校らしい匂いではなく、様々な、いわゆるよい香りに分類される香りを感じますが、ここで質問します。

蟹江町では、学校現場での化学物質過敏症についての認識は、現状どのようになっているでしょうか。

○教育課長　兼岩英樹君

ただいまの学校で化学物質過敏症についての認識はということで答弁させていただきます。

化学物質過敏症、香害による意見があることは認識してございます。

以上でございます。

○２番　多田陽子君

では、現在の取組や方向性について教えてください。

○教育課長　兼岩英樹君

ただいまの質問に対して答弁させていただきます。

小中学校での取組としましては、柔軟剤や汗拭きシートなどは無香料とする声かけ、また、対象児童生徒には、専用のエプロンの貸与とする個別対応を行っております。

以上でございます。

○２番　多田陽子君

無香料の推奨や個別対応、ありがとうございます。

化学物質過敏症は、一度発症すると長く患う疾患だそうです。また、健康な人でも、香りが強過ぎると気分が悪くなることがあります。

公共施設においてポスターの掲示や、香りつき洗剤の使用を控える市町村も増えつつあるようですが、小中学校ならではの化学物質過敏症対策の中でよく言われているのが、各家庭で洗濯をする共用の給食エプロンの取扱いです。

給食のエプロンは、配膳中に髪の毛やほこりなどの異物混入を防ぎ、衣服の汚れや細菌の付着を防止して、給食を衛生的かつ安全に提供するための衛生用防護衣としての役割があります。

使い方、回し方は、私が子供の頃から変わらず、各クラス内で給食当番が割り振られており、給食当番たちが給食用のエプロンと帽子を着用し、１週間配膳を行います。給食当番が当たった週は金曜日にそれらを持ち帰り、自宅で洗濯をしてアイロンをかけて、翌月曜日に持って登校し、次の人へ渡します。

そのとき、かなりきつい匂いがついたエプロンがあるそうで、つまり、別の家庭で使う洗剤や柔軟剤に含まれる香料、つまり化学物質によるトラブルが問題視され、自前のエプロンを認める学校や学校指定のエプロンを各自が購入する学校が増えつつあります。

また、化学物質過敏症の面だけではなく、共用の給食エプロンは、劣化による破れやボタンの付け替えなど、補修を誰がするのかといったこと。アイロンがけが大変だとか、金曜日や月曜日の欠席や忘れ物によるエプロンの引継ぎがうまくいかないことなどの問題もあります。

なので、給食エプロンを各自の所有としたらよいのではと考えているのですが、ここで質問します。

給食エプロンは、現状どのように購入しているのでしょうか。

○教育課長　兼岩英樹君

ただいまの質問に対してお答えさせていただきます。

現状、小中学校では、毎年での購入ではございませんが、公費で購入をしてございます。

以上でございます。

○２番　多田陽子君

公費ということで、では、再質問させてください。

今年度より、算数セットが学校備品となり、たくさんの喜びの声が私の下へ届いています。

学校備品としての算数セットは、各クラスにおはじきを300個、時計を30個置くといった形を取るのではなくて、従来と同じように１セットを１人ずつに貸与する形を取っております。

それと同様に、エプロンも年間貸与等の支給を検討してはいかがかと思うのですが、どうでしょうか。

○教育課長　兼岩英樹君

ただいまの質問に対してお答えさせていただきます。

年間貸与につきましては、購入に係る費用と使用頻度、また、使用しないときの保管などの課題の検討が必要となると考えます。

以上でございます。

○２番　多田陽子君

そうですね。現状、個人負担がなく購入されていますので、まずそのように提案させていただきましたが、金銭的なことで言いますと、各自での購入となりますと、特に小学生の場合は、１年生と６年生では体の大きさが大分違いまして、給食エプロンも何度も買い替えなければならなくなってしまいます。また、使用頻度も、先ほどおっしゃいましたように、それほど高くはないため、もったいないかなとも感じます。

だからこそ、各個人が購入するのではなく、学校の備品ではありつつも、１年間は個人に貸与する形を取ってはどうかと思いました。

ただ、保管方法とかは確かにそのとおりで、ですが、今は使用頻度が毎日ですが、個人に貸与すると、年間で数週間の使用となりますので、例えば、今よりも長持ちするとも思いますし、では、学年費等からの購入と考えますと、エプロンが大体2,000円代ぐらいだとすると、小学校６年間で割った場合、１年間で400円ほどとなりますので、毎月数十円ぐらいかなと。調理実習でもそのエプロンを使用できると考えると、保護者にとってかなりありがたいシステムかなと思いますので、十分に保護者にも理解いただける金額かなと思います。もう一度聞きます、いかがでしょうか。

○教育課長　兼岩英樹君

現在ですが、化学物質過敏症、香害などの問題点も含め、学校内でうまく対応できていることが確認できていますので、定期的に学校からの要望などの確認をさせていただきながら、必要に応じて検討はすべきと考えます。

以上でございます。

○２番　多田陽子君

そうですね。使わないときの保管、先ほどおっしゃっていたそれも考えなければいけないと思いますし、今すぐ必要なものでもないのかなと、現状の把握を考えたらそうかなと思いますので、引き続き周りの動向を見ながら考えていただければと申し上げまして、２つ目の質問、子育て支援の側面からの質問に移らせていただきます。

ついに今年度４月から始まりました学校給食費の無償化。あまり世間へは浸透していませんが、国会でこれまで使われていた、いわゆる給食費無償化との表現をやめ、学校給食費の抜本的な負担軽減と表現を変えました。

これは、子育て支援を目的として、公立小学校の児童の学校給食費に必要な食材費について、国が地方自治体を支援する取組です。児童１人当たり月5,200円と計算し自治体へ支援されますが、学校給食に必要な食材費がその基準額を超える場合、保護者にとって無償とはならないことから、無償化との表現ではなく、抜本的な負担軽減との表現になりました。

蟹江町でも5,200円の基準額では足りず、町からの公的補助をして、今年度は実質無償となっています。ありがとうございます。

では、学校給食の負担が保護者にとってゼロとなっていることの反応はいかがでしょうか。

○給食センター所長　古賀慎一郎君

ご質問のありました無償化の現場の反応についてお答えいたします。

各学校より、保護者の方から「ありがたい、助かる」、あと中学校の生徒の方から「親が喜んでいる」といった声が伺えたと聞き及んでおります。

以上でございます。

○２番　多田陽子君

喜ばしいことだと思います。

蟹江町では、給食の提供は、保育所と小中学校でも行っています。

では、次の質問です。

小中学校はともに義務教育にもかかわらず、国はなぜ、小学校のみの抜本的な負担軽減を支援したと分析していますか。

○給食センター所長　古賀慎一郎君

ご質問のありました国が小学校のみを、給食費のいわゆる無償化の対象にしたかという理由について、考えとしてお答えいたします。

国による学校給食費の抜本的な負担軽減、公立小学校のみを対象とした理由というのは、大きく２つあると考えております。

１つ目は、文部科学省が、令和６年12月に無償化に関する課題を整理した当時、公立に限っても、食材費に相当する給食費の合計額が約4,832億円と推計されており、給食無償化の拡大には、安定的な財源の確保を要するとされたことでございます。

２つ目は、中学校においては、全国的に見ますと、選択制の給食を実施している場合があるといったことや、完全給食の実施率が、小学校と比べると若干低いということが考えられます。

それらを踏まえ、令和７年２月に、自由民主党、公明党、日本維新の会の合意により、「まずは小学校を念頭に、地方の実情等を踏まえ、令和８年度に実現する。その上で、中学

校への拡大についても、できる限り速やかに実現する。」とされ、現在の制度設計がされたと考えております。

以上でございます。

○２番　多田陽子君

国の方針、方向性を理解して自治体の運営に反映させるのは大事な視点だと思いますので、今後とも引き続きよろしくお願いします。

完全無償化については、私も何度も申し上げているのですが、完全無償がよいのか、それとも、負担があってもよいので質や量を上げてほしいのかなど、子供たちや保護者へのアンケートや給食センター運営委員会などで意見を聞いていただくと、今後の物価の高騰にも対応しやすく、より町民に寄り添ったものとなるように感じますが、見解をよろしくお願いします。

○給食センター所長　古賀慎一郎君

お子様や保護者の方への意見を伺ったらということでお答えさせていただきます。

子供たちには、可能であれば、栄養教諭等による学校での栄養指導の機会、こういったものを通じて、また保護者の皆様へは、町民試食会や、あと先ほどおっしゃられた給食センター運営委員会等、こういった機会を通じて無償化へのご意見、伺えればと考えております。

以上でございます。

○２番　多田陽子君

蟹江町では、栄養教諭の先生が、各学校をよく回ってくださっていると聞いておりますので、ぜひ引き続きお願いいたします。

中学生になりますと、家庭の出費はぐんぐんと上っていきまして、塾代や食費、また被服費、部活動の地域移行もありますので、自己負担が今後どのようになるのかというのは気になるところです。

今回、蟹江町では、中学校の給食費も無償化としてくれましたが、来年度この制度がどうなるか、国はまだ決定していない状態なんですよね。当町では、中学校においても完全無償化でなくとも、抜本的な負担軽減を続けていただきたいと申し添えて、次の質問へ移ります。

同じ小学生、中学生の町民でも、蟹江町立小中学校に在籍していない子供もいます。過去に保育所の給食費の補助に対しては、町外や私立幼稚園に通う子供へも補助がありましたが、小中学生に対しましては、給食費の補助等でも、町立外の子供たちは対象外といいますか、ないものとして扱われていたことがずっと気にかかっていました。

受験をして私立や公立中高一貫校など、町外の学校へ通うことを決めたのならまだしも、特別支援学校に通う場合も同列の扱いでよいのか、当町の見解を教えてください。

○給食センター所長　古賀慎一郎君

ご質問ありました町立の小中学校外に通う児童生徒への支援についてお答えいたします。

今回、国による学校給食費の抜本的な負担軽減のための給食費負担軽減交付金の創設を受け、町は、町立小学校の学校設置者として、給食費負担軽減交付金及び不足分を補うため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、この２つの交付金を活用して、まずは令和８年度において、町立小学校に通う児童の給食費の保護者負担を無償化しました。

なお、町立中学校においても、同様に、町立中学校の学校設置者として、町立小学校に準じて、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用することにより、まずは令和８年度において、町立中学校に通う生徒の給食費の保護者負担を無償化したところです。

よって、今回の無償化では、蟹江町立小中学校に通う児童生徒を対象としております。

まずは、国が創設した公立小学校における給食費負担軽減交付金の円滑な実施と、それに準じて、地方創生臨時交付金を活用した町立中学校における無償化の実施を進めてまいります。

また、今後、国・県・他市町村、こういった動向を踏まえながら、対象学校のさらなる拡充、可能かどうか検討してまいります。

以上でございます。

○２番　多田陽子君

今おっしゃっていたまずはというところの言葉に期待をしたいと思います。

やはり先ほど言いました特別支援学校は、好きで行っているわけではないというところがありますので、納得がしづらいところもあります。

ただ、私の中でももう少し整理をして、改めて話をさせていただければなと思いますので、よろしくお願いします。

今回の答弁を求めるものではないのですが、令和６年第３回の一般質問で、親子通園施設ひまわり園でも給食の提供ができないかと私は質問いたしました。ひまわり園での給食を提供する場合、給食センターからの配送ルートが変わってくると答弁の中にありましたが、令和８年度から、蟹江保育所の中にひまわり園を併設するに当たり、蟹江保育所では自園調理を行いますから、その点がクリアされると思います。

また、療育の一環として、集団で食事を取ることに重点を置き、お弁当が最後のご褒美的な要素であってほしいということではありましたが、療育の専門家へ話を伺いましたところ、親にとっても子にとっても、給食にもお弁当にもどちらにも、療育的にとても大きな意味があることを教えていただきました。

給食の提供が可能か、そうでないかといったシステム的なことだけではなく、療育が必要な子供にとって成長の一つの要素であること、親御さんにとってお弁当を作る負担がどうだといった私の考えが、いかに浅いところにあったかというところに気づかせていただきました。

保育所や幼稚園と併用して通っている子供の給食の様子が親御さんに分かること、何度も給食があることは、むしろ子供にとって負担になることがあり、ただ、年長児の３学期に行えば、小学校入学へ向けたステップアップの一助にもなるとも考えられるとの御意見もいただきました。

療育の一環として、園の行事的な位置づけの給食の提供を、こども福祉課、今日、課長がこの場にいらっしゃいませんので、民生部長に向けて要望として上げさせていただきます。よろしくお願いします。

また、学童保育の給食については、給食について調べれば調べるほど、実施に向けての壁が高く分厚過ぎて厳しいなと感じています。子育て支援の側面からしますと、お弁当の配達のほうが現実的ですので、そちらの方面に考え方をシフトしていきたいなと考えました。

話を戻しまして、給食費の抜本的な負担軽減は、子育て支援を目的とした制度だと冒頭に言いましたが、文部科学省の施策にもかかわらず、学校教育の充実ではなく、子育て支援を目的としているところに、個人的には頭の中にクエスチョンマークがついているんですが、子育て支援なので、保護者への負担軽減ということで、最後にもう一つ質問させてください。

愛西市やあま市などでは、始業式や終業式の日にも給食を提供しております。蟹江町でも実施は可能でしょうか。

○教育課長　兼岩英樹君

ただいまの質問に対して答弁させていただきます。

近隣市町で、始業式、終業式の給食提供を実施している学校につきましては、２学期制が多く、休み前後の日が式日でないため、給食提供を行っていると認識しております。

蟹江町は３学期制であり、短縮授業、さらに７月、９月の式日については、暑さ対策として10時過ぎには下校としており、給食提供が困難となっております。

式日によって、給食の提供する日、しない日を設定することにより、児童生徒及び保護者にとって混乱を招くことになると思われますので、検討の結果、現状としております。

以上でございます。

○２番　多田陽子君

ありがとうございます。

２学期制ということを蟹江町内でも聞いたことがあるんですけれども、一般の方にはよく分からないかなと思いますので、ここで改めて、２学期制、３学期制の区別など、説明をお願いしてもよろしいでしょうか。

○教育課長　兼岩英樹君

ただいまの質問に対してお答えさせていただきます。

２学期制とは、１年間を前期、後期の２学期に分ける制度でございます。

学期の区切りを減らすことで授業時間を確保しやすくなり、ゆとりを持って落ち着いた学

習に取り組めると言われております。

以上でございます。

○２番　多田陽子君

ありがとうございます。

いずれにせよ、なかなか蟹江町での実施は厳しいということを理解はしたんですけれども、暑さ対策といいますと、お弁当を持ってその暑さの中で学校に行って、学童保育まで歩いていってというところの問題なども出てきますし、恐らく保護者の中からも、私も聞いています。始業式、終業式にも出してほしいという声が実際にありますので、今後も、そういった声がどれぐらいあるのか、実施に向けてというところもある程度加味しながら考えていただければと思います。よろしくお願いします。

では、最後３つ目の質問の給食の残食についてお伺いします。

私たちが子供の頃は、給食の残ったものは家に持ち帰っていた記憶があります。ランドセルの奥からかぴかぴになったパンが出てきたとかありましたよね。それがいつの間にかなくなり、調べてみると、私が生まれるよりずっと前の昭和44年６月18日付の通知、「学校給食における食中毒の防止について」で、パン等の残食の持ち帰りは、衛生上の見地から禁止することが望ましいと国は示していたようです。

しかし、実態としては、こっそりパンだけを持ち帰っていたという学校が多かったようで、理由を考えてみますと、当時の先生方は、恐らく戦前生まれだったり、戦後の混乱期を過ごしてこられたりと、食糧難を経験されているからこそ、食べ物を粗末にできなかったのではないかと推測します。

その後、徐々に持ち帰り禁止に対しては厳格化していき、特に、1996年のO157集団食中毒の事件など大きな事件をきっかけに、学校給食全体の衛生管理がより厳しくなり、残った給食はその日のうちに廃棄が徹底される流れが強まりました。その意味で、食中毒への危機感の高まりが、もったいないの気持ちよりも勝ったと考えられます。

学校給食は、栄養バランスを計算し、献立を考えて作られています。しかしながら、残すことで栄養バランスが乱れているとも言えますし、当然のこと、年齢が同じでも子供たちの体の大きさは様々で、必要な栄養量は個々で違っており、配膳の際からそれらを加味するクラスもあれば、お代わりという形で、自分の適量を食べるようにしているクラスもあります。

先生方のご指導、家庭での教育のおかげか、蟹江町での主食、副食の食べ残し量は、１回当たり１人数グラムと、あと一口食べたらなくなるほどまで抑えることができています。

では、牛乳は年間どれぐらいの量が処分されているのでしょうか。未開封のまま処分されているのはどれくらいか教えてください。

○給食センター所長　古賀慎一郎君

ご質問ございました給食の廃棄量についてお答えをいたします。

年間の廃棄量や本数の詳細は把握しておりませんが、愛知県の学校給食の残食量に関する調査のために、学校の協力を得て、令和７年11月の任意の１週間に行った集計によりますと、蟹江町における１日当たりの牛乳の残食率は、小学校、中学校合わせまして約3.3％です。

なお、愛知県全体の牛乳の残食率は5.7％でございます。

以上でございます。

○２番　多田陽子君

では、それは金額にするといかほどでしょうか。

○給食センター所長　古賀慎一郎君

さきの調査の１日当たりの牛乳の残食量、牛乳の単価、こちらを掛けますと、１日当たりおおよそ6,000円、１年当たりでおおよそ110万円と試算されます。

以上でございます。

○２番　多田陽子君

6,000円が計算すると110万円ぐらいになるということで。

では、それらはどのように廃棄されているのでしょうか。

○給食センター所長　古賀慎一郎君

残った牛乳は、各学校で中の牛乳を食缶、こちらに集めてもらい、給食センターへ回収します。その後、給食センターで、油脂分離槽をはじめ、12の浄化槽で構成された廃水処理施設で処理しております。

以上でございます。

○２番　多田陽子君

主菜、副菜については以前の答弁でありましたが、生ごみ処理機で堆肥化することになっていますが、牛乳はざっくり言うと、排水するということですね。

つまりは、リサイクルしないということですが、食品ロス削減推進法を踏まえ、排水する以外の処理方法は検討しているのかも質問させてください。

○給食センター所長　古賀慎一郎君

ご質問ありました牛乳の排水以外処理方法についてお答えします。

現在、牛乳を廃棄する以外の処理方法を検討しておりません。

しかし、ご指摘のとおり、食品ロス削減推進法の観点からどのようなことができるかというのは、先進自治体参考にし、可能な取組、こちらを模索してまいります。

以上でございます。

○２番　多田陽子君

ありがとうございます。よろしくお願いします。

実際、水分の多く含んだものを堆肥化するのは大変ですし、牛乳からプラスチックを作る技術もあるそうですけれども、コスト面ではなかなか現実的ではないと容易に想像がつきま

す。

とはいえ、今話題のナフサショック、中東情勢の緊迫化などを背景に、石油化学の基礎原料であるナフサの供給不安と価格高騰が引き起こした経済的混乱のことを言いますが、プラスチック容器やごみ袋などの身近な生活用品の品薄だけではなく、印刷用のインクが供給できなくなるなどとは夢にも思いませんでした。

当たり前のことが当たり前でなくなっていく時代が来ているのかなとも不安になる中で、私たちは今のまま、食べられる食品を廃棄し続けてよいのでしょうか。

子供たちは食育の観点から、食べ物を粗末にしないということを、家庭をはじめ先生方より教育を受けています。今こそ、食品ロス削減推進と学校給食の安全とが、さらなる歩み寄りを図るべきなのではと考えました。

国の示す衛生管理上の基準の食品衛生法に、持ち帰り禁止と書いてあるわけではなく、国の通知や学校給食衛生管理基準の中で、禁止することが望ましいと示されている形です。

実際これは、Ａ４用紙18枚と分量も少ないもので、詳しいことは、愛知県では「学校給食の管理と指導のマニュアル」という264ページの冊子に、事細かに学校給食について規定が示されています。その74ページに、パン等残食の持ち帰りは禁止する、パン、牛乳、おかず等の残品は、全てその日のうちに処分し、翌日に繰り越して使用しないとあります。

このように、給食の衛生管理、安全が求められる一方で、令和元年10月１日に、食品ロス削減推進法が施行されました。

令和５年12月議会でも、山岸議員から食品ロスについての一般質問が出されました。その際に、給食センターでも生ごみ処理機が設置されており、残飯を使ったいわゆる生ごみの堆肥が作られていると答弁があり、また、各関係機関と連携し、食品ロス削減に努めるよう普及啓発等についての記載がしてあり、それについて対応している。また、参考になるような情報発信や普及啓発活動を、ホームページ等を使って今後も続けていきたいと環境課からありました。

具体的には、買物時には事前に食材のチェックをして不必要なものは買わない、食品の保存方法を工夫する、また無駄なく食材を使い切るなど、日常生活の中でできることから行動に移していくことが重要だと考えているとありました。

これは、各個人の生活のことを述べているのであり、給食センターのような施設でのことを言っていないことは承知ですが、このたび、学校給食の材料費が、公費、税金で賄われているという状況になった今、さらに学校給食でも、食品ロスに対しての意識を、いま一度改めて高めていかなければいけないのではないでしょうか。

衛生管理と食品ロス削減の２つの大きな柱となる指針の間で、なぜ変わらずに、賞味期限の残った未開封の牛乳までをも処分するという解釈を続けているのか、町の見解を教えてください。

○給食センター所長　古賀慎一郎君

ただいまの質問にお答えいたします。

牛乳は、事業者から学校へ注文本数、こちらが直接納品され、配膳室の冷蔵庫へ保管されます。一度庫内へ保管したものを、給食前に配膳員が適宜仕分け、各教室へ届けられます。

したがいまして、仮に当日後にも飲用するために、再度配膳室の冷蔵庫へ戻すとなれば、各教室へ運ぶために様々な経路をたどった牛乳が、さらなる時間の経過とともに回収されるということになり、戻す途中での毀損、汚損もあり得るなど、学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について定めた学校給食衛生管理基準に照らしても適切ではありません。

また、日々、新しい牛乳が納品されるため、賞味期限の異なるものが混在するということになり、日々その管理を行い続けるということは、現状の給食提供のための時間及び人員面、こちらの面からも困難であると考えております。

以上でございます。

○２番　多田陽子君

それならば、最初から残されることが見込まれる分は、冷蔵庫から出さなければよいのではないか。環境課の答弁に、各関係機関と連携し、食品ロス削減に努めるよう普及啓発等を続けるとありましたが、子供たちには、牛乳が堆肥化されることなく流されて処分されることは教えているのかなど、言いたいことはたくさんあります。

愛知県のマニュアルの中には、残品は、全てその日のうちの処分しとあります。まず、その日の基点がいつなのか。牛乳でいえば納品された日の午前零時なのか、それとも納品された時刻からなのか、それならば、栄養価が足りずに特別配慮が必要な子供に、翌朝の登校時に飲んでもらうことも可能なのではないかなど、また解釈の仕方が肝かなとも思います。

昨年、京都で、給食の残り物で給食調理員が賄いを作り、自分や先生方と食べていたことが発覚し、減給処分を受けたという事例がありました。この事件については、世間では賛否両論が巻き起こりました。ルールに違反しているからよくない、捨てるものを食べて何が悪いんだなどです。

ただ、報道によると、調理員があまり物だけではなく、私物を調理室に持ち込んだとか、多めに作れる分の食材の中から、一部を賄いのためにさきに取り分けたなどの問題行動があったとも言われています。それが事実であれば、確かに、処分が必要になってくるかとも思います。

ただ、世間の反応を見ると、食べられるものを捨てることに関してだけの部分を見ると、おおむねもったいないとか、時代に合っていないといった同情や批判の声が圧倒的多数を占める結果だとも言われています。

とはいえ、残食の有効活用は難しいところもあると聞いています。職員が持ち帰りたいからという理由で、あらかじめ隠しておくような悪質な事例はどうしても出てきてしまうそう

です。

となると、先ほどの答弁にありましたように、食品の保存方法を工夫する、事前に食材のチェックをして不必要なものは買わないなどの考え方の活用が、給食の分野においても、早い解決の糸口になるかと思われます。

年間、牛乳は110万円分の廃棄がされています。このうち幾らが、最初から廃棄が分かった上で購入された分でしょうか。これらが今年度、税金で購入されているわけです。

午前中、当町は、決して余裕のある自治体ではないと町長は答弁されました。その中でも、各課がいつもやりくりに工夫を凝らしてくれています。

廃棄が予測される分は、あらかじめ購入しておかないとか、何本かは毎日ではなく、購入量を調整しておくとか、不提供承諾書を作るなどで、廃棄を大幅に減らすことができるのではないかと考えられます。

そうすると、来年度以降も、給食が完全無償でなくなったとしても個人負担が抑えられたり、材料のバラエティーを増やすことができたり、また学校給食とは直接関係のない町民からの理解も得られやすかったりとしないでしょうか。

では、最後に、町長のお考えを伺わせてください。

食べられるものの廃棄処分や未開封の牛乳をあえて開封して処分することについての、財政面からの見解をお聞かせください。

○町長　横江淳一君

それでは、議員のご質問にお答えをしたいと思います。

極端な例を出されましたので、非常にお答えがしにくいんですけれども、食品衛生上からすると、廃棄もやむを得ないというふうに私は一部思っております。それと、廃棄をするのに、またそれの倍以上のお金をかけてその業者に委託する、これも本末転倒だと思います。

牛乳というのは、本当に最高のバランスを持っておりまして、我々の時代は、議員の時代は違うかも分かりませんが、脱脂粉乳というもので、脂肪や――笑って見えるけれどもおいしかったんですよ。脂肪分を取って、水分を取って、たんぱく質、高カロリーの食品で、それで我々はここまで来られたというふうに思っています。

そんなときには、やっぱりもったいないという感覚があったし、実際密封した容器で分配されるわけではありません。オープンの寸胴で、みんなが入れたもんでありますけれども、その時代を元へ戻せとは言いません。

ですから、議員のおっしゃることは本当よく分かりますけれども、やっぱり衛生法。何かあったときに、じゃ、何でここだけ封を開けなくてやるんですかなんて話になったときに、非常に難しい判断を迫られるというふうに私は思っております。

ただ、もったいないという気持ちだけは、やっぱり子供たちにしっかり植え付けて、できるだけバランスのいい牛乳を、アレルギーの方は駄目ですよ。バランスのいい食材としての

牛乳をしっかり飲用していただきたい。そういう家庭の教育も僕は必要ではないのかな。その上の中のロスというのは、最低限、これは仕方がない部分があるかも分からないと思っています。

それを奨励するわけではありません。議員も多分、お分かりになって質問してみえると思いますので、そこのところだけはご理解いただければ、ありがたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

○２番　多田陽子君

町長、ありがとうございます。

先ほど、完全給食を蟹江町は提供していると答弁の中にありました。

完全給食というのは、ご飯、主食とおかずとそれに牛乳と、この３点セットを併せて完全給食と言われています。それを提供しているのは、特に中学では、名古屋市とかでもないんですけれども、蟹江はそれをやってくれているというのをとてもありがたいなと思っています。

完全給食は、栄養価について、やはりとてもすばらしいというところがあるんですが、では、町長は、給食は食べて完全給食が完成されるのか、それとも、提供して完全給食と言えるのか、どちらでお考えでしょうか。

○町長　横江淳一君

私は、やっぱり食べて完全給食という考え方のほうがいいと思います。

ただ、好き嫌いがあるのは当たり前でありまして、家庭で嫌いなものは食べなくていいよという教育指針が、僕は完全給食を阻んでいる大きな要因じゃないのかなというふうに思っていますし、名古屋、それから諸外国でもそうでありますけれども、ランチサービスというところを取っている学校もあります。明らかに好き嫌いがはっきりしてしまう。牛乳を飲まない子は飲まない。でも、それは業者がやっているから、そのまま持って回収しちゃう。それだって廃棄になるじゃないですか。

地方自治体が、完全給食をやっているところと業者に委託をしてランチサービスをやっているところ、そこのバランスを僕は、栄養バランスは相当違っているというふうに思っています。

ただ、無理に牛乳を飲んでくださいと言っているわけではありません。それは常識の範囲でやっていただければいいと思いますけれども、牛乳の持つパワーは、やっぱり子供たちの成長には欠かせない食材だと僕は思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○２番　多田陽子君

好き嫌いももちろんそうなんですけれども、すみません、私、個人的に牛乳が大好きなもので、蟹江町の給食試食会で飲ませていただく牛乳がとってもおいしくて、もう何本も飲みたいなと思うぐらいで、それが年間、こんなにたくさん廃棄されているのかというのがもっ

たいなくて仕方がない。本当、一口でもいいから、みんな飲んでほしいなという気持ちがどうしても湧いてしまいまして。

また、これって言い過ぎかもしれないんですけれども、絶対に私は牛乳を飲まないとか、これは食べないとかいうのって、何となく人間形成においても人の好き嫌いというんですかね。食べ物だけじゃなくて、いろいろなことに関して、受け入れない性格に育ってしまうんじゃないかというところを心配しているところがありまして、今回このような質問をさせていただきました。

やはり、結果、完全給食も、食べて初めて栄養価全てが完成されるということを考えるのであれば、人数分の牛乳が、毎度毎度発注されて残っている現状というのは、考えてみても、やはり結果としては体に入らないということで思うと、さほど差がなくなってしまうのかなとも思います。

午前中に、志治議員が20年後のことをいろいろと質問されていましたけれども、20年後、食糧難の時代が来ているかもしれません。その時代に生きるであろう今の子供たち、これからの蟹江町の子供たちにおいて、蟹江町で育つ子供たちが賢く食と付き合っていけるようになるために、行政を担う職員が、勇気を出してこの問題に取り組んでいただければと切に願って、今回この質問を作らせていただきました。

最後になりましたが、６月３日の台風の際に、前日の朝早くに、翌日の学校給食の提供中止を決定し、献立を次の日に振り替えたり、牛乳やご飯の納品を止めたりと、一切の廃棄処分を出さずに済んだと聞きました。

また、休校の判断をせずに当日の天候に任せたため、結果、１時間目から通常授業を行いました。事前に休校の判断をしていたら、学童保育も行えず、ああ、通勤できたのになと、晴れた空を見上げていた保護者がたくさんいたことと思います。

とはいえ、どのような判断を下しても、全員に満足いける結果を選ぶことは不可能です。ですが、あらゆる可能性の中から、ベストであろうものを考えて選ばれた職員の皆様のご英断に敬意を表して、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長　伊藤俊一君

以上で多田陽子さんの質問を終わります。

○議長　伊藤俊一君

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

（午後４時47分）